

2019 濃計発第 94 号

2019 年 11 月 18 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

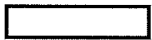
代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚



濃縮・埋設事業所加工施設保安規定の変更認可申請書の一部補正について

2014 年 1 月 7 日付け 2013 濃計発第 202 号をもって申請しました濃縮・埋設事業所加工施設保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり一部補正いたします。

本書の記載事項のうち、内の記載事項は公開制限情報に属するものであり公開できませんので削除しております。

1. 補正の内容

2014年1月7日付け2013濃計発第202号をもって申請した濃縮・埋設事業所加工施設保安規定の変更認可申請書を以下のとおり一部補正する。

また、補正後の新旧対照表を別添に示す。

なお、新旧対照表には、2014年1月7日の申請以降に認可された保安規定（添付資料参照）の内容を反映した上で、補正後の変更内容を示す。

2. 今回の補正の理由

(1) 事業変更許可申請書の記載事項の反映

平成29年5月17日付け原規規発第1705174号にて許可された核燃料物質加工事業変更許可申請書（以下「事業変更許可申請書」という。）の以下の内容を反映し、追加又は変更する。

新規制基準適用に伴う本変更については、安全対策のために加工施設の工事等を要しない事項から申請を行うが、工事を要する事項については、新規制基準に適合した加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、新規制基準対応工事の進捗を踏まえて申請を行う。

今回の変更で申請する事項及び工事を要する事項を参考資料に示す。また、工事を伴う事項については、その申請時期の計画を示す。

1) 新規制基準に係る反映事項

a. 火災防護活動のための体制の整備等

- ・火災防護活動のための体制の整備について追加するとともに、その実施方針として、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」を追加する。（第9章）

- ・コールドトラップの運転基数の制限に関する事項を追加する。（第30条）

b. 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備

- ・自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備について追加するとともに、その実施方針として、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」を追加する。（第10章）

c. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備

- ・重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備について、その実施方針として、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」を追加する。（第11章）

d. 上記以外の事業変更許可申請書の記載事項の反映

a) 閉じ込めの機能

- ・ケミカルトラップ（NaF）の性能確認（第37条）
- ・UF6を取扱う機器のある管理区域内で工事等を行う場合の運転区域と工事区域の区分管理（第37条）
- ・管理区域内作業時におけるUF6漏えいの早期検知のための可搬式HF検知警報装置の携行（第37条）

b) 誤操作防止

- ・誤操作防止に関する事項を含めた手順書の制定（第33条）

c) 遮へい等

- ・管理区域の線量等に応じた細区分（第65条）

d) 線量当量等の測定

- ・管理区域の線量等の管理区域入口付近への表示（第73条）

e) 安全避難通路

- ・安全避難通路への避難用及び非常用照明の配備、可搬型照明の配備及び工事等により安全避難通路が通行できない場合の代替措置（第97条）

2) 新規制基準以外の反映事項

a. 加工施設以外の設備・機器設置時の措置

2015年12月16日に再処理施設において発生した査察機器の火災（焦げ痕）を踏まえ、本施設の敷地内に設置される施設等で、安全機能を有する施設以外のものに対し、安全機能を有する施設の安全性に影響を与えないことを設置前に予め確認することを追加する。（第33条の2）

b. 管理区域用被服に汚染があった場合の措置

事業変更許可申請書において、過去、核燃料物質によって汚染が認められた被服が発生していないこと、過去10年間ドライクリーニング装置を使用した実績がないことを踏まえ、ドライクリーニング装置を撤去することとした。

これにより、当該装置撤去後における汚染管理として、保安規定で明確にする以下の事項を追加する。

- ・被服に汚染が認められた場合の被服の廃棄（第68条）
- ・放射性物質の飛散のおそれがある作業を行う場合の措置（第71条）

(2) 保安規定審査基準の要求事項の反映

「加工施設における保安規定の審査基準（平成27年8月5日、原規規発第15080526号、原子力規制委員会決定）」の要求事項を踏まえ、以下を追加又は変更する。

- 1) 加工施設の操作に必要な当直の要員数の追加（第31条）
- 2) 設備の操作に必要な手順書の制定及び手順書に対する核燃料取扱主任者の審査の追加（第33条）
- 3) 当直長の業務引継ぎ時の対応の追加（第33条の5）

4) 放射線防護基本概念 (ALARA) に則った基本方針の記載箇所を「第1章 総則」から「第7章 放射性廃棄物管理」及び「第8章 放射線管理」に変更 (第57条、第62条)

(3) その他の運用変更に係る変更

1) 危険物・薬品貯蔵庫の機械油の固形化完了に伴う記載の削除

平成27年度加工施設保安検査において、管理区域内で管理すべき廃油をウラン濃縮建屋外の危険物・薬品貯蔵庫で保管していたことに対して指摘を受けたことから、危険物・薬品貯蔵庫に保管中の廃油は一時的な管理区域を設定して保管管理すること等を保安規定に定めた。(原規規発第1603074号、平成28年3月7日認可)

今般、危険物・薬品貯蔵庫で保管していた廃油の固形化処理が完了し、一時的な管理区域の解除を実施したことから、当該事項に係る条文を削除する。(第60条の3第2項、第60条の5)

2) 適合確認完了 (使用前検査合格) 前の設備の使用

新規制基準に係る追加安全対策の設計及び工事の方法の認可申請において、生産運転を停止している状態においても、その運用を開始する必要がある非常用設備等に対する措置を追加する。(第56条の2)

(4) 記載表現等の変更

上記変更に伴い、章番号、条番号及び項番号並びに記載表現を変更する。

(5) 施行日の変更

施行日について、附則を追加するとともに、「この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。」に変更する。

以上

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（目的） 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき定める。 2 この規定は、濃縮・埋設事業所加工施設（以下「加工施設」という。）に係わる保安に関する基本的事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（基本方針） <u>第1条の2 加工施設の保安に係る運用は、安全文化を基礎とし、ALARAの精神（公衆及び放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低い水準に保つ）にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。</u></p> <p>（適用範囲） 第2条 この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守） 第3条 日本原燃株式会社の役員、従業員及び臨時雇員（以下「社員」という。）は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、関係法令及びこの規定を遵守しなければならない。 2 社長は、加工施設における保安活動を実施するにあたり、関係法令及びこの規定の遵守が適切に行われるようにするための活動を第11条に基づく品質マネジメントシステムにて実施する。 3 濃縮事業部長（以下「事業部長」という。）は、第1項以外の者（以下「請負事業者等」という。）に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。 4 各職位は、別表30に定めるこの規定に基づく文書を遵守しなければならない。</p> <p>（安全文化の醸成） 第3条の2 社長は、加工施設における保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成のための活動を第11条に基づく品質マネジメントシステムにて実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（目的） 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき定める。 2 この規定は、濃縮・埋設事業所加工施設（以下「加工施設」という。）に係わる保安に関する基本的事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（削除）</p> <p>（適用範囲） 第2条 この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守） 第3条 日本原燃株式会社の役員、従業員及び臨時雇員（以下「社員」という。）は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、関係法令及びこの規定を遵守しなければならない。 2 社長は、加工施設における保安活動を実施するにあたり、関係法令及びこの規定の遵守が適切に行われるようにするための活動を第11条に基づく品質マネジメントシステムにて実施する。 3 濃縮事業部長（以下「事業部長」という。）は、第1項以外の者（以下「請負事業者等」という。）に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。 4 各職位は、別表30に定めるこの規定に基づく文書を遵守しなければならない。</p> <p>（安全文化の醸成） 第3条の2 社長は、加工施設における保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成のための活動を第11条に基づく品質マネジメントシステムにて実施する。</p> <p>（事業者対応方針等の履行） <u>第3条の3 社長は、加工施設における保安活動を実施するにあたり、事業者対応方針、法第22条第5項の規定に基づき原子力規制委員会が定期に行う検査（以下「保安検査」という。）での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第3章に定める品質保証に基づき実施させる。</u> なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をいう。 <u>2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。</u></p>	<p>・核燃料物質加工事業変更許可申請書に記載した事項の反映（第57条第1項及び第62条第1項へ記載を移動）</p> <p>・平成29年10月16日付け原規規発第1710163号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織</p> <p>（保安に関する組織） 第4条 加工施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 職務</p> <p>（職務） 第5条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。 2 加工施設の保安に関する職位と職務に係る責任及び権限は次のとおりとする。 (1) 社長は、加工の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 副社長（安全担当）は、第9条に定める品質・保安会議の議長を務める。 (3) 品質保証室長は、社長が行う加工の事業に関する品質保証に係る業務を補佐するとともに、事業部長及び品質保証室長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（以下「JEAC4111-2009」という。）及び「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（以下「品質管理の技術基準に関する規則」という。）に定める管理責任者として監査等の必要な業務を行う。 (4) 事業部長は、加工施設の保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、JEAC4111-2009 <u>及び品質管理の技術基準に関する規則</u>に定める管理責任者として必要な業務を行う。 (5) ウラン濃縮工場長（以下「工場長」という。）は、濃縮運転部長及び施設部長の所管する保安に関する業務を統括する。 (6) 濃縮計画部長は、加工の事業変更許可及びこの規定の変更に係る業務を行う。 (7) 濃縮運転部長は、濃縮技術課長、運転課長、保修課長及び警備課長を指揮し、濃縮技術課長、運転課長、保修課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第11号に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。 (8) 施設部長は、施設計画課長、機械課長及び電気課長を指揮し、施設計画課長、機械課長及び電気課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (9) 安全管理部長は、放射線管理課長及び品質保証課長を指揮し、放射線管理課長及び品質保証課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (10) 防災管理部長は、防災管理課長を指揮し、防災管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (11) 濃縮技術課長は、核燃料物質の管理に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第7条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織</p> <p>（保安に関する組織） 第4条 加工施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 職務</p> <p>（職務） 第5条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。 2 加工施設の保安に関する職位と職務に係る責任及び権限は次のとおりとする。 (1) 社長は、加工の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 副社長（安全担当）は、第9条に定める品質・保安会議の議長を務める。 (3) <u>監査室長は、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査を行うとともに、所管する業務に関し「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（以下「JEAC4111-2009」という。）に定める管理責任者として必要な業務を行う。</u> (4) <u>安全・品質本部長は、社長が行う加工の事業に関する品質保証に係る業務の補佐（事業部の品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関しJEAC4111-2009に定める管理責任者として必要な業務を行う。</u> (5) <u>事業部長は、加工施設の保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、JEAC4111-2009に定める管理責任者として必要な業務を行う。</u> (6) <u>濃縮安全・品質部長は、品質保証課長を指揮し、品質保証課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u> (7) <u>ウラン濃縮工場長は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括する。</u> (削除) (8) <u>濃縮運転部長は、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u> ただし、第12号に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。 (9) <u>濃縮保全部長は、保安全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長を指揮し、保安全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u> (10) <u>放射線管理部長は、放射線管理課長及び廃棄物管理課長を指揮し、放射線管理課長及び廃棄物管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u> (削除) (11) <u>品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の補佐に関する業務を行う。</u> (12) <u>運営管理課長は、この規定の変更、加工施設で火災が発生した場合における消防員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災防護活動（以下「火災防護活動」という。）のための体制の整備及び保安教育</u></p>	<p>・平成31年3月1日付け 原規規発第1903012号</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書に</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(12) 運転課長は、加工施設の操作及び核燃料物質の運搬、貯蔵に関する業務を行う。</p> <p>(13) 保修課長は、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 警備課長は、加工施設の周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 施設計画課長は、設計及び工事の方法の認可申請に係る業務を行う。</p> <p>(16) 機械課長は、保安上重要と判断される改造のうち、建物及び機械設備の設計及び工事の方法の認可が伴う改造に係る業務を行う。</p> <p>(17) 電気課長は、保安上重要と判断される改造のうち、電気設備及び計装設備の設計及び工事の方法の認可が伴う改造に係る業務を行う。</p> <p>(18) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 品質保証課長は、保安に関する業務のうち、内部監査に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災管理課長は、加工施設の初期消火活動の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(21) 別表1に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）は、施設の管理に係る業務を行う。 また、同表に示す施設の保修を担当する課長（以下「保修担当課長」という。）は、施設の保修に係る業務を行う。</p> <p>(22) 各課長は、第11号から第21号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行う。</p> <p>3 各職位は、その職務を遂行できない場合に備え、あらかじめ代行者を定める。</p>	<p>の実施計画に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第7条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。</p> <p>(13) 運転管理課長は、加工施設の操作及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。 ただし、運営管理課長、廃棄物管理課長及び機械保全課長が所管する加工施設の操作に関する業務並びに運営管理課長が所管する核燃料物質の管理に関する業務は除く。</p> <p>(14) 警備課長は、加工施設の周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 保全管理課長は、保守管理に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(16) 機械保全課長は、建物及び機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 電気計装保全課長は、電気設備及び計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 施設計画課長は、加工の事業変更許可及び設計及び工事の方法の認可申請に関する業務を行う。</p> <p>(19) 放射線管理課長は、放射線管理に関する業務を行う。 ただし、機械保全課長及び電気計装保全課長が所管する放射線管理に関する業務は除く。</p> <p>(20) 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物管理に関する業務を行う。 ただし、運転管理課長、機械保全課長及び放射線管理課長が所管する放射性廃棄物管理に関する業務は除く。</p> <p>(削除)</p> <p>(21) 別表1に示す施設の管理を担当する課長（以下「管理担当課長」という。）は、施設の管理に係る業務を行う。 また、同表に示す施設の保修を担当する課長（以下「保修担当課長」という。）は、施設の保修に係る業務を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>3 各職位は、その職務を遂行できない場合に備え、あらかじめ代行者を定める。</p>	<p>記載した事項の反映</p>
<p style="text-align: center;">第3節 核燃料取扱主任者</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第6条 核燃料物質等の取扱いに関して、加工施設の保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 社長は、核燃料取扱主任者及び代行者を核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、<u>核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者</u>から選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第5条に定める保安に関する職務を兼任してはならない。</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第7条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、次に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、各職位に助言、協力すること。</p> <p>(4) 加工施設の定期的な評価に関する事項を審査すること。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 核燃料取扱主任者</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第6条 核燃料物質等の取扱いに関して、加工施設の保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 社長は、核燃料取扱主任者及び代行者を核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、<u>核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者</u>から選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第5条に定める保安に関する職務を兼任してはならない。</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第7条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、次に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、各職位に助言、協力すること。</p> <p>(4) 加工施設の定期的な評価に関する事項を審査すること。</p>	<p>・核燃料物質の加工の事業に関する規則の反映（今回の補正での変更なし）</p> <p>・平成31年3月1日付け原規規発第1903012号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(5) 第36条に基づくカスケード設備運転条件、第51条に基づく施設定期自主検査実施計画、第54条に基づく保修作業計画、第56条に基づく改造計画、<u>第101条に基づく保安教育の実施計画、第105条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画</u>について、その内容が保安上妥当であることを審査すること。</p> <p>(6) 所管官庁が法に基づいて実施する検査に原則として立ち会うこと。 (7) 法に基づく報告を審査すること。 (8) 加工の事業変更許可、設計及び工事の方法の認可並びにこの規定の認可に係る申請の要否を審査すること。 (9) 前号の申請について、その内容を審査すること。 (10) <u>第106条</u>に示す記録を確認すること。 (11) この規定及びこの規定に定める文書並びに第4章、第5章及び第7章に定める事項に関する手順書の制定及び改廃について、その内容が保安上妥当であることを審査すること。 (12) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>（意見の尊重） 第8条 社長及び事業部長は、核燃料取扱主任者より意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。 2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のためにする指示に従う。 3 各職位は、核燃料取扱主任者より助言を受けた場合は、その助言を尊重する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 会議体</p> <p>（品質・保安会議の審議事項及び構成等） 第9条 次の各号に定める事項については、品質・保安会議において、保安に関する基本方針を全社的観点から審議する。 (1) 加工の事業変更許可申請を伴う変更 (2) この規定の変更 (3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む） (4) 加工施設の定期的な評価に関する事項</p> <p>2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、品質保証室長、事業部長、濃縮計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。 3 品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 会議は、品質保証室長、事業部長、濃縮計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代行者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名したものが議長の職務を代行する。 (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、会議の開催が困難な場合は、議長、品質保証室長、事業部長、濃縮計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p>	<p>(5) 第36条に基づくカスケード設備運転条件、<u>第37条の2に基づく年間液化回数</u>、第51条に基づく施設定期自主検査実施計画、第54条に基づく保修作業計画、第56条に基づく改造計画、<u>第59条の2、第59条の3及び第60条の3に基づく搬出計画、第107条に基づく保安教育の実施計画、第111条に基づく加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画</u>について、その内容が保安上妥当であることを審査すること。</p> <p>(6) 所管官庁が法に基づいて実施する検査に原則として立ち会うこと。 (7) 法に基づく報告を審査すること。 (8) 加工の事業変更許可、設計及び工事の方法の認可並びにこの規定の認可に係る申請の要否を審査すること。 (9) 前号の申請について、その内容を審査すること。 (10) <u>第112条</u>に示す記録を確認すること。 (11) この規定及びこの規定に定める文書並びに第4章、第5章及び第7章に定める事項に関する手順書の制定及び改廃について、その内容が保安上妥当であることを審査すること。 (12) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>（意見の尊重） 第8条 社長及び事業部長は、核燃料取扱主任者より意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。 2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のためにする指示に従う。 3 各職位は、核燃料取扱主任者より助言を受けた場合は、その助言を尊重する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 会議体</p> <p>（品質・保安会議の審議事項及び構成等） 第9条 次の各号に定める事項については、品質・保安会議において、保安に関する基本方針を全社的観点から審議する。 (1) <u>加工施設の事業変更許可申請を伴う変更</u> (2) この規定の変更 (3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む） (4) 加工施設の定期的な評価に関する事項 <u>(5) 第111条に基づく加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画</u></p> <p>2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、<u>濃縮安全・品質部長</u>、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。 3 <u>第1項の審議に係る品質・保安会議の運営</u>は、次の各号によるものとする。 (1) 会議は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、<u>濃縮安全・品質部長</u>、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代行者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名したものが議長の職務を代行する。 (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、会議の開催が困難な場合は、議長、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、<u>濃縮安全・品質部長</u>、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p>	<p>・ 条、章番号の変更(以降同じ) ・ 核燃料物質の加工の事業に関する規則改正に伴う変更</p> <p>・ 平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・ 核燃料物質の加工の事業に関する規則改正に伴う変更</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等へ、安全文化の醸成を目的とした安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p> <p>（濃縮安全委員会の審議事項及び構成等）</p> <p>第10条 次の各号に定める事項については、事業部長の諮問を受け、濃縮安全委員会において、保安上の妥当性を事業部全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 設計及び工事の方法の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) 加工施設の品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）</p> <p>(5) 加工施設の定期的な評価に関する事項</p> <p>(6) この規定に基づく以下の事項に係る文書の制定及び改廃</p> <p>① <u>全社品質保証計画書の事業部内の運用</u>（「濃縮事業部 全社品質保証計画書運用要領」）</p> <p>② 文書管理及び記録の管理（「濃縮事業部 文書管理要領」）</p> <p>③ 監視機器及び測定機器の管理（「加工施設 試験検査装置管理要領」）</p> <p>④ 物品及び役務の調達管理（「濃縮事業部 調達先管理要領」）</p> <p>⑤ 内部監査（「濃縮事業部 内部監査要領」）</p> <p>⑥ 不適合管理（「濃縮事業部 不適合管理要領」）</p> <p>⑦ 是正処置及び予防処置（「濃縮事業部 不適合管理要領」）</p> <p>⑧ 加工施設の操作及び管理（核燃料物質の管理を含む）（「加工施設 運転総括要領」、「加工施設 核燃料物質等受払要領」、「加工施設 シリンダ等取扱要領」）</p> <p>⑨ 放射性廃棄物管理（「加工施設 放射線管理総括要領」）</p> <p>⑩ 保守管理（「加工施設 保守要領」）</p> <p>⑪ 放射線管理（核燃料物質等の運搬を含む）（「加工施設 放射線管理総括要領」、「濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領」）</p> <p>⑫ 保安教育（「加工施設 教育・訓練要領」）</p> <p>⑬ <u>異常時及び非常時の措置（初期消火活動のための体制の整備、重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備を含む）</u>（「加工施設 異常事象対策要領」）</p> <p>⑭ 濃縮安全委員会の運営管理（「加工施設 濃縮安全委員会運営要領」）</p> <p>⑮ 加工施設の定期的な評価（「加工施設 定期安全レビュー実施要領」）</p> <p>(7) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>① カスケード設備の運転条件（ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。）</p> <p>② カスケード設備運転条件設定方法</p>	<p>4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。</p> <p>5 社長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への<u>安全に係る教育</u>について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p> <p>（濃縮安全委員会の審議事項及び構成等）</p> <p>第10条 次の各号に定める事項については、事業部長の諮問を受け、濃縮安全委員会において、保安上の妥当性を事業部全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 設計及び工事の方法の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) 加工施設の品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）</p> <p>(5) 加工施設の定期的な評価に関する事項</p> <p><u>(6) 第111条に基づく加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画</u></p> <p><u>(7) この規定に基づく以下の事項に係る文書の制定及び改廃</u></p> <p>① <u>加工施設の品質保証計画書の運用</u>（「濃縮事業部 全社品質保証計画書運用要領」）</p> <p>② 文書管理及び記録の管理（「濃縮事業部 文書管理要領」）</p> <p>③ 監視機器及び測定機器の管理（「加工施設 試験検査装置管理要領」）</p> <p>④ 物品及び役務の調達管理（「濃縮事業部 調達先管理要領」）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>⑤ 不適合管理（「濃縮事業部 不適合管理要領」）</p> <p>⑥ 是正処置及び予防処置（「濃縮事業部 不適合管理要領」）</p> <p>⑦ <u>加工施設の操作及び管理（核燃料物質の管理を含む）</u>（「加工施設 運転総括要領」、「<u>加工施設 核燃料物質等管理要領</u>」）</p> <p>⑧ <u>放射性廃棄物管理</u>（「加工施設 放射性廃棄物管理要領」）</p> <p>⑨ 保守管理（「加工施設 保守要領」）</p> <p>⑩ 放射線管理（核燃料物質等の運搬を含む）（「加工施設 放射線管理総括要領」、「濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領」）</p> <p>⑪ 保安教育（「加工施設 教育・訓練要領」）</p> <p><u>⑫ 火災防護活動のための体制の整備</u>（「<u>火災防護計画</u>」）</p> <p>⑬ <u>異常時及び非常時の措置（加工施設において地震、竜巻、外部火災、火山（降灰）等の自然災害が発生した場合における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「<u>大規模損壊</u>」という。）が発生した場合における加工施設の保全活動を行うための体制の整備を含む）</u>（「加工施設 異常事象対策要領」、「<u>火災防護計画</u>」）</p> <p>⑭ 濃縮安全委員会の運営管理（「加工施設 濃縮安全委員会運営要領」）</p> <p>⑮ 加工施設の定期的な評価（「加工施設 定期安全レビュー実施要領」）</p> <p><u>(8) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更</u></p> <p>① カスケード設備の運転条件（ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。）</p> <p>② カスケード設備運転条件設定方法</p> <p>③ <u>年間液化回数</u></p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・核燃料物質の加工の事業に関する規則改正に伴う変更</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>③ 施設定期自主検査実施計画 ④ 改造計画 ⑤ 保安教育の実施計画 ⑥ 加工施設の定期的な評価の実施計画 (8) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、核燃料取扱主任者が出席できない場合は、代行者が出席する。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名したものが委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、委員長及び核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 (4) 委員長は核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>④ 施設定期自主検査実施計画 ⑤ 改造計画 ⑥ 保安教育の実施計画 ⑦ 加工施設の定期的な評価の実施計画 ⑨) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、核燃料取扱主任者が出席できない場合は、代行者が出席する。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名したものが委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、委員長及び核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 (4) 委員長は核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p> <p>(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等) 第10条の2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。 2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。 3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。 4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。</p>	<p>・平成29年6月7日付け 原規規発第1706071号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第3章 品質保証</p> <p>（品質保証体制の構築、維持及び改善）</p> <p>第11条 社長は、JEA4111-2009 及び品質管理の技術基準に関する規則に基づき、加工施設における保安活動の品質マネジメントシステムを計画し、実施し、評価し、改善する。</p> <p>2 社長は、前項に基づき関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた品質保証計画書として「<u>全社品質保証計画書</u>」を作成し、管理責任者である事業部長及び品質保証室長に運用させるとともに、当該業務を行う社員に保安活動を実施させる。</p> <p>3 事業部長及び品質保証室長は管理責任者として、「<u>全社品質保証計画書</u>」の効果的な運用のために必要な事項を、「<u>濃縮事業部 全社品質保証計画書運用要則</u>」及び「<u>品質保証室 全社品質保証計画書運用要則</u>」に定める。</p> <p>（内部コミュニケーション）</p> <p>第12条 社長は、品質・保安会議及び濃縮安全委員会における品質マネジメントシステムの有効性に関する審議及び報告により、内部コミュニケーションが適切に行われることを確認する。</p> <p>なお、濃縮安全委員会における審議及び報告については、品質・保安会議及びマネジメントレビューにより確認する。</p> <p>（責任及び権限）</p> <p>第13条 社長は、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安活動に関する組織を第4条に、またその責任及び権限を第5条のとおり定め、この規定の配付により、加工施設の保安に関する業務を行う社員に周知する。</p> <p>2 社長は、管理責任者である事業部長及び品質保証室長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告させる。</p> <p>また、加工施設の保安に関する業務を行う社員に、<u>関係法令及び保安規定の遵守</u>、原子力安全についての認識を高めさせる。</p> <p>3 社長は、プロセス責任者である事業部長、品質保証室長、工場長、各部長及び各課長に所管する業務のプロセスを運用させ、有効性を継続的に改善させるとともに、実施状況を評価させる。</p> <p>また、加工施設の保安に関する業務を行う社員に、<u>業務・加工施設に対する要求事項についての認識を高めさせるとともに、安全文化醸成のための活動を促進させる。</u></p> <p>（品質方針）</p> <p>第14条 社長は、法令・規則要求事項の遵守及び原子力安全の重要性について、加工の事業に関する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知するとともに、次の各号に定める事項を配慮した保安に関する品質方針（以下「品質方針」という。）を策定する。</p> <p>(1) 日本原燃株式会社の経営方針や理念に対して適切なものとする。</p> <p>(2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>(3) 関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む。</p> <p>(4) 管理責任者に品質方針に基づき品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップ</p>	<p style="text-align: center;">第3章 品質保証</p> <p>（品質保証体制の構築、維持及び改善）</p> <p>第11条 社長は、JEA4111-2009 及び関係法令に基づき、加工施設における保安活動の品質マネジメントシステムを計画し、実施し、評価し、改善する。</p> <p>2 社長は、前項に基づき関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた品質保証計画書として「<u>全社品質保証計画書</u>」を作成し、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に運用させるとともに、当該業務を行う社員に保安活動を実施させる。</p> <p>3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、管理責任者として、「<u>全社品質保証計画書</u>」の効果的な運用のために必要な事項を「<u>監査室 全社品質保証計画書運用要則</u>」、「<u>安全・品質本部 全社品質保証計画書運用要則</u>」及び「<u>濃縮事業部 全社品質保証計画書運用要則</u>」に定める。</p> <p>（内部コミュニケーション）</p> <p>第12条 社長は、品質・保安会議、濃縮安全委員会及び安全・品質改革委員会における品質マネジメントシステムの有効性に関する審議及び報告により、内部コミュニケーションが適切に行われることを確認する。</p> <p>なお、濃縮安全委員会における審議及び報告については、品質・保安会議及びマネジメントレビューにより確認する。</p> <p>（責任及び権限）</p> <p>第13条 社長は、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安活動に関する組織を第4条に、またその責任及び権限を第5条のとおり定め、この規定の配付により、加工施設の保安に関する業務を行う社員に周知する。</p> <p>1の2 社長は、<u>監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部及び事業部から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。</u></p> <p>2 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告させる。</p> <p>また、加工施設の保安に関する業務を行う社員に、<u>関係法令及び保安規定の遵守</u>、原子力安全についての認識を高めさせる。</p> <p>3 社長は、プロセス責任者である事業部長、監査室長、安全・品質本部長、工場長、各部長及び各課長に所管する業務のプロセスを運用させ、有効性を継続的に改善させるとともに、実施状況を評価させる。</p> <p>また、加工施設の保安に関する業務を行う社員に、<u>業務・加工施設に対する要求事項についての認識を高めさせるとともに、安全文化醸成のための活動を促進させる。</u></p> <p>（品質方針）</p> <p>第14条 社長は、法令・規則要求事項の遵守及び原子力安全の重要性について、加工の事業に関する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知するとともに、次の各号に定める事項を配慮した保安に関する品質方針（以下「品質方針」という。）を策定する。</p> <p>(1) 日本原燃株式会社の経営方針や理念に対して適切なものとする。</p> <p>(2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>(3) 関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む。</p> <p>(4) 管理責任者に品質方針に基づき品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップ</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・品質管理の技術基準に関する規則の制定に伴う変更（今回の補正での変更なし）（以降本章において同じ）</p> <p>・平成28年6月24日付け原規規発第1606241号</p> <p>・平成29年6月7日付け原規規発第1706071号</p> <p>・平成29年6月7日付け原規規発第1706071号</p> <p>・組織改正に伴うプロセス責任者の変更</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>する。</p> <p>(5) 社内全体に品質方針が伝達され、理解されるようにする。</p> <p>(6) 品質方針が組織の目的に適切であり続けるために、変更の必要性をレビューする。</p> <p><u>(7) 組織運営に関する方針と整合性がとれたものとする。</u></p> <p>(品質目標)</p> <p>第15条 事業部長及び品質保証室長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務・加工施設について前条に定める品質方針に基づき、次の各号に定める事項に留意した関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安に関する品質目標（以下「品質目標」という。）を毎年度策定する。</p> <p>(1) 品質方針に示される枠組みに基づき、品質目標を策定し、文書化する。</p> <p>(2) 品質目標が品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であることを確認する。</p> <p>2 品質保証室長は管理責任者として、前項の品質目標を加工施設の保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務以外の業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知する。</p> <p>3 事業部長は管理責任者として、第1項の品質目標を加工施設の保安に関する業務のうち事業部長の所管する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知する。</p> <p>(資源の提供)</p> <p>第16条 社長は、加工施設の保安のために必要な次の各号に定める事項の資源を提供する。</p> <p>(1) 保安活動に必要な要員を提供し、<u>第12章に基づき管理責任者である事業部長及び品質保証室長に要員の力量を確保させる。</u></p> <p>(2) <u>加工施設の保安に必要なインフラストラクチャーを明確にし、提供するとともに、管理責任者である事業部長に維持管理させる。</u></p> <p>(3) 加工施設の保安に必要な作業環境を明確にし、管理責任者である事業部長に運営管理させる。</p> <p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第17条 社長は、管理責任者である事業部長及び品質保証室長に対して、品質マネジメントシステムが適切で、妥当で、かつ、有効に機能していることを評価、確認すること及び品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性を評価することを目的としたマネジメントレビューを年1回以上実施する。</p> <p>また、品質保証室長にマネジメントレビューの結果の記録を維持させる。</p> <p>(マネジメントレビューへのインプット)</p> <p>第18条 前条のマネジメントレビューへのインプット（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）は、次の各号に定める事項のとおりとする。</p> <p>(1) 監査の結果</p> <p>(2) <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u></p> <p>(3) <u>プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む）</u>及び検査・試験の結果</p> <p><u>(4) 安全文化醸成のための活動の実施状況</u></p> <p><u>(5) 関係法令及び保安規定の遵守状況</u></p> <p><u>(6) 予防処置及び是正処置の状況</u></p> <p><u>(7) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p><u>(8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p>	<p>する。</p> <p>(5) 社内全体に品質方針が伝達され、理解されるようにする。</p> <p>(6) 品質方針が組織の目的に適切であり続けるために、変更の必要性をレビューする。</p> <p><u>(7) 組織運営に関する方針と整合性がとれたものとする。</u></p> <p>(品質目標)</p> <p>第15条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務・加工施設について前条に定める品質方針に基づき、次の各号に定める事項に留意した関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安に関する品質目標（以下「品質目標」という。）を毎年度策定する。</p> <p>(1) 品質方針に示される枠組みに基づき、品質目標を策定し、文書化する。</p> <p>(2) 品質目標が品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であることを確認する。</p> <p>2 <u>監査室長は管理責任者として、前項の品質目標を加工施設の保安に関する業務のうち監査室長が所管する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知する。</u></p> <p>3 <u>安全・品質本部長は管理責任者として、第1項の品質目標を加工施設の保安に関する業務のうち安全・品質本部長が所管する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知する。</u></p> <p>4 事業部長は管理責任者として、第1項の品質目標を加工施設の保安に関する業務のうち事業部長の所管する業務を行う社員に文書の配付又は配信により周知する。</p> <p>(資源の提供)</p> <p>第16条 社長は、加工施設の保安のために必要な次の各号に定める事項の資源を提供する。</p> <p>(1) 保安活動に必要な要員を提供し、<u>第13章に基づき管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に要員の力量を確保させる。</u></p> <p>(2) <u>加工施設の保安に必要なインフラストラクチャーを明確にし、提供するとともに、管理責任者である事業部長に維持管理させる。</u></p> <p>(3) 加工施設の保安に必要な作業環境を明確にし、管理責任者である事業部長に運営管理させる。</p> <p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第17条 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に対して、品質マネジメントシステムが適切で、妥当で、かつ、有効に機能していることを評価、確認すること及び品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性を評価することを目的としたマネジメントレビューを年1回以上実施する。</p> <p>また、<u>安全・品質本部長</u>にマネジメントレビューの結果の記録を維持させる。</p> <p>(マネジメントレビューへのインプット)</p> <p>第18条 前条のマネジメントレビューへのインプット（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）は、次の各号に定める事項のとおりとする。</p> <p>(1) 監査の結果</p> <p>(2) <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u></p> <p>(3) <u>プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む）</u>及び検査・試験の結果</p> <p><u>(4) 安全文化醸成のための活動の実施状況</u></p> <p><u>(5) 関係法令及び保安規定の遵守状況</u></p> <p><u>(6) 予防処置及び是正処置の状況</u></p> <p><u>(7) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p><u>(8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p>	<p>・平成28年6月24日付け 原規規発第1606241号</p> <p>・平成28年6月24日付け 原規規発第1606241号</p> <p>・平成28年6月24日付け 原規規発第1606241号</p> <p>・平成29年6月7日付け 原規規発第1706071号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(9) 改善のための提案</p> <p>(マネジментレビューからのアウトプット)</p> <p>第19条 第17条のマネジментレビューからのアウトプット（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）は、次の各号に定める事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。</p> <p>ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第9条に定める品質・保安会議に諮ることができる。</p> <p>(1) 品質マネジментシステム及びプロセスの有効性の改善</p> <p>(2) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>(3) 資源の必要性</p> <p>(品質マネジментシステムの継続的な改善)</p> <p>第20条 社長は、マネジментレビューの結果等により、「<u>全社品質保証計画書</u>」を継続的に改善する。</p> <p>なお、改善にあたっては、品質マネジментシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第21条 事業部長及び品質保証室長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について文書管理に関する文書として、「<u>濃縮事業部 文書管理要領</u>」及び「<u>文書管理要領</u>」を作成する。</p> <p>また、記録の管理に関する文書として、「<u>濃縮事業部 文書管理要領</u>」及び「<u>記録管理要領</u>」を作成する。</p> <p>2 文書管理に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 文書の作成、内容の適切性（保安規定上の位置付けに関することを含む）の審査・承認に関すること</p> <p>(2) 文書のレビュー及び更新・再承認に関すること</p> <p>(3) 文書の識別及び現在有効な版の管理に関すること</p> <p>(4) 品質マネジментシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書の管理に関すること</p> <p>(5) 旧版の文書管理に関すること</p> <p>3 記録の管理に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 記録の作成及び維持に関すること</p> <p>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄管理に関すること</p> <p>4 事業部長及び品質保証室長は管理責任者として、各職位に第1項に定める文書に基づき、文書管理及び記録の管理を行わせるとともに、<u>第106条</u>に基づく保安活動に関する記録を維持させる。</p> <p>(業務の計画及び実施)</p> <p>第22条 事業部長及び品質保証室長は管理責任者として、各職位に保安活動を計画させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。</p> <p>(1) プロセスの運用及び管理を効果的なものとするために必要な判断基準及び方法を明確にすること。</p>	<p>(9) <u>その他重要な事項（安全・品質改革委員会での審議結果等）</u></p> <p>(10) 改善のための提案</p> <p>(マネジментレビューからのアウトプット)</p> <p>第19条 第17条のマネジментレビューからのアウトプット（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）は、次の各号に定める事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。</p> <p>ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第9条に定める品質・保安会議に諮ることができる。</p> <p>(1) 品質マネジментシステム及びプロセスの有効性の改善</p> <p>(2) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>(3) 資源の必要性</p> <p>(品質マネジментシステムの継続的な改善)</p> <p>第20条 社長は、マネジментレビューの結果等により、「<u>全社品質保証計画書</u>」を継続的に改善する。</p> <p>なお、改善にあたっては、品質マネジментシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第21条 <u>監査室長、安全・品質本部長及び事業部長</u>は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について文書管理に関する文書として、「<u>監査室 文書管理要領</u>」、「<u>安全・品質本部 文書管理要領</u>」及び「<u>濃縮事業部 文書管理要領</u>」を作成する。</p> <p>また、記録の管理に関する文書として、「<u>監査室 記録管理要領</u>」、「<u>安全・品質本部 記録管理要領</u>」及び「<u>濃縮事業部 文書管理要領</u>」を作成する。</p> <p>2 文書管理に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 文書の作成、内容の適切性（保安規定上の位置付けに関することを含む）の審査・承認に関すること</p> <p>(2) 文書のレビュー及び更新・再承認に関すること</p> <p>(3) 文書の識別及び現在有効な版の管理に関すること</p> <p>(4) 品質マネジментシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書の管理に関すること</p> <p>(5) 旧版の文書管理に関すること</p> <p>3 記録の管理に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 記録の作成及び維持に関すること</p> <p>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄管理に関すること</p> <p>4 <u>監査室長、安全・品質本部長及び事業部長</u>は管理責任者として、各職位に第1項に定める文書に基づき、文書管理及び記録の管理を行わせるとともに、<u>第112条</u>に基づく保安活動に関する記録を維持させる。</p> <p>(業務の計画及び実施)</p> <p>第22条 <u>監査室長、安全・品質本部長及び事業部長</u>は管理責任者として、各職位に保安活動を計画させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。</p> <p>(1) プロセスの運用及び管理を効果的なものとするために必要な判断基準及び方法を明確にすること。</p>	<p>・平成28年6月24日付け 原規規発第1606241号</p> <p>・平成28年6月24日付け 原規規発第1606241号</p> <p>・平成28年6月24日付け 原規規発第1606241号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(2) プロセスの運用及び監視の支援に必要な資源及び情報を利用できるようにすること。</p> <p>(3) プロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析すること。</p> <p>(4) プロセスについて計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な活動を行うこと。</p> <p>(5) <u>プロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとること。</u></p> <p>(6) <u>社会科学及び行動科学の知見を踏まえて品質マネジメントシステムの運用を促進すること。</u></p> <p>2 事業部長は管理責任者として、各課長に保安のための重要度に応じて、「<u>全社品質保証計画書</u>」に定める事項の適用の程度について、次の各号に定める事項を考慮してグレード分けを行わせるとともに、これに基づき資源の適切な配分を行う。また、グレード分けを設定又は変更させる場合は、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認した上で承認し、実施させる。</p> <p>(1) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性又は斬新性の程度</p> <p>(2) プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>(3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>(4) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>(5) 加工施設の保守及び取替えの難易度</p> <p>3 事業部長は管理責任者として、各課長に第4章から第11章及び第13章に定める保安活動の実施計画として文書を作成させ、承認した後、実施させる。</p> <p>なお、文書の作成にあたっては、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。</p> <p>また、管理責任者は、文書を変更する場合は、必要に応じ関連する文書を修正し、文書の配付又は配信により関係者へ周知する。</p> <p>4 前項の文書には、業務・加工施設に応じ該当する次の各号に定める事項を明確にすること。</p> <p>なお、業務・加工施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、適用前に確認すること。</p> <p>(1) 業務・加工施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>(2) 業務・加工施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性</p> <p>(3) その業務・加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査・試験活動並びにこれらの合否判定基準</p> <p>5 事業部長は管理責任者として、各課長に業務を実施させるにあたり、必要に応じ次の各号に定める事項を実施させる。</p> <p>(1) 設計、開発の管理</p> <p>第56条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。</p> <p>① 改造の各段階における要求事項を含めた管理方法を改造計画に定め、実施する。</p> <p>② 改造に係る要求事項を明確にする。</p> <p>③ <u>改造の結果が要求事項を満たしているかどうかについて、レビューを行う。</u></p> <p>なお、レビューには当該改造に関係する課長及び当該改造に係る専門家を含める。</p> <p>④ 改造の各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。</p> <p>なお、検証は設計者以外の者が行う。</p> <p>⑤ 改造された加工施設について、使用前に妥当性を確認する。</p> <p>⑥ 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。</p> <p>なお、変更のレビューには、加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。</p> <p>(2) 業務の管理</p> <p>業務を管理された状態で実施すること。なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。</p>	<p>(2) プロセスの運用及び監視の支援に必要な資源及び情報を利用できるようにすること。</p> <p>(3) プロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析すること。</p> <p>(4) プロセスについて計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な活動を行うこと。</p> <p>(5) <u>プロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとること。</u></p> <p>(6) <u>社会科学及び行動科学の知見を踏まえて品質マネジメントシステムの運用を促進すること。</u></p> <p>2 事業部長は管理責任者として、各課長に保安のための重要度に応じて、「<u>全社品質保証計画書</u>」に定める事項の適用の程度について、次の各号に定める事項を考慮してグレード分けを行わせるとともに、これに基づき資源の適切な配分を行う。また、グレード分けを設定又は変更させる場合は、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認した上で承認し、実施させる。</p> <p>(1) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性又は斬新性の程度</p> <p>(2) プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>(3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>(4) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>(5) 加工施設の保守及び取替えの難易度</p> <p>3 事業部長は管理責任者として、各課長に第4章から第12章及び第14章に定める保安活動の実施計画として文書を作成させ、承認した後、実施させる。</p> <p>なお、文書の作成にあたっては、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。</p> <p>また、管理責任者は、文書を変更する場合は、必要に応じ関連する文書を修正し、文書の配付又は配信により関係者へ周知する。</p> <p>4 前項の文書には、業務・加工施設に応じ該当する次の各号に定める事項を明確にすること。</p> <p>なお、業務・加工施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、適用前に確認すること。</p> <p>(1) 業務・加工施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>(2) 業務・加工施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性</p> <p>(3) その業務・加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査・試験活動並びにこれらの合否判定基準</p> <p>5 事業部長は管理責任者として、各課長に業務を実施させるにあたり、必要に応じ次の各号に定める事項を実施させる。</p> <p>(1) 設計、開発の管理</p> <p>第56条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。</p> <p>① 改造の各段階における要求事項を含めた管理方法を改造計画に定め、実施する。</p> <p>② 改造に係る要求事項を明確にする。</p> <p>③ <u>改造の結果が要求事項を満たしているかどうかについて、レビューを行う。</u></p> <p>なお、レビューには当該改造に関係する課長及び当該改造に係る専門家を含める。</p> <p>④ 改造の各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。</p> <p>なお、検証は設計者以外の者が行う。</p> <p>⑤ 改造された加工施設について、使用前に妥当性を確認する。</p> <p>⑥ 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。</p> <p>なお、変更のレビューには、加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。</p> <p>(2) 業務の管理</p> <p>業務を管理された状態で実施すること。なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。</p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>① 保安活動に必要な情報が利用できる。 ② 業務に必要な文書が利用できる。 ③ 適切な設備を利用できる。 ④ 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 ⑤ 規定された監視及び測定が実施されている。 ⑥ 次工程への引渡しが規定されたとおりに実施されている。</p> <p>(3) 業務の妥当性の確認 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが検証できない場合は、適切な方法を検討し、その業務が計画どおりの結果を出せることの妥当性を確認すること。</p> <p>(4) 識別及びトレーサビリティ 業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・加工施設を必要に応じ識別すること。 なお、トレーサビリティが要求事項となっている業務・加工施設については、一意の識別を管理し、記録を維持すること。</p> <p>(5) 組織外の所有物の管理 規制当局の所有物について、その取扱いに注意を払うとともに、必要に応じ識別し、記録を維持すること。</p> <p>(6) 調達製品の保存 第23条に基づき調達した取替品、貯蔵品について、受入れから据付けまでの間、必要に応じ識別、取扱い、包装、保管等の措置を行い、適合した状態で保存すること。</p> <p>(7) 外部とのコミュニケーション 原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るため、ヒアリングを実施すること。</p> <p>6 事業部長は管理責任者として、業務・加工施設に対する要求事項への適合性を実証するため、次の各号に定める事項を含めた監視機器及び測定機器に関する文書として、「加工施設 試験検査装置管理要領」を作成し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) 実施すべき監視及び測定並びにそのために必要な機器を明確にすること。 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。 ① 定められた間隔又は使用前に必要なに応じて校正若しくは検証、又はその両方を行い、その記録を維持すること。 ② 機器の調整及び必要に応じ再調整すること。 ③ 校正状態を明確にするために識別をすること。 ④ 測定結果が無効となる操作ができないようにすること。 ⑤ 取扱い、保修、保管において、損傷及び劣化しないように保護すること。</p> <p>(3) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務・加工施設すべてに対して適切な処置を行うこと。 また、校正及び検証の結果の記録を維持すること。</p> <p>(調達管理) 第23条 事業部長は管理責任者として、次の各号に定める事項を含めた物品及び役務（以下「調達製品」という。）の調達に関する文書として、「濃縮事業部 調達先管理要領」を作成する。</p> <p>(1) 調達製品の要求事項（手順等の承認、要員の適格性確認、品質マネジメントシステム、不適合の報告・処置、安全文化醸成のための活動等）を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査すること。</p>	<p>① 保安活動に必要な情報が利用できる。 ② 業務に必要な文書が利用できる。 ③ 適切な設備を利用できる。 ④ 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 ⑤ 規定された監視及び測定が実施されている。 ⑥ 次工程への引渡しが規定されたとおりに実施されている。</p> <p>(3) 業務の妥当性の確認 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが検証できない場合は、適切な方法を検討し、その業務が計画どおりの結果を出せることの妥当性を確認すること。</p> <p>(4) 識別及びトレーサビリティ 業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・加工施設を必要に応じ識別すること。 なお、トレーサビリティが要求事項となっている業務・加工施設については、一意の識別を管理し、記録を維持すること。</p> <p>(5) 組織外の所有物の管理 規制当局の所有物について、その取扱いに注意を払うとともに、必要に応じ識別し、記録を維持すること。</p> <p>(6) 調達製品の保存 第23条に基づき調達した取替品、貯蔵品について、受入れから据付けまでの間、必要に応じ識別、取扱い、包装、保管等の措置を行い、適合した状態で保存すること。</p> <p>(7) 外部とのコミュニケーション 原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るため、ヒアリングを実施すること。</p> <p>6 事業部長は管理責任者として、業務・加工施設に対する要求事項への適合性を実証するため、次の各号に定める事項を含めた監視機器及び測定機器に関する文書として、「加工施設 試験検査装置管理要領」を作成し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) 実施すべき監視及び測定並びにそのために必要な機器を明確にすること。 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。 ① 定められた間隔又は使用前に必要なに応じて校正若しくは検証、又はその両方を行い、その記録を維持すること。 ② 機器の調整及び必要に応じ再調整すること。 ③ 校正状態を明確にするために識別をすること。 ④ 測定結果が無効となる操作ができないようにすること。 ⑤ 取扱い、保修、保管において、損傷及び劣化しないように保護すること。</p> <p>(3) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務・加工施設すべてに対して適切な処置を行うこと。 また、校正及び検証の結果の記録を維持すること。</p> <p>(調達管理) 第23条 事業部長は管理責任者として、次の各号に定める事項を含めた物品及び役務（以下「調達製品」という。）の調達に関する文書として、「濃縮事業部 調達先管理要領」を作成する。</p> <p>(1) 調達製品の要求事項（手順等の承認、要員の適格性確認、品質マネジメントシステム、不適合の報告・処置、安全文化醸成のための活動等）を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査すること。</p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。 また、選定、評価及び再評価の基準を定めること。</p> <p>(3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。</p> <p>(4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検査又はその他の活動を定めること。</p> <p>(5) 供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品の出荷許可の方法を明確にすること。</p> <p>(6) 調達後における調達製品の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を取得するための方法及び必要に応じ濃縮施設を設置している他の加工事業者及び再転換工程を有する加工事業者と共有するために必要な措置に関すること。</p> <p><u>(7) 調達製品を受領する場合、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させること。</u></p> <p>2 事業部長は管理責任者として、各職位に前項に定める文書に基づき、調達管理を実施させる。</p> <p>(検査及び試験)</p> <p>第24条 事業部長は管理責任者として、各課長に第51条に定める施設定期自主検査により加工施設の健全性を確認させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。</p> <p>(1) 当該検査において、対象となる設備機器の操作を行った者以外の者に検査を実施させること。</p> <p>(2) 合否判定基準への適合の記録に、次工程への引渡しを正式に許可した者を明記し、その記録を維持させること。</p> <p>(3) 検査及び試験が完了するまでは、当該機器を使用させないこと。 ただし、各課長が承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(内部監査)</p> <p>第25条 事業部長及び品質保証室長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するため、客観的な評価を行うことができる組織が実施する監査について、次の各号に定める事項を含めた内部監査に関する文書として、「濃縮事業部 内部監査要領」及び「内部監査要則」を作成する。</p> <p>(1) 監査員の選定基準</p> <p>(2) 監査の計画、実施、記録の作成及び結果の報告並びにその責任及び権限</p> <p>(3) 内部監査に関する要求事項</p> <p>2 事業部長は管理責任者として、品質保証課長に加工施設の保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務について、前項に定める文書に基づき、監査計画を策定させ、承認した後、あらかじめ登録された監査員のうち監査対象業務を実施した者以外の者から選定した監査員に、年1回以上内部監査を実施させ、確認させるとともに、その結果について報告させる。</p> <p>3 品質保証室長は管理責任者として、次の各号に定める業務について、第1項に定める文書に基づき、あらかじめ登録された監査員のうち監査対象業務を実施した者以外の者から選定した監査員に、年1回以上内部監査を実施させ、確認させるとともに、その結果について社長に報告する。</p> <p>(1) 事業部長及び品質保証室長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務</p> <p>(2) 事業部長が所管する業務</p> <p>4 第2項及び前項の内部監査において検出された改善を要する事項については、その監査対象業務を実施した各職位が計画を策定し、改善を実施する。</p>	<p>(2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。 また、選定、評価及び再評価の基準を定めること。</p> <p>(3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。</p> <p>(4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検査又はその他の活動を定めること。</p> <p>(5) 供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品の出荷許可の方法を明確にすること。</p> <p>(6) 調達後における調達製品の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を取得するための方法及び必要に応じ濃縮施設を設置している他の加工事業者及び再転換工程を有する加工事業者と共有するために必要な措置に関すること。</p> <p><u>(7) 調達製品を受領する場合、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させること。</u></p> <p>2 事業部長は管理責任者として、各職位に前項に定める文書に基づき、調達管理を実施させる。</p> <p>(検査及び試験)</p> <p>第24条 事業部長は管理責任者として、各課長に第51条に定める施設定期自主検査により加工施設の健全性を確認させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。</p> <p>(1) 当該検査において、対象となる設備機器の操作を行った者以外の者に検査を実施させること。</p> <p>(2) 合否判定基準への適合の記録に、次工程への引渡しを正式に許可した者を明記し、その記録を維持させること。</p> <p>(3) 検査及び試験が完了するまでは、当該機器を使用させないこと。 ただし、各課長が承認した場合はこの限りでない。</p> <p>(内部監査)</p> <p>第25条 監査室長は管理責任者として、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するため、客観的な評価を行うことができる組織が実施する監査について、次の各号に定める事項を含めた内部監査に関する文書として、「監査室 内部監査要則」を作成する。</p> <p>(1) 監査員の選定基準</p> <p>(2) 監査の計画、実施、記録の作成及び結果の報告並びにその責任及び権限</p> <p>(3) 内部監査に関する要求事項</p> <p>2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年1回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。</p> <p>(削除)</p> <p>3 前項の内部監査において検出された改善を要する事項については、その監査対象業務を実施した各職位が計画を策定し、改善を実施する。</p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>（不適合管理）</p> <p>第26条 事業部長及び品質保証室長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務・加工施設について要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限を明確にした次の各号に定める事項を含めた不適合に関する文書として、「濃縮事業部 不適合管理要領」及び「不適合管理要領」を作成する。</p> <p>2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>(2) 当該の権限をもつ者が特別採用によって、その使用、次工程への引渡し又は合格と判断することを正式に許可する。</p> <p>(3) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>(4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(5) 不適合を修正した場合は、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(6) 加工施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定め、保安に関する不適合の情報を原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）へ登録することにより公開する。</p> <p>3 事業部長及び品質保証室長は管理責任者として、各職位に第1項に定める文書に基づき、不適合を処理させる。</p>	<p>（不適合管理）</p> <p>第26条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務・加工施設について要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限を明確にした不適合に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。</p> <p>2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>(2) 当該の権限をもつ者が特別採用によって、その使用、次工程への引渡し又は合格と判断することを正式に許可する。</p> <p>(3) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>(4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(5) 不適合を修正した場合は、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(6) 加工施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定め、保安に関する不適合の情報を原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）へ登録することにより公開する。</p> <p>3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第1項に定める文書に基づき、不適合を処理させる。</p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・加工施設における保安規定の審査基準の要求事項を踏まえた運用の明確化（今回の補正での変更なし）</p>
<p>（是正処置及び予防処置）</p> <p>第27条 事業部長及び品質保証室長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務・加工施設に係る不適合に対して、再発防止のための是正処置及び予防処置に関する文書として、「濃縮事業部 不適合管理要領」及び「不適合管理要領」を作成する。</p> <p>2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第9条の16に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 不適合のレビュー</p> <p>(2) 不適合の原因の特定</p> <p>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>(4) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(5) 採った処置の結果の記録</p> <p>(6) 採った是正処置の有効性のレビュー</p> <p>3 予防処置に関する文書には、生じるおそれのある不適合を防止するための予防のために行う根本原因分析の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 不適合及びその原因の特定</p> <p>(2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価</p> <p>(3) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(4) 採った処置の結果の記録</p> <p>(5) 採った予防処置の有効性のレビュー</p> <p>4 事業部長及び品質保証室長は管理責任者として、各職位に第1項に定める文書に基づき、是正処置及び予防処置を行わせる。</p> <p>5 前項の予防処置には、加工施設の保安活動の実施によって得られた知見のみならず、必要に応じ他の施設から得られた知見により、不適合の発生を予防するために必要な処置を含めること。</p>	<p>（是正処置及び予防処置）</p> <p>第27条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務・加工施設に係る不適合に対して、再発防止のための是正処置及び予防処置に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。</p> <p>2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第9条の16に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 不適合のレビュー</p> <p>(2) 不適合の原因の特定</p> <p>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>(4) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(5) 採った処置の結果の記録</p> <p>(6) 採った是正処置の有効性のレビュー</p> <p>3 予防処置に関する文書には、生じるおそれのある不適合を防止するための予防のために行う根本原因分析の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。</p> <p>(1) 不適合及びその原因の特定</p> <p>(2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価</p> <p>(3) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(4) 採った処置の結果の記録</p> <p>(5) 採った予防処置の有効性のレビュー</p> <p>4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第1項に定める文書に基づき、是正処置及び予防処置を行わせる。</p> <p>5 前項の予防処置には、加工施設の保安活動の実施によって得られた知見のみならず、必要に応じ他の施設から得られた知見により、不適合の発生を予防するために必要な処置を含めること。</p>	<p>・平成28年6月24日付け 原規規発第1606241号</p> <p>・記載の適正化（今回の補正での変更なし）</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の操作に係る計画及び実施） 第28条 運転課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた加工施設の操作に関する文書として、「加工施設 運転総括要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（加工施設の操作に係る評価及び改善） 第29条 濃縮運転部長は、前条第3項に基づき各職位が実施した結果を確認し、事業部長に報告する。 2 事業部長は、前項の報告を確認し、必要に応じて加工施設の操作に関する文書を改善する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 通則</p> <p>（加工施設の使用） 第30条 各課長は、加工施設において核燃料物質等を取扱う場合は、別表2に示す加工施設により行う。</p> <p>（操作員の確保） 第31条 各課長は、第101条に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。 2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。</p> <p>（巡視・点検） 第32条 巡視・点検を担当する課長（以下「巡視・点検担当課長」という。）は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視・点検を行う。 ただし、休祭日における巡視・点検については、運転課長が行う。</p> <p>（操作上の一般事項） 第33条 各課長は、加工施設の操作にあたっては、次の事項を遵守し、常に当該設備の作動状況及び機器の性能を把握する。</p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の操作に係る計画及び実施） 第28条 運転管理課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた加工施設の操作に関する文書として、「加工施設 運転総括要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（加工施設の操作に係る評価及び改善） 第29条 事業部長は、前条第3項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 <u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 通則</p> <p>（加工施設の使用） 第30条 各課長は、加工施設において核燃料物質等を取扱う場合は、別表2に示す加工施設により行う。 <u>2 運転管理課長は、火災感知設備、消火設備等が保守点検等で使用できない場合は、コールドトラップからのUF6漏えいの影響を可能な限り低く抑えるために、コールドトラップの運転を全24基中12基以下に制限する。</u></p> <p>（操作員の確保） 第31条 各課長は、第107条に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。 2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。 <u>3 運転管理課長は、1直あたり4名以上の当直員をそろえる。</u></p> <p>（巡視・点検） 第32条 巡視・点検を担当する課長（以下「巡視・点検担当課長」という。）は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視・点検を行う。 ただし、休祭日における巡視・点検については、<u>運転管理課長</u>が行う。</p> <p>（操作上の一般事項） 第33条 各課長は、<u>所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作（設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関することを含む）の結果を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、手順書を定める。</u> <u>2 各課長は、手順書の制定にあたっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。</u></p> <p>3 各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。</p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p> <p>・加工施設における保安規定の審査基準の要求事項を踏まえた運用の明確化 ・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・加工施設における保安規定の審査基準の要求事項を踏まえた運用の明確化 ・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映 ・加工施設における保安規定の審査基準の要求事項を踏まえた運用の明確化 ・記載の適正化</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(2) 操作にあたっては、目的、手順及びその結果を事前に検討するとともに機器の状態を確認すること。</p>	<p>(削除)</p> <p>(資機材等の管理)</p> <p>第33条の2 各課長は、加工施設において資機材等を保管する場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、保管場所を設定する。</p> <p>また、管理区域内で繰り返し使用する資機材等は、管理区域内の保管場所に保管し、管理区域から搬出ししない。ただし、N2ボンベ等、使用後の交換にともない搬出するもの及び点検・校正、内容物の詰替えにともない一時的に搬出するものを除く。</p> <p>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(2) 資機材等への延焼のおそれがある火災源が存在しない。また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</p> <p>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。また、地震により資機材等を収納する容器の転倒等が生じて加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>2 各課長は、保管場所において、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 核燃料物質により汚染された資機材等は、開口部を閉止又はビニル養生等の汚染拡大防止措置を講じるとともに、区画等の設定により関係者以外の近接を防止する。</p> <p>(2) 可燃性の資機材等を保管する場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じる。</p> <p>(3) 溢水により流出した資機材等が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、資機材等を固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(4) 前各号のほか、前項各号の状態を維持、管理する。</p> <p>3 各課長は、加工施設以外の設備・機器等を設置する場合又は設置される場合は、加工施設の設備・機器等の機能、安全性に影響がないことをあらかじめ確認する。</p> <p>(UF6サンプルの管理)</p> <p>第33条の3 運転管理課長は、次の各号に定める事項により液体状態又は気体状態のUF6サンプルを取扱う。</p> <p>(1) 運転管理課長は、気体状態のUF6サンプルをサンブラ又はサンプルチューブに採取する。また、液体状態のUF6サンプルをサンプルシリンダに採取した後、サンプルチューブに小分けする。</p> <p>(2) 運転管理課長は、前号で採取したUF6サンプルの分析を実施する。</p> <p>なお、サンブラ及びサンプルシリンダ（以下「UF6サンプル容器」という。）並びにサンプルチューブは第47条の2に基づき保管する。</p> <p>(3) 運転管理課長は、均質・ブレンディング設備にて、前号のUF6サンプル容器内に残存するUF6を排気し、空のUF6サンプル容器を第33条の2に基づき保管する。</p> <p>(4) 運転管理課長は、分析等に使用した後のUF6サンプルを、分析室にて溶液中に溶解した後、沈殿処理する。</p> <p>(分析室におけるウランの取扱)</p> <p>第33条の4 運転管理課長は、分析室のフード等でウランを取扱う場合は、別表3の2に定める最大取扱ウラン量以下とする。</p>	<p>・記載の適正化（第33条第1項に記載を移動）</p> <p>・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>第3節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>（保安上特に管理を必要とする設備）</p> <p>第34条 保安上特に管理を必要とする設備は、別表4に定めるものとする。</p> <p>（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）</p> <p>第35条 各課長は、保安上特に管理を必要とする設備の機能を第32条に定める巡視・点検及び別表14に定める事項等の実施により常に確保する。</p> <p>第4節 操作上の留意事項</p> <p>（臨界安全管理）</p> <p>第36条 濃縮技術課長は、別表5に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ[]によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転課長に通知する。 ただし、新素材を用いた遠心分離機（以下、「新型遠心機」という。）のみを運転する場合は、[]による運転条件とすることができる。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 運転課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。</p> <p>4 運転課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。 なお、濃縮度測定装置の保守管理によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。</p> <p>5 濃縮技術課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>6 運転課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。</p> <p>7 運転課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表6に示す設備及び容器を使用する。</p> <p>8 係修課長は、使用済みNaF又はスラッジを保管廃棄する場合は、ドラム缶が仕様を満足していることを確認した上で、使用済みNaFについては200リットルドラム缶に、スラッジについては20リットルドラム缶に封入し、その容器中に含まれるウラン量を別表7に定める最大ウラン含有量以下にする。</p> <p>9 係修課長は、製品シリンダ（ANSI規格30B）及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が16kg-U以下であることを確認する。</p> <p>10 濃縮技術課長及び係修課長は、前各号に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備では、ウランの取扱量等を把握するとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転課長は、臨界警報装置の保守管理中に臨界を検知した場合には、ページング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p>	<p>（引継）</p> <p>第33条の5 運転管理課長は、当直長がその業務を次の当直長に引き継ぐ場合は、引継簿を確実に引き渡させるとともに、操作の状況を的確に申し送りさせる。</p> <p>第3節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>（保安上特に管理を必要とする設備）</p> <p>第34条 保安上特に管理を必要とする設備は、別表4に定めるものとする。</p> <p>（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）</p> <p>第35条 各課長は、保安上特に管理を必要とする設備の機能を第32条に定める巡視・点検及び別表14に定める事項等の実施により常に確保する。</p> <p>第4節 操作上の留意事項</p> <p>（臨界安全管理）</p> <p>第36条 運営管理課長は、別表5に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ[]によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。 ただし、新素材を用いた遠心分離機（以下「新型遠心機」という。）のみを運転する場合は、[]による運転条件とすることができる。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。</p> <p>4 運転管理課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。 なお、濃縮度測定装置の保守管理によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。</p> <p>5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。</p> <p>7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表6に示す設備及び容器を使用する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、使用済みNaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物（以下「分析沈殿物」という。）をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表7に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を別表7に定める最大ウラン含有量以下にする。</p> <p>9 運転管理課長は、製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が16kg-U以下であることを確認する。</p> <p>10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済みNaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を別表7の2に定める最大取扱ウラン量以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守管理中に臨界を検知した場合には、ページング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p>	<p>・加工施設における保安規定の審査基準の要求事項を踏まえた運用の明確化</p> <p>・平成31年3月1日付け原規規第1903012号</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所

波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所

一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所

[]：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(漏えい管理)</p> <p>第37条 運転課長は、濃縮施設を操作する場合は、次の事項を遵守し、核燃料物質の漏えいがないようにする。</p> <p>(1) カスケード設備、UF6処理設備、均質・ブレンディング設備及び付着ウラン回収設備を操作する場合は、核燃料物質を大気圧以下で取扱う。 ただし、均質・ブレンディング設備における均質槽を除く。</p> <p>(2) 均質槽において核燃料物質を大気圧以上で扱った後、均質槽の扉を開ける場合は、あらかじめ工程用モニタにより槽内への核燃料物質の漏えいの有無を確認する。</p> <p>(3) 製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ（以下「UF6シリンダ」という。）、中間製品容器、付着ウラン回収容器及びNaF等の取付け、取外しを行う場合は、取外しの前及び取付けの後に核燃料物質の漏えいの有無を確認する。</p> <p>2 保修課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、その捕集効率が0.3μmDOP粒子で99.9%以上（1段）であることをDOP検査により確認する。</p> <p>3 保修課長は、新たにNaFを交換する場合、装填されるNaFの性能が別表8に示す仕様値を満足していることを分析試験報告書により確認する。</p>	<p>(漏えい管理)</p> <p>第37条 運転管理課長は、濃縮施設を操作する場合は、次の事項を遵守し、核燃料物質の漏えいがないようにする。</p> <p>(1) カスケード設備、UF6処理設備、均質・ブレンディング設備及び付着ウラン回収設備を操作する場合は、核燃料物質を大気圧未満で取扱う。 ただし、均質・ブレンディング設備における均質槽を除く。</p> <p>(2) 均質槽において核燃料物質を大気圧以上で扱った後、均質槽の扉を開ける場合は、あらかじめ工程用モニタにより槽内への核燃料物質の漏えいの有無を確認する。</p> <p>(3) 製品シリンダ、原料シリンダ、廃品シリンダ（以下「UF6シリンダ」という。）、中間製品容器、付着ウラン回収容器及びNaF等の取付け、取外しを行う場合は、取外しの前及び取付けの後に核燃料物質の漏えいの有無を確認する。</p> <p><u>(4) ケミカルトラップ（NaF）を使用する場合は、性能に異常がないことをウラン検出器により確認する。</u></p> <p>2 機械保全課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、その捕集効率が0.3μmDOP粒子で99.9%以上（1段）であることをDOP検査により確認する。</p> <p>3 機械保全課長は、新たにNaFを交換する場合、装填されるNaFの性能が別表8に示す仕様値を満足していることを分析試験報告書により確認する。</p> <p>4 運転管理課長は、<u>気体廃棄物廃棄設備の通常運転時において、必要な負圧を2mmH₂O（19.6Pa）以上に維持する。</u> ただし、別図2に示すモニタエリア（モニタ室）又は前室において扉又はシャッターを開放した場合を除く。</p> <p>5 各課長は、<u>UF6が漏えいした場合においても、放射線業務従事者を保護するために次の各号に定める措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) UF6を取扱う機器のある管理区域内で工事等を行う場合、運転区域と工事区域を区分し、作業場所に近接するUF6を取扱う機器、配管を工事の際に損傷させないように識別するとともに、間仕切り板等を設置する。</u></p> <p><u>(2) 管理区域内作業時に早期にUF6漏えいを検知し、放射線業務従事者が速やかに退避できるように可搬式HF検知警報装置を携行する。</u></p> <p>(均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置)</p> <p>第37条の2 事業部長は、次に掲げる均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う操作（以下「液化」という。）を行う場合の措置を含む第28条に基づく文書を承認し、各職位に実施させる。</p> <p><u>(1) 運営管理課長は、均質槽における液化回数が必要最低限となるよう年間液化回数を設定し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>(2) 事業部長は、前号の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</u></p> <p><u>(3) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、第1号の年間液化回数を遵守するとともに、均質槽における液化は1基のみで実施する。</u></p> <p><u>(4) 運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽からの核燃料物質の漏えいにより放射線業務従事者が直接曝露することを防止するため、均質槽周りをシートで囲う等の措置を講じるとともに、立ち入り禁止区域を設定する。</u></p> <p><u>(5) 運転管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室することを限定するため、あらかじめ実施可能な保安上必要な定常作業を第28条に基づく文書に定め、事業部長の承認を得る。</u></p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(過充填防止)</p> <p>第38条 運転課長は、核燃料物質をUF6シリンダ、中間製品容器及び付着ウラン回収容器（以下「UF6シリンダ類」という。）に充填する場合は、その量を別表9に定める最大充填量以下に保つ。</p> <p>(熱的制限)</p> <p>第39条 運転課長は、UF6シリンダ類を加熱する場合は、その温度を別表10に定める管理値以下に保つ。</p> <p>2 運転課長は、劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダ（ANSI規格48Y）を加熱するに先立って、廃品シリンダ（ANSI規格48Y）を加熱するための使用前検査に合格していることを確認する。</p> <p>(吊上げ高さ制限)</p> <p>第40条 濃縮技術課長又は運転課長は、核燃料物質が充填されているUF6シリンダ類を吊上げる場合は、床面等からの高さを別表11に定める制限値以下に保つ。</p> <p>第5節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第41条 加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、管理担当課長に通報する。</p> <p>2 管理担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに事業部長、核燃料取扱主任者及び関係箇所に通報する。 ただし、事業部長及び核燃料取扱主任者への通報については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p>3 運転課長は、計測制御設備において複数の設備に共通する異常が同時に発生し、中央制御室の監視装置により機器等の運転状態を監視・操作できない場合は、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 運転課長は、<u>新型遠心機を含むカスケード設備の</u>による濃縮度管理インターロックの機能又は、濃縮度測定装置による濃縮度管理インターロックの機能が喪失した場合には、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 管理担当課長は、関係する課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p>	<p>(6) <u>各課長は、均質槽において液化を行っているときに、前号の作業以外で放射線業務従事者を2号発回均質室に入室させない。</u> <u>ただし、事業部長の承認を得た場合は、その限りではない。</u></p> <p>(7) <u>各課長は、均質槽において液化を行っているときに、第5号の作業及び前号により事業部長の承認を得た作業（以下「保安上必要な定常作業等」という。）を行うため、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室する場合は、単独で入室させない。</u></p> <p>(8) <u>運転管理課長は、均質槽において液化を行う場合は、均質槽の監視を強化するとともに、異常兆候を認知した場合は、均質槽における液化を停止し、2号発回均質室からの退避指示を行う。</u></p> <p>(過充填防止)</p> <p>第38条 運転管理課長は、核燃料物質をUF6シリンダ、中間製品容器及び付着ウラン回収容器（以下「UF6シリンダ類」という。）に充填する場合は、その量を別表9に定める最大充填量以下に保つ。</p> <p>(熱的制限)</p> <p>第39条 運転管理課長は、UF6シリンダ類を加熱する場合は、その温度を別表10に定める管理値以下に保つ。</p> <p>2 運転管理課長は、劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）を加熱するに先立って、廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）を加熱するための使用前検査に合格していることを確認する。</p> <p>(吊上げ高さ制限)</p> <p>第40条 運転管理課長は、核燃料物質が充填されているUF6シリンダ類を吊上げる場合は、床面等からの高さを別表11に定める制限値以下に保つ。</p> <p>第5節 異常時の措置</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第41条 加工施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、管理担当課長に通報する。</p> <p>2 管理担当課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに事業部長、核燃料取扱主任者及び関係箇所に通報する。 ただし、事業部長及び核燃料取扱主任者への通報については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p>3 運転管理課長は、計測制御設備において複数の設備に共通する異常が同時に発生し、中央制御室の監視装置により機器等の運転状態を監視・操作できない場合は、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 運転管理課長は、<u>新型遠心機を含むカスケード設備の</u>による濃縮度管理インターロックの機能又は、濃縮度測定装置による濃縮度管理インターロックの機能が喪失した場合には、直ちに生産を停止するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 管理担当課長は、関係する課長と協力して異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号 ・核燃料物質加工事業変更申請書 に記載した事項の反映</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>（異常時における設備の手動による作動） 第42条 管理担当課長は、第34条の保安上特に管理を必要とする設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p>	<p>（異常時における設備の手動による作動） 第42条 管理担当課長は、第34条の保安上特に管理を必要とする設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第5章 核燃料物質の管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 核燃料物質の管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（核燃料物質の管理に係る計画及び実施）</p> <p>第43条 濃縮技術課長及び運転課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた核燃料物質の管理に関する文書として、「加工施設 核燃料物質等受払要領」及び「加工施設 シリンダ等取扱要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、運転課長が所管する文書については、核燃料物質の運搬、貯蔵に関する事項に限る。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（核燃料物質の管理に係る評価及び改善）</p> <p>第44条 濃縮運転部長は、前条第3項に基づき各職位が実施した結果を確認し、事業部長に報告する。</p> <p>2 事業部長は、前項の報告を確認し、必要に応じて核燃料物質の管理に関する文書を改善する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 核燃料物質の管理</p> <p>（核燃料物質の受入れ、払出し）</p> <p>第45条 濃縮技術課長は、加工施設外から核燃料物質を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2 濃縮技術課長は、加工施設外へ核燃料物質を払出す場合は、第77条を遵守するほか、払出検査により保安措置を講じるとともに、次に定める事項を確認する。</p> <p>(1) 核燃料物質の払出先の責任の範囲が明確であること。</p> <p>(2) 国内に核燃料物質を払出す場合は、払出先が法に基づく核燃料物質に関する許可を有していること。</p> <p>(3) 海外に核燃料物質を払出す場合は、輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(4) 核燃料物質が返却される場合は、返却の時期が定められていること。</p> <p>（核燃料物質の運搬）</p> <p>第46条 濃縮技術課長又は運転課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備により取扱うほか、加工規則第7条の6に規定されている措置を講じる。</p> <p>（核燃料物質の貯蔵）</p> <p>第47条 濃縮技術課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) U F 6 シリンダに封入されていることを確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の原料、製品又は廃品シリンダ置台上に貯蔵すること。</p> <p>(3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。</p> <p>(4) U F 6 シリンダの貯蔵数量は、別表12に示す最大貯蔵数量を超えないこと。</p> <p>(5) 貯蔵施設の入口付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 核燃料物質の管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 核燃料物質の管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（核燃料物質の管理に係る計画及び実施）</p> <p>第43条 運転管理課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた核燃料物質の管理に関する文書として、「加工施設 核燃料物質等管理要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（核燃料物質の管理に係る評価及び改善）</p> <p>第44条 事業部長は、前条第3項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、<u>予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u> (削除)</p> <p style="text-align: center;">第2節 核燃料物質の管理</p> <p>（核燃料物質等の受入れ、払出し）</p> <p>第45条 運営管理課長は、加工施設外から核燃料物質を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2 運営管理課長は、加工施設外へ核燃料物質を払出す場合は、第77条を遵守するほか、払出検査により保安措置を講じるとともに、次に定める事項を確認する。</p> <p>(1) 核燃料物質の払出先の責任の範囲が明確であること。</p> <p>(2) 国内に核燃料物質を払出す場合は、払出先が法に基づく核燃料物質に関する許可を有していること。</p> <p>(3) 海外に核燃料物質を払出す場合は、輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(4) 核燃料物質が返却される場合は、返却の時期が定められていること。</p> <p>3 <u>運営管理課長は、空のU F 6 シリンダを受入れた場合は、当該シリンダがANSI 又はISO規格に適合していることを確認する。</u></p> <p>（核燃料物質の運搬）</p> <p>第46条 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱うほか、加工規則第7条の6に規定されている措置を講じる。</p> <p>（核燃料物質の貯蔵）</p> <p>第47条 運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) U F 6 シリンダに封入されていることを確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の原料、製品又は廃品シリンダ置台上に貯蔵すること。</p> <p>(3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。</p> <p>(4) U F 6 シリンダの貯蔵数量は、別表12に示す最大貯蔵数量を超えないこと。</p> <p>(5) 貯蔵施設の入口付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書 に記載した事項の反映</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>2 運転課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 中間製品容器に封入されていることを確認すること。</p> <p>(2) 保管区域の中間製品容器置台上に保管すること。</p> <p>(3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。</p> <p>(4) 中間製品容器の保管数量が、別表 13 に示す最大保管数量を超えないこと。</p> <p>(5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。</p> <p>3 運転課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 付着ウラン回収容器に封入されていることを確認すること。</p> <p>(2) 保管区域の付着ウラン回収容器置台上に保管すること。</p> <p>(3) 貯蔵施設の搬送設備及び付着ウラン回収設備の搬送台車により取扱うこと。</p> <p>(4) 付着ウラン回収容器の保管数量が、別表 13 に示す最大保管数量を超えないこと。</p> <p>(5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。</p> <p>（空シリンダの管理）</p> <p>第 48 条 濃縮技術課長は、空の U F 6 シリンダを受入れた場合は、当該シリンダが A N S I 規格に適合していることを確認のうえ、ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の空シリンダ置台上に保管する。</p> <p>2 運転課長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1号均質室内又は2号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。</p> <p>3 運転課長は、空の付着ウラン回収容器の保管する場合は、2号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上に保管する。</p> <p>4 運転課長は、核燃料物質を空の U F 6 シリンダ類に充填するに先だって、目視検査のほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。</p> <p>(1) 製品シリンダ（ANSI 規格 30B）及び廃品シリンダ（ANSI 規格 30B）は、洗浄検査が行われていること。</p> <p>(2) 原料シリンダ（ANSI 規格 48Y）及び廃品シリンダ（ANSI 規格 48Y）は、貯蔵設備に転用するための使用前検査に合格していること。</p> <p>(3) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。</p> <p>(4) 付着ウラン回収容器は、濃縮施設としての使用前検査に合格していること。</p>	<p>2 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 中間製品容器に封入されていることを確認すること。</p> <p>(2) 保管区域の中間製品容器置台上に保管すること。</p> <p>(3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。</p> <p>(4) 中間製品容器の保管数量が、別表 13 に示す最大保管数量を超えないこと。</p> <p>(5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。</p> <p>3 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 付着ウラン回収容器に封入されていることを確認すること。</p> <p>(2) 保管区域の付着ウラン回収容器置台上に保管すること。</p> <p>(3) 貯蔵施設の搬送設備及び付着ウラン回収設備の搬送台車により取扱うこと。</p> <p>(4) 付着ウラン回収容器の保管数量が、別表 13 に示す最大保管数量を超えないこと。</p> <p>(5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。</p> <p>（U F 6 サンプル等の保管）</p> <p>第 47 条の 2 運転管理課長は、液体状態及び気体状態で採取した U F 6 サンプル及びウラン標準試料を保管する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) U F 6 サンプル容器及びサンプルチューブに封入されていることを確認すること。</p> <p>また、ウラン標準試料は、ウラン標準試料容器に封入されていることを確認すること。</p> <p>(2) サンプル保管戸棚に保管すること。</p> <p>なお、サンプルチューブは、デシケータ中に収納した上でサンプル保管戸棚に保管すること。</p> <p>(3) サンプル保管戸棚の保管量は、4.5 kg-U を超えないこと。</p> <p>(4) サンプル保管戸棚に保管上の注意事項を掲示すること。</p> <p>（空シリンダの管理）</p> <p>第 48 条 運転管理課長は、空の U F 6 シリンダを保管する場合は、ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の空シリンダ置台上に保管する。</p> <p>2 運転管理課長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1号均質室内又は2号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。</p> <p>3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上に保管する。</p> <p>4 運転管理課長は、核燃料物質を空の U F 6 シリンダ類に充填するに先だって、目視検査のほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。</p> <p>(1) 製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）及び廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）は、洗浄検査が行われていること。</p> <p>(2) 原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）及び廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）は、貯蔵設備に転用するための使用前検査に合格していること。</p> <p>(3) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。</p> <p>(4) 付着ウラン回収容器は、濃縮施設としての使用前検査に合格していること。</p>	<p>・平成 30 年 9 月 6 日付け 原規規発第 1809066 号</p> <p>・平成 30 年 9 月 6 日付け 原規規発第 1809066 号</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書 に記載した事項の反映</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書 に記載した事項の反映</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第6章 保守管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 保守管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（保守管理に係る計画及び実施） 第49条 保守課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた保守管理に関する文書として、「加工施設 保守要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（保守管理に係る評価及び改善） 第50条 濃縮運転部長は、前条第3項に基づき各職位が実施した結果を確認し、事業部長に報告する。 2 事業部長は、前項の報告を確認し、必要に応じて保守管理に関する文書を改善する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 施設定期自主検査</p> <p>（施設定期自主検査の実施） 第51条 各課長は毎年度、施設定期自主検査について、別表14に定める関係課長と協議の上、実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 3 各課長は、第1項の実施計画に基づき、施設定期自主検査を行う。</p> <p>（施設定期自主検査を行う設備等） 第52条 施設定期自主検査を行う設備、検査項目等は、別表14のとおりとする。</p> <p>（施設定期自主検査結果の報告） 第53条 各課長は、施設定期自主検査の結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、別表14に定める関係課長に通知する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 保守管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 保守管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（保守管理に係る計画及び実施） 第49条 <u>保全管理課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた保守管理に関する文書として、「加工施設 保守要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</u> 2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 3 <u>事業部長は、第1項の文書において、別表13の2に定める加工施設の設備等の性能の維持のために行う部品交換等の措置について、以下の事項を定める。</u> (1) <u>別表13の2の対象に係る基準</u> (2) <u>経年変化により想定される事象等を検知するための点検等の計画及び当該事象を検知した場合の措置（安全確保のための措置を含む）</u> (3) <u>性能の維持に必要な部品交換等の措置及び検査、それらの記録の作成等</u> (4) <u>あらかじめ想定していない変化等により部品交換等が必要となった場合における設計及び工事の方法の認可に係る申請並びに使用前検査の受検の要否の確認</u> (5) <u>その他、本項を適切に運用するために必要な事項</u> 4 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（保守管理に係る評価及び改善） 第50条 <u>事業部長は、前条第4項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u> (削除)</p> <p style="text-align: center;">第2節 施設定期自主検査</p> <p>（施設定期自主検査の実施） 第51条 各課長は毎年度、施設定期自主検査について、別表14に定める関係課長と協議の上、実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 3 各課長は、第1項の実施計画に基づき、施設定期自主検査を行う。</p> <p>（施設定期自主検査を行う設備等） 第52条 施設定期自主検査を行う設備、検査項目等は、別表14のとおりとする。</p> <p>（施設定期自主検査結果の報告） 第53条 各課長は、施設定期自主検査の結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、別表14に定める関係課長に通知する。</p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第3節 保修及び改造</p> <p>（保修作業の実施）</p> <p>第54条 管理担当課長は、第41条第5項に基づき異常の原因を調査した結果、保修が必要と判断した場合は、保修担当課長に必要な保修作業を実施させ、正常な状態に復帰させる。</p> <p>2 保修担当課長は、前項の保修作業又はその他の保修作業の実施にあたっては、当該保修作業に関連する管理担当課長と協議する。</p> <p>また、保修担当課長は、保安上重要と判断される保修作業については、次の各号に定める事項を記載した保修作業計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 保修作業の目的</p> <p>(2) 保修作業対象設備</p> <p>(3) 保修作業期間</p> <p>(4) 保修作業実施体制</p> <p>(5) 保修作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>3 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>（保修作業後の措置）</p> <p>第55条 保修担当課長は、前条の規定に基づく保修作業を行ったときは、当該設備の性能試験等により正常に機能することを確認し、その結果を前条の管理担当課長に通知するとともに、保安上重要と判断される保修については、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 保修担当課長は、保修作業により得られた保安に関する技術情報について、必要に応じ濃縮施設を設置している他の加工事業者及び再転換工程を有する加工事業者と共有する。</p> <p>（改造）</p> <p>第56条 各課長は、加工施設の改造を行う場合は、当該改造に係る課長と協議する。</p> <p>また、各課長は、保安上重要と判断される改造については、次の各号に定める事項を記載した改造計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 改造の目的</p> <p>(2) 改造対象設備</p> <p>(3) 改造期間</p> <p>(4) 改造実施体制</p> <p>(5) 改造の内容及び保安上必要な措置</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各課長は、第1項の規定に基づく改造を行ったときは、当該設備の性能試験等により正常に機能することを確認し、その結果を第1項の関係する課長に通知するとともに、保安上重要と判断される改造については事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 保修及び改造</p> <p>（保修作業の実施）</p> <p>第54条 管理担当課長は、第41条第5項に基づき異常の原因を調査した結果、保修が必要と判断した場合は、保修担当課長に必要な保修作業を実施させ、正常な状態に復帰させる。</p> <p>2 保修担当課長は、前項の保修作業又はその他の保修作業の実施にあたっては、当該保修作業に関連する管理担当課長と協議する。</p> <p>また、保修担当課長は、保安上重要と判断される保修作業については、次の各号に定める事項を記載した保修作業計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 保修作業の目的</p> <p>(2) 保修作業対象設備</p> <p>(3) 保修作業期間</p> <p>(4) 保修作業実施体制</p> <p>(5) 保修作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>3 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>（保修作業後の措置）</p> <p>第55条 保修担当課長は、前条の規定に基づく保修作業を行ったときは、当該設備の性能試験等により正常に機能することを確認し、その結果を前条の管理担当課長に通知するとともに、保安上重要と判断される保修については、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 保修担当課長は、保修作業により得られた保安に関する技術情報について、必要に応じ濃縮施設を設置している他の加工事業者及び再転換工程を有する加工事業者と共有する。</p> <p>（改造）</p> <p>第56条 各課長は、加工施設の改造を行う場合は、当該改造に係る課長と協議する。</p> <p>また、各課長は、保安上重要と判断される改造については、次の各号に定める事項を記載した改造計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 改造の目的</p> <p>(2) 改造対象設備</p> <p>(3) 改造期間</p> <p>(4) 改造実施体制</p> <p>(5) 改造の内容及び保安上必要な措置</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各課長は、第1項の規定に基づく改造を行ったときは、当該設備の性能試験等により正常に機能することを確認し、その結果を第1項の関係する課長に通知するとともに、保安上重要と判断される改造については事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p><u>（新規制基準対応工事期間における設備・機器の使用及び検査の状態維持）</u></p> <p><u>第56条の2 新規制基準対応として、設計及び工事の方法の認可申請書により認可された設備・機器のうち、加工施設の安全確保上その機能を必要とする設備・機器については、その工事及びそれに係る試験・検査を終えた後、当該設備・機器の使用を開始する。</u></p> <p><u>2 各課長は、加工施設の性能に関する検査（加工規則第3条の6第4号に基づく検査）を実施するまで、次の各号に定める事項により、前項の設備・機器を検査の状態に維持する。</u></p>	<p>・適合確認完了（使用前検査合格） 前の設備の使用の反映</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	<p>(1) <u>第32条に定める巡視・点検を実施する。</u> (2) <u>第51条から第53条に定める施設定期自主検査を実施する。</u> (3) <u>第54条及び第55条に定める保修作業を実施する。</u> また、<u>第49条第3項に定める加工施設の設備等の性能の維持のために行う部品交換等の措置を講じる。</u></p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第7章 放射性廃棄物管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射性廃棄物管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る計画及び実施)</p> <p>第57条 放射線管理課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた放射性廃棄物管理に関する文書として、「加工施設 放射線管理総括要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る評価及び改善)</p> <p>第58条 安全管理部長は、前条第3項に基づき各職位が実施した結果を確認し、事業部長に報告する。 2 事業部長は、前項の報告を確認し、必要に応じて放射性廃棄物管理に関する文書を改善する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第59条 各課長は、放射性固体廃棄物が発生した場合は、汚染の広がりを防止するために次の事項を実施する。 (1) ドラム缶等の容器に封入する放射性固体廃棄物については、ポリ袋等により梱包する。 (2) ドラム缶等の容器に封入することができない金属胴遠心機等の大型の放射性固体廃棄物（以下「大型放射性固体廃棄物」という。）については、溶接等により開口部を閉止する。</p> <p>2 係課長は、前項の措置を講じた放射性固体廃棄物について、次の事項を実施する。 (1) 前項第1号の放射性固体廃棄物については、ドラム缶等の容器に封入する。 (2) 大型放射性固体廃棄物については、前項第2号の措置が講じられていることを確認する。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 放射性廃棄物管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射性廃棄物管理に係る基本方針、計画、実施、評価及び改善</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針、計画及び実施)</p> <p>第57条 <u>廃棄物管理課長は、「加工施設 放射性廃棄物管理要領」を定める際、加工施設における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</u> 2 <u>廃棄物管理課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた放射性廃棄物管理に関する文書として、「加工施設 放射性廃棄物管理要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</u> 3 <u>事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</u> 4 <u>各職位は、第2項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</u></p> <p>(放射性廃棄物管理に係る評価及び改善)</p> <p>第58条 <u>事業部長は、前条第4項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u> (削除)</p> <p style="text-align: center;">第2節 放射性廃棄物管理</p> <p>(仕掛品)</p> <p>第59条 <u>各課長は、所管する業務の実施に伴い発生し、廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「仕掛品」という。）のうちウエス、フィルタ、機器類等のドラム缶等の容器に収納可能なものが発生した場合は、汚染の広がりを防止するために難燃性の袋等により梱包、又は金属胴遠心機等のドラム缶等の容器に収納不可能な大型の仕掛品については溶接等により開口部を閉止あるいは難燃性シートにより二重包装する等の措置を講じるとともに、可燃性の仕掛品については、火災防護のために必要な措置を講じる。</u> なお、液体と接触した使用済みの活性炭、樹脂等の仕掛品は、水切りを実施するとともに、発生した廃水は、汚染の拡大を防止する措置を講じ、分析室に搬入して管理廃水処理設備へ送水する。 2 <u>各課長は、前項の仕掛品を廃棄物前処理室に搬出し廃棄物管理課長に引渡す。ただし、直接、保管廃棄する場合は、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定する別表15の放射性固体廃棄物の保管場所へ搬出する。</u> また、仕掛品は、廃棄物前処理室に搬入し、金属製の容器へ収納した時点で放射性固体廃棄物として管理する。ただし、直接、保管廃棄する場合は、別表15の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入した時点で放射性固体廃棄物として管理する。</p> <p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第59条の2 <u>廃棄物管理課長は、前条第2項及び第60条の3第13項により搬入された放射性固体廃棄物を別表15の放射性固体廃棄物の保管場所に搬出するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</u> また、<u>廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</u> (1) <u>放射線管理上の支障を及ぼさない。</u> (2) <u>放射性固体廃棄物への延焼のおそれがある火災源が存在しない。また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映（第1条の2から記載を移動） ・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映（第1条の2から記載を移動） ・平成30年9月6日付け原規規発第1809066号 ・平成30年9月6日付け原規規発第1809066号 ・平成31年3月1日付け原規規発第1903012号 ・記載の適正化 ・平成31年3月1日付け原規規発第1903012号

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>3 放射線管理課長は、前項の放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表 15 に定める保管廃棄能力を超えないよう保管場所を指定するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 106 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管場所を係長に通知する。</p> <p>(1) 使用済み Na F 及びスラジを封入したドラム缶等の容器の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>(2) 金属洞遠心機の保管場所については、使用済遠心機保管室又は C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアとする。</p> <p>(3) 第 1 号及び第 2 号以外の放射性固体廃棄物の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。</p>	<p>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</p> <p>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。また、地震により放射性固体廃棄物を収納する容器の転倒等が生じて加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室において、次の各号に定める措置を講じ、放射性固体廃棄物を可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</p> <p>なお、廃棄物前処理室内で放射性固体廃棄物を梱包した難燃性の袋等を開封する場合は、必要に応じエリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じる。</p> <p>(1) 周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 可燃性の放射性固体廃棄物を保管する場合は、原則として金属製の容器に収納又はドラム缶等の容器に封入する。</p> <p>(3) 原則として放射性固体廃棄物への延焼のおそれのある火災源を持ち込まない。</p> <p>なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢水により流出した放射性固体廃棄物が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、放射性固体廃棄物を収納及び封入する容器の固縛又は床等へ保留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認する。</p> <p>また、第 32 条に定める巡視・点検により、前項第 6 号の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を廃棄物前処理室に保管するにあたり、あらかじめ放射性固体廃棄物の発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。</p> <p>なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 前項のあらかじめ設定する保管量及び搬出計画において設定する保管量の上限は 70 本（200 リットルドラム缶換算）とする。</p> <p>6 事業部長は、第 4 項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 112 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表 15 の放射性固体廃棄物の保管場所へ搬出する。</p> <p>なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、第 59 条第 2 項及び前項により、別表 15 の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表 15 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>(1) 使用済み Na F 及び分析沈殿物の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>(2) 撤去した金属洞遠心機の保管場所については、使用済遠心機保管室又は C ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアとする。</p> <p>(3) 第 1 号及び前号以外の放射性固体廃棄物の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。</p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第59条の2 放射線管理課長は、第65条第1項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p>(2) 保管廃棄待ちスラッジ置場においてスラッジを保管する場合は、保管用の金属製の容器に収納する。</p> <p>(3) 原則としてスラッジへの延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。 なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢水により流出したスラッジが保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、スラッジを収納する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場におけるスラッジの保管状況を確認する。 また、第32条に定める巡視・点検により、前項第6号の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、スラッジを保管廃棄待ちスラッジ置場に保管するにあたり、あらかじめスラッジの発生量を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。 なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、保管廃棄待ちスラッジ置場にスラッジを保管している間に、新たに発生したスラッジを必要に応じ追加収納する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、スラッジをドラム缶に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第112条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、Aウラン濃縮廃棄物室へ搬出する。</p> <p>9 廃棄物管理課長は、スラッジを保管廃棄する場合は、別表15に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>10 廃棄物管理課長は、Aウラン濃縮廃棄物室に搬入されたスラッジを保管廃棄する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じてAウラン濃縮廃棄物室内で移動することができる。</p> <p>11 廃棄物管理課長は、Aウラン濃縮廃棄物室におけるスラッジの保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 なお、ドラム缶の表面状態について、定期的を目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>12 廃棄物管理課長は、Aウラン濃縮廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠により人の接近を防止する。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第59条の4 放射線管理課長は、第65条第1項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p>・運用を踏まえた変更</p> <p>・平成28年3月7日付け 原規規発第1603074号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第60条 保修課長及び放射線管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出する。</p> <p>(2) 保修課長は、放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、平成12年科学技術庁告示第13号（核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示）（以下「線量告示」という。）第9条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 保修課長は、処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 保修課長は、放射性液体廃棄物の年間廃水量が別表17に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(5) 放射線管理課長は、別表19に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表20に示す放出管理用計測器により測定し、保修課長に通知する。</p> <p>2 保修課長及び放射線管理課長は、管理廃水処理設備に送水しない放射性液体廃棄物のうち、付着ウラン回収に伴い発生する放射性液体廃棄物以外の放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、放射性液体廃棄物をドラム缶等の容器に封入する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、前項のドラム缶等を保管廃棄する場合は、別表15に定める保管廃棄能力を超えないことを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、<u>第106条</u>に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保修課長に通知する。</p> <p>(3) 保修課長は、前項のドラム缶等を管理廃水処理室に搬入する。</p> <p>(4) 放射線管理課長は、管理廃水処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。</p> <p>(5) 放射線管理課長は、管理廃水処理室における放射性液体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>(6) 放射線管理課長は、管理廃水処理室内に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第60条 <u>運転管理課長及び廃棄物管理課長</u>は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) <u>運転管理課長</u>は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出する。</p> <p>(2) <u>廃棄物管理課長</u>は、放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、<u>平成27年原子力規制委員会告示第8号（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示）</u>（以下「線量告示」という。）<u>第8条</u>に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) <u>廃棄物管理課長</u>は、処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) <u>廃棄物管理課長</u>は、放射性液体廃棄物の年間廃水量が別表17に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(5) <u>運転管理課長</u>は、別表19に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表20に示す放出管理用計測器により測定し、<u>廃棄物管理課長</u>に通知する。 ただし、別表20に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。</p> <p>(有機溶剤)</p> <p>第60条の2 <u>運転管理課長</u>は、分析作業に伴い発生した保管廃棄する有機溶剤を汚染の広がり及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、<u>廃棄物管理課長</u>に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。</p> <p>2 <u>廃棄物管理課長</u>は、前項により搬入された有機溶剤を放射性液体廃棄物として、<u>ドラム缶（別表7のスラッジ及び分析沈殿物と同仕様）</u>に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、<u>第112条</u>に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、<u>廃油保管廃棄場所</u>へ搬出する。</p> <p>3 <u>廃棄物管理課長</u>は、放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表15に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>4 <u>廃棄物管理課長</u>は、<u>廃油保管廃棄場所</u>に搬入された放射性液体廃棄物を保管廃棄する。 なお、保管廃棄したドラム缶は、必要に応じて廃油保管廃棄場所内で移動することができる。</p> <p>5 <u>廃棄物管理課長</u>は、保管廃棄した放射性液体廃棄物のうち少量の有機溶剤については、<u>廃油保管廃棄場所</u>から搬出した上で、管理廃水処理室内で複数のドラム缶内の有機溶剤を合わせて、ドラム缶に再封入するか、又は新たに発生した有機溶剤を管理廃水処理室内で追加し、再封入する。また、<u>第2項から第4項の措置</u>を講じ、再度、<u>廃油保管廃棄場所</u>へ搬出し、保管廃棄する。</p> <p>6 <u>廃棄物管理課長</u>は、管理廃水処理室における放射性液体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>7 <u>廃棄物管理課長</u>は、管理廃水処理室内に管理上の注意事項を掲示する。 また、放射性液体廃棄物を封入したドラム缶を金属製の容器へ収納するとともに、<u>金属製の容器への施錠により人の近接を防止する。</u></p> <p>(機械油)</p> <p>第60条の3 <u>機械保全課長</u>は、<u>第65条第1項</u>に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、<u>汚染の発生のおそれのない区域以外の管理区域内の機器の点検等</u>に伴い発生した機械油を汚染の広がり及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、<u>廃棄物管理課長</u>に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。</p> <p>2 <u>廃棄物管理課長</u>は、<u>危険物・薬品貯蔵庫</u>に保管中の機械油を固化処理する場合は、<u>汚染の広がり</u>の防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、<u>保管場所</u>から搬出する。</p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成31年3月1日付け 原規規発第1903012号</p> <p>・運用を踏まえた変更</p> <p>・平成31年3月1日付け 原規規発第1903012号</p> <p>・危険物・薬品貯蔵庫の機械油の 固形化完了に伴う記載の削除</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	<p>2 廃棄物管理課長は、既に放射性液体廃棄物として保管廃棄した機械油を固化処理する場合は、汚染の広がりの防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、保管場所から搬出する。 <u>なお、第9項による固化処理のために搬出するまでの間、廃油保管廃棄場所にて前条第6項及び第7項により保管する。</u></p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項及び第2項の機械油を固化処理するまでの間、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図2に定める場所に固化処理待ち機械油置場を設定し、当該置場で機械油を保管する。 <u>また、設定にあたっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</u> <u>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</u> <u>(2) 機械油への延焼のおそれがある火災源が存在しない。また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</u> <u>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</u> <u>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。また、地震により機械油を収納する容器の転倒等が生じて加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</u> <u>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</u></p> <p>4 廃棄物管理課長は、固化処理待ち機械油置場において、次の各号に定める措置を講じ、機械油を保管する。 <u>(1) 固化処理待ち機械油置場を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</u> <u>(2) 固化処理待ち機械油置場において機械油を保管する場合は、保管用の金属製の容器に収納する。</u> <u>(3) 原則として機械油への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。</u> <u>なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</u> <u>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</u> <u>(5) 溢水により流出した機械油が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、機械油を収納する容器の固縛又は床等へ保留する措置を講じる。</u> <u>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</u></p> <p>5 廃棄物管理課長は、固化処理待ち機械油置場における機械油の保管状況を確認する。 <u>また、第32条に定める巡視・点検により、前項第6号の状態が維持されていることを確認する。</u></p> <p>6 廃棄物管理課長は、機械油を固化処理待ち機械油置場に保管するにあたり、あらかじめ機械油の固化に必要な期間等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。 <u>なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>7 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、固化処理待ち機械油置場に保管中の機械油を固化処理する場合は、汚染の広がりの防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、固化処理作業場所へ搬出する。</p> <p>9 廃棄物管理課長は、前項の機械油に吸着剤を添加し、機械油と吸着剤を攪拌して固化処理するために、第3項各号に定める事項を満足することを確認した上で、別図2に定める場所に固化処理作業場所を設定するとともにその旨を周知し、当該場所で固化処理を実施する。 <u>また、設定にあたっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</u></p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>3 運転課長及び放射線管理課長は、管理廃水処理設備に送水しない放射性液体廃棄物のうち、付着ウラン回収に伴い発生する放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転課長は、放射性液体廃棄物を専用の容器に封入する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、前項の専用の容器を保管廃棄する場合は、別表 15 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、<u>第 106 条</u>に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、運転課長に通知する。</p> <p>(3) 運転課長は、前項の専用の容器を A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に搬入する。</p> <p>(4) 放射線管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室に搬入された専用の容器を保管廃棄する。</p> <p>(5) 放射線管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室における放射性液体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>(6) 放射線管理課長は、A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>10 廃棄物管理課長は、<u>固形化処理作業場所において、第 4 項各号に定める措置を講じるとともに、エリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じ、固形化処理を実施する。</u> ただし、<u>固形化処理作業場所においては、機械油を保管することはないため、第 4 項第 2 号及び第 5 号は除外する。</u></p> <p>11 廃棄物管理課長は、<u>固形化処理作業場所の設定が不要となった場合は、機械油及び固形化処理した機械油の搬出等が終了していることを確認した上で、設定を解除するとともにその旨を周知する。</u></p> <p>12 廃棄物管理課長は、<u>固形化処理作業場所において、第 32 条に定める巡視・点検により、第 10 項の状態が維持されていることを確認する。</u></p> <p>13 廃棄物管理課長は、<u>第 9 項により固形化処理した機械油を難燃性の袋等に梱包するとともに、金属製の容器に収納し、放射性固体廃棄物として、廃棄物前処理室に搬出する。</u></p> <p>14 廃棄物管理課長は、<u>前項の機械油を第 59 条の 2 により搬入し、保管廃棄する。</u></p> <p>(I F 5)</p> <p>第 60 条の 4 <u>運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄する I F 5 を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、廃棄物管理課長が指定する A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長は、<u>放射性液体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表 15 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</u></p> <p>3 廃棄物管理課長は、<u>A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に搬入された放射性液体廃棄物を専用の容器に封入するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 112 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する。</u> なお、<u>保管廃棄した専用の容器は、必要に応じて A 付着ウラン回収廃棄物室又は B 付着ウラン回収廃棄物室内で移動することができる。</u></p> <p>4 廃棄物管理課長は、<u>A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室における放射性液体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>5 廃棄物管理課長は、<u>A 付着ウラン回収廃棄物室及び B 付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、施設により人の近接を防止する。</u></p> <p>(危険物・薬品貯蔵庫に保管中の機械油の管理)</p> <p>第 60 条の 5 廃棄物管理課長は、<u>危険物・薬品貯蔵庫に保管中の管理区域から搬出した機械油を固形化処理するまでの間、第 64 条に基づく一時的な管理区域の設定及び次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、保管場所に設定し、その旨を周知する。</u> また、<u>設定にあたっては、あらかじめ設定場所及び当該場所における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</u></p> <p>(1) <u>放射線管理上の支障を及ぼさない。</u></p> <p>(2) <u>機械油への延焼のおそれがある火災源が存在しない。また、必要な消火設備を配備している。</u></p> <p>(3) <u>安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</u></p> <p>(4) <u>本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。また、地震により機械油を収納する容器の転倒等が生じて加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</u></p> <p>(5) <u>通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長は、<u>保管場所において、次の各号に定める措置を講じ、機械油を保管する。</u></p> <p>(1) <u>保管場所を標識等により明確に区画するとともに、周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</u></p>	<p>・平成 31 年 3 月 1 日付け 原規規発第 1903012 号</p> <p>・記載の適正化（第 60 条の 4 第 5 項から記載を移動）</p> <p>・記載の適正化（第 60 条の 4 第 3 項へ記載を移動）</p> <p>・危険物・薬品貯蔵庫の機械油の固形化完了に伴う記載の削除</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014 年 1 月申請時の変更箇所
 波形下線：2014 年 1 月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014 年 1 月申請時又は既認可からの変更箇所
 []：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第61条 運転課長及び放射線管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出する。</p> <p>(2) 運転課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第9条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 運転課長は、排気用モニタにより監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表18に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 放射線管理課長は、別表19に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表20に示す放出管理用計測器により測定し、運転課長に通知する。</p> <p>(5) 放射線管理課長は、別表19に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。</p> <p>2 運転課長及び放射線管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生する放射性気体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転課長は、付着ウラン回収に伴い発生する放射性気体廃棄物を専用の容器に封入する。 なお、封入に先立って専用の容器が気体廃棄物廃棄設備としての使用前検査に合格していることを確認する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、前項の専用の容器を保管廃棄する場合は、別表15に定める保管廃棄能力を超えないことを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、<u>第106条</u>に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、運転課長に通知する。</p> <p>(3) 運転課長は、前項の専用の容器をA付着ウラン回収廃棄物室に搬入する。</p> <p>(4) 放射線管理課長は、A付着ウラン回収廃棄物室に搬入された専用の容器を保管廃棄する。</p>	<p>(2) 保管場所においては、火災防護のため、機械油を金属製の容器に収納された状態で保管するとともに、危険物・薬品貯蔵庫に感知器を設置する。また、機械油への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。</p> <p>(3) ためます及び堰のある場所に保管する。</p> <p>(4) 管理区域から発生した機械油を危険物・薬品貯蔵庫に持ち込ませない。</p> <p>(5) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(6) 溢水により流出した機械油を収納する容器が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、機械油を収納する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(7) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>(8) 保管場所の設定が不要となった場合は、機械油の搬出等が終了していることを確認した上で、設定を解除するとともにその旨を周知する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、毎日1回以上、保管場所における機械油の保管状況（建屋の状態を含む）及び前項第7号の状態が維持されていることを確認する。 ただし、休祭日における保管状況の確認は、運転管理課長が行う。</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第61条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタにより監視し、排気口から放出する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表18に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 運転管理課長は、別表19に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表20に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、別表20に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。</p> <p>(5) 廃棄物管理課長は、別表19に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。</p> <p>(IF7)</p> <p>第61条の2 運転管理課長は、付着ウラン回収に伴い発生した保管廃棄するIF7を専用の容器に回収し、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で、A付着ウラン回収廃棄物室に搬出する。 なお、回収に先立って専用の容器が気体廃棄物廃棄設備としての使用前検査に合格していることを確認する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を保管廃棄する場合は、別表15に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、A付着ウラン回収廃棄物室に搬入された放射性気体廃棄物を専用の容器に封入するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、<u>第112条</u>に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、A付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する。 なお、保管廃棄した専用の容器は、必要に応じてA付着ウラン回収廃棄物室内で移動することができる。</p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成31年3月1日付け 原規規発第1903012号</p> <p>・運用を踏まえた変更</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(5) 放射線管理課長は、A付着ウラン回収廃棄物室における放射性気体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>(6) 放射線管理課長は、A付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>4 廃棄物管理課長は、A付着ウラン回収廃棄物室における放射性気体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、A付着ウラン回収廃棄物室の入口付近に管理上の注意事項を掲示するとともに、<u>施錠により人の近接を防止する。</u></p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第8章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(放射線管理に係る計画及び実施)</p> <p>第62条 放射線管理課長及び警備課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた放射線管理に関する文書として、「加工施設 放射線管理総括要領」及び「濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 なお、警備課長が所管する文書については、加工施設の周辺監視区域の出入管理に関する事項に限る。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>(放射線管理に係る評価及び改善)</p> <p>第63条 安全管理部長は、放射線管理に関する業務について、前条第3項に基づき各職位が実施した結果を確認し、事業部長に報告する。</p> <p>2 濃縮運転部長は、加工施設の周辺監視区域の出入管理に関する業務について、前条第3項に基づき各職位が実施した結果を確認し、事業部長に報告する。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の報告を確認し、必要に応じて放射線管理に関する文書を改善する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 区域管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第64条 管理区域は、別図2に示す区域とする。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項以外の場所であって線量告示第2条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項の管理区域を解除する場合は、線量告示第2条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>4 放射線管理課長は、第1項の管理区域のうち、第65条に基づき汚染のおそれのない区域として区分された管理区域を一時的に解除する場合は、線量告示第2条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 放射線管理課長は、前項の一時的に解除した区域を元の管理区域として設定する場合は、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>7 放射線管理課長は、管理区域の設定又は解除の旨を、加工の事業に関する業務を行う者に周知する。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る基本方針、計画、実施、評価及び改善</p> <p>(放射線管理に係る基本方針、計画及び実施)</p> <p>第62条 <u>放射線管理課長は、「加工施設 放射線管理総括要領」を定める際、加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者（一時立入者を含む）の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</u></p> <p>2 放射線管理課長及び警備課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた放射線管理に関する文書として、「加工施設 放射線管理総括要領」及び「濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 なお、警備課長が所管する文書については、加工施設の周辺監視区域の出入管理に関する事項に限る。</p> <p>3 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>4 各職位は、<u>第2項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</u></p> <p>(放射線管理に係る評価及び改善)</p> <p>第63条 <u>事業部長は、前条第4項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第2節 区域管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第64条 管理区域は、別図2に示す区域とする。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項以外の場所であって、<u>一時的に線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的な管理区域として設定する。</u></p> <p>3 放射線管理課長は、前項の管理区域を解除する場合は、<u>線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>4 放射線管理課長は、第1項の管理区域のうち、<u>第65条第1項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域として区分された管理区域を一時的に解除する場合は、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得る。</u></p> <p>5 放射線管理課長は、前項の一時的に解除した区域を元の管理区域として設定する場合は、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、人の出入口及び搬出入口付近に管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>7 放射線管理課長は、管理区域の設定又は解除の旨を、加工の事業に関する業務を行う者に周知する。</p>	<p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映（第1条の2から記載を移動）</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映（第1条の2から記載を移動）</p> <p>・平成30年9月6日付け原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け原規規発第1809066号</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(管理区域の区域区分)</p> <p>第65条 放射線管理課長は、前条の管理区域を次の各号に基づき別図2のとおり区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：(第2種管理区域)</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域：(第1種管理区域)</p> <p>2 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第2条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的に汚染のおそれのない区域にすることができる。</p> <p>3 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域について作業実施に伴い核燃料物質の除去機能を持つ局所排気系を設ける等、汚染のおそれのない区域以外の管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的に汚染のおそれのない区域以外の管理区域にすることができる。</p> <p>4 放射線管理課長は、第2項及び前項のうち、管理区域の区域区分の変更を繰り返す行いう作業であって、あらかじめ核燃料取扱主任者の確認及び事業部長の承認を得た計画に基づき管理区域の区域区分の変更を行う場合は、都度の核燃料取扱主任者の確認及び事業部長の承認を省略することができる。</p> <p>5 放射線管理課長は、前項に基づき管理区域の区域区分の変更をした場合は、その結果について、核燃料取扱主任者及び事業部長に報告する。</p> <p>(管理区域内の特別措置)</p> <p>第66条 放射線管理課長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、標識の掲示、柵、施錠等の方法により他の場所と区分し、人の立ち入りを制限する。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき0.5mSvを超える区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第7条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるか、又は床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面密度が線量告示第5条に定める表面密度限度を超える区域</p> <p>2 各課長は、前項の区域に人を立ち入らせる場合は、放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第67条 放射線管理課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。</p> <p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第68条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各課長は、作業毎に管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を得る。</p>	<p>(管理区域の区域区分)</p> <p>第65条 放射線管理課長は、前条の管理区域を次の各号に基づき別図2のとおり区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：(第2種管理区域)</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域：(第1種管理区域)</p> <p><u>2 放射線管理課長は、管理区域について外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度の程度に応じて区分する。</u></p> <p><u>3 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的に汚染のおそれのない区域にすることができる。</u></p> <p>4 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域について作業実施に伴い核燃料物質の除去機能を持つ局所排気系を設ける等、汚染のおそれのない区域以外の管理区域と同等の汚染防止対策を講じる区域については、核燃料取扱主任者の確認を得るとともに、事業部長の承認を得て一時的に汚染のおそれのない区域以外の管理区域にすることができる。</p> <p>5 放射線管理課長は、第3項及び前項のうち、管理区域の区域区分の変更を繰り返す行いう作業であって、あらかじめ核燃料取扱主任者の確認及び事業部長の承認を得た計画に基づき管理区域の区域区分の変更を行う場合は、都度の核燃料取扱主任者の確認及び事業部長の承認を省略することができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項に基づき管理区域の区域区分の変更をした場合は、その結果について、核燃料取扱主任者及び事業部長に報告する。</p> <p>(管理区域内の特別措置)</p> <p>第66条 放射線管理課長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、標識の掲示、柵、施錠等の方法により他の場所と区分し、人の立ち入りを制限する。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき0.5mSvを超える区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるか、又は床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面密度が線量告示第4条に定める表面密度限度を超える区域</p> <p>2 各課長は、前項の区域に人を立ち入らせる場合は、放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第67条 放射線管理課長は、放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。</p> <p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第68条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各課長は、作業毎に管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を得る。</p>	<p>・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書 に記載した事項の反映</p> <p>・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行う。</p> <p>4 放射線管理課長は、第2項及び第3項による指定及び立入承認を得た者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号の一時立入者で複数の者が立入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。</p> <p>7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出にあたって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表21に定める値を超えないような措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第69条 周辺監視区域は、別図3に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限するとともに周辺監視区域の出入管理を行う。 ただし、当該区域に人が立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りではない。</p> <p style="text-align: center;">第3節 被ばく管理</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第70条 放射線管理課長は、第68条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表22に基づいて評価し、別表23に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表23に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者については、請負事業者等の責任者から通知させる措置</p>	<p>3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行う。</p> <p>4 放射線管理課長は、第2項及び第3項による指定及び立入承認を得た者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線管理課長は、施設等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の出入口を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号の一時立入者で複数の者が立入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。 <u>なお、被服に汚染があった場合は、第59条第2項に基づき、廃棄物前処理室へ搬出し、廃棄物管理課長へ引渡す。</u></p> <p>7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出にあたって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表21に定める値を超えないような措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第69条 周辺監視区域は、別図3に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立入る者以外の者の立入りを制限するとともに周辺監視区域の出入管理を行う。 ただし、当該区域に人が立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第3節 被ばく管理</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第70条 放射線管理課長は、第68条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表22に基づいて評価し、別表23に定める線量限度を超えていないことを確認する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表23に定める線量限度を超えていないことを確認する。 <u>なお、一時立入者については、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。</u></p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。 ただし、請負事業者等の放射線業務従事者については、請負事業者等の責任者から通知させる措</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p> <p>・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号</p> <p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合等緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者に限る。）をその線量が線量告示第8条に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した放射線業務従事者の線量が線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>（作業に伴う放射線管理）</p> <p>第71条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業員の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。</p> <p>2 放射線管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、担当課長に指導・助言を行う。</p> <p>（床、壁等の除染）</p> <p>第72条 各課長は、線量告示第5条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線管理課長に連絡する。</p>	<p>置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、<u>第95条に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者（以下「緊急作業従事者」という。）を別表23の2に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</u></p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表23の3に基づいて評価し、別表23の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>（作業に伴う放射線管理）</p> <p>第71条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業員の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。 <u>なお、各課長は放射線管理課長の承認後、作業を行うにあたり、必要に応じて作業訓練を行う。</u></p> <p><u>2 各課長は、放射性物質の飛散のおそれがある作業を行う場合は、汚染拡大を防止するため、次の各号に定める措置を実施する。</u></p> <p>(1) 作業場を区画して行う。 (2) 作業場からの退避及び物品を移動する場合は、汚染検査を行う。 (3) 放射性物質の飛散のおそれがある作業は、分析室フード等内、除染ハウス、グリーンハウス等にて行う。</p> <p>3 放射線管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上必要がある場合は、担当課長に指導・助言を行う。</p> <p>（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）</p> <p>第71条の2 事業部長は、次に掲げる均質槽において液化を行う場合の措置を含む第62条に基づく文書を承認し、各職位に実施させる。</p> <p>(1) 各課長は、均質槽において液化を行っているときに、保安上必要な定常作業等を行うため、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室する場合は、あらかじめ第107条に基づく保安教育が実施されていることを確認し、入室承認を行い、放射線管理課長に通知する。 (2) 放射線管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、保安上必要な定常作業等を行うため、放射線業務従事者が管理区域に入室する場合は、管理区域への出入管理情報により管理区域に入室する放射線業務従事者を把握する措置を講じる。また、前号の入室承認を確認し、携行する防護具の使用状況により2号発回均質室に入室する放射線業務従事者を把握する措置を講じる。 (3) 放射線管理課長は、均質槽において液化を行っているときに、保安上必要な定常作業等を行うため、放射線業務従事者が2号発回均質室に入室する場合は、次の事項を遵守させる措置を講じる。 ① 必要な防護具を携行すること。 ② 退避指示があった場合、携行する防護具を着用し2号発回均質室から退避すること。</p> <p>（床、壁等の除染）</p> <p>第72条 各課長は、線量告示第4条に定める表面密度限度を超える等予期しない汚染を床、壁等に発生させ、又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、放射線管理課長に連絡する。</p>	<p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映 ・運用の明確化及び核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p> <p>・平成27年8月19日付け 原規規発第1508193号</p> <p>・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>2 放射線管理課長は、前項の汚染状況を確認し、担当課長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 担当課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線管理課長の確認を得る。</p> <p style="text-align: center;">第4節 線量当量等の測定</p> <p>（線量当量等の測定）</p> <p>第73条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表24に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>（放射線測定器類の管理）</p> <p>第74条 放射線管理課長及び必修課長は、別表25に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長及び必修課長は、別表25に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">第5節 物品移動の管理</p> <p>（物品の移動）</p> <p>第75条 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が別表26に定める値を超えていないことを確認する。</p> <p>（事業所内の運搬）</p> <p>第76条 各課長は、核燃料物質等を事業所内において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じる。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表26に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</p> <p>（事業所外への運搬）</p> <p>第77条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則及び核燃料物質等車両運搬規則に定める運搬に関する措置が講じられることを確認する。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表26に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</p>	<p>2 放射線管理課長は、前項の汚染状況を確認し、担当課長に連絡するとともに、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 担当課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等放射線防護上の措置を講じ、措置結果について放射線管理課長の確認を得る。</p> <p style="text-align: center;">第4節 線量当量等の測定</p> <p>（線量当量等の測定）</p> <p>第73条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表24に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 <u>放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。</u></p> <p>（放射線測定器類の管理）</p> <p>第74条 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表25に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表25に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">第5節 物品移動の管理</p> <p>（物品の移動）</p> <p>第75条 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域から持ち出される物品について、表面密度が別表26に定める値を超えていないことを確認する。</p> <p>（事業所内の運搬）</p> <p>第76条 各課長は、核燃料物質等を事業所内において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じる。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表26に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</p> <p>（事業所外への運搬）</p> <p>第77条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則及び核燃料物質等車両運搬規則に定める運搬に関する措置が講じられることを確認する。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表26に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</p>	<p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p> <p>・平成30年9月6日付け原規規発第1809066号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第9章 初期消火活動のための体制の整備</p> <p style="text-align: center;">第1節 初期消火活動のための体制の整備に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（初期消火活動のための体制の整備に係る計画及び実施） 第78条 濃縮技術課長は、第22条第3項に基づき本章に関する事項を定めた加工施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に関する文書として、「加工施設 異常事象対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。 2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（初期消火活動のための体制の整備に係る評価及び改善） 第79条 濃縮運転部長は、前条第3項に基づき各職位が実施した結果を確認し、事業部長に報告する。 2 事業部長は、前項の報告を確認し、必要に応じて初期消火活動のための体制の整備に関する文書を改善する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 初期消火活動のための体制の整備</p> <p>（通報設備の整備） 第80条 防災管理課長は、火災発生時に消防吏員に確実に通報するために必要な専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に設置する。 なお、専用回線を使用した通報設備又は衛星電話が点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>（初期消火活動のための要員） 第81条 事業部長は、初期消火活動のために必要な要員を事業所に2名以上常駐させるとともに、隣接する自社の他の事業所に常駐している要員を含めて7名以上確保する。 また、火災発生時に当該要員を速やかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制をあらかじめ定めておく。 2 初期消火活動のため通報連絡を受けた前項に定める要員は、速やかに事業所に参集し、初期消火活動を行う。</p> <p>（初期消火活動のための消防自動車等の配備） 第82条 防災管理課長は、初期消火活動のために必要な化学消防自動車について別表27に示すとおり配備する。 また、初期消火活動に必要な泡消火薬剤及びその他資機材を配備する。</p> <p>（火災の早期発見のための巡視体制） 第83条 巡視・点検担当課長は、第32条に定める巡視により火災の早期発見に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 火災防護活動のための体制の整備</p> <p style="text-align: center;">第1節 火災防護活動のための体制の整備に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（火災防護活動のための体制の整備に係る計画及び実施） 第78条 運営管理課長は、第22条第3項に基づき本章及び添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に関する事項を定めた火災防護活動のための体制の整備に関する文書として、「<u>火災防護計画</u>」を作成し、事業部長の承認を得る。 2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（火災防護活動のための体制の整備に係る評価及び改善） 第79条 事業部長は、前条第3項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、<u>予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u> (削除)</p> <p style="text-align: center;">第2節 初期消火活動のための体制の整備</p> <p>（通報設備の整備） 第80条 運営管理課長は、火災発生時に消防吏員に確実に通報するために必要な専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に設置する。 なお、専用回線を使用した通報設備又は衛星電話が点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>（初期消火活動のための要員） 第81条 事業部長は、初期消火活動のために必要な要員を事業所に2名以上常駐させるとともに、隣接する自社の他の事業所に常駐している要員を含めて7名以上確保する。 また、火災発生時に当該要員を速やかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制をあらかじめ定めておく。 2 初期消火活動のため通報連絡を受けた前項に定める要員は、速やかに事業所に参集し、初期消火活動を行う。</p> <p>（初期消火活動のための消防自動車等の配備） 第82条 運営管理課長は、初期消火活動のために必要な化学消防自動車について別表27に示すとおり配備する。 また、初期消火活動に必要な泡消火薬剤及びその他資機材を配備する。</p> <p>（火災の早期発見のための巡視体制） 第83条 巡視・点検担当課長は、第32条に定める巡視により火災の早期発見に努める。</p>	<p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映（以降本章において同じ）</p> <p>・平成30年9月6日付け原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け原規規発第1809066号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>（初期消火活動のための体制の定期的な評価） 第84条 事業部長は、初期消火活動のための体制の整備について第102条に基づく訓練及び初期消火活動の結果を定期的に評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p>	<p>（削除）</p> <p style="text-align: center;">第3節 火災防護活動のための体制の整備</p> <p>（火災防護活動のための体制の整備） 第84条 事業部長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。 <u>（1）火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u> <u>（2）火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練</u> <u>（3）火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</u> 2 各課長は、第78条第1項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 3 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p>	<p>・記載の適正化（第79条で行う評価及び改善で実施するため、削除）</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	<p align="center">第10章 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p> <p align="center">第1節 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p><u>（自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る計画及び実施）</u> 第85条 運営管理課長は、第22条第3項に基づき、本章及び添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に関する事項を定めた自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に関する文書として「加工施設 異常事象対策要領」及び「火災防護計画」を作成し、事業部長の承認を得る。 2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。 3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p><u>（自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る評価及び改善）</u> 第86条 事業部長は、前条第3項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p align="center">第2節 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p> <p><u>（自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備）</u> 第87条 事業部長は、加工施設内において自然災害発生時の体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練 (3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 2 各課長は、第85条第1項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 3 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。 4 各課長は、自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	<p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映（以降本章において同じ）</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>第10章 重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>第1節 重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る計画及び実施）</p> <p>第85条 濃縮技術課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた重大事故に至るおそれがある事故（以下「重大事故等」という。）及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する文書として、「加工施設 異常事象対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る評価及び改善）</p> <p>第86条 濃縮運転部長は、前条第3項に基づき各職位が実施した結果を確認し、事業部長に報告する。</p> <p>2 事業部長は、前項の報告を確認し、必要に応じて重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する文書を改善する。</p> <p>第2節 重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>（重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）</p> <p>第87条 事業部長は、重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備についての計画として、次の各号に定める事項を第85条第1項の文書に定め、実施する。</p> <p>(1) 重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）の配置</p> <p>(2) 対策要員に対する毎年1回以上の教育及び訓練</p> <p>(3) 重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他資機材の配備</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な第90条第1項に基づく体制の整備</p> <p>2 事業部長は、前項の計画に、次の各号に定める重大事故等及び大規模損壊発生時における手順に関する事項を含める。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること</p>	<p>第11章 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p> <p>第1節 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る計画及び実施）</p> <p>第88条 運営管理課長は、第22条第3項に基づき、本章及び添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に関する事項を定めた重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に関する文書として、「加工施設 異常事象対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備に係る評価及び改善）</p> <p>第89条 事業部長は、前条第3項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は、必要な措置を講じる。</p> <p>（削除）</p> <p>第2節 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備）</p> <p>第90条 事業部長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。</p> <p>2 事業部長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を第88条第1項の文書に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p>	<p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映（以降本章において同じ）</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(3) <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</u> <u>3 事業部長は、重大事故等及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備について第102条に基づく訓練及び重大事故等及び大規模損壊発生時の活動の結果を定期的に評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</u></p>	<p>(3) <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>・記載の適正化（第89条で行う評価及び改善で実施するため、削除）</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第11章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（非常時の措置に係る計画及び実施）</p> <p>第88条 濃縮技術課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた非常時の措置に関する文書として、「加工施設 異常事象対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（非常時の措置に係る評価及び改善）</p> <p>第89条 濃縮運転部長は、前条第3項に基づき各職位が実施した結果を確認し、事業部長に報告する。</p> <p>2 事業部長は、前項の報告を確認し、必要に応じて非常時の措置に関する文書を改善する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 事前対策</p> <p>（非常時対策組織）</p> <p>第90条 事業部長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>（非常時要員）</p> <p>第91条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>（非常時用機材の整備）</p> <p>第92条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p style="text-align: center;">第12章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（非常時の措置に係る計画及び実施）</p> <p>第91条 運営管理課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた非常時の措置に関する文書として、「加工施設 異常事象対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（非常時の措置に係る評価及び改善）</p> <p>第92条 事業部長は、前条第3項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 <u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 事前対策</p> <p>（非常時対策組織）</p> <p>第93条 事業部長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。 ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>（非常時要員）</p> <p>第94条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>（緊急作業従事者）</p> <p>第95条 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p><u>(1) 別表28の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</u></p> <p><u>(2) 別表28の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者</u></p> <p><u>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</u></p> <p>（非常時用機材の整備）</p> <p>第96条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(通報系統)</p> <p><u>第93条</u> 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <p style="text-align: center;">第3節 初期活動</p> <p>(通報)</p> <p><u>第94条</u> 第41条第1項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに事業部長があらかじめ定めた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた連絡責任者は、事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。</p> <p>(応急措置)</p> <p><u>第95条</u> 前条の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">第4節 非常時における活動</p> <p>(非常時体制の発令)</p> <p><u>第96条</u> 事業部長は、<u>第94条</u>第2項の報告を受けた場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p> <p>(非常時対策活動)</p> <p><u>第97条</u> 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時対策組織の要員を招集し、<u>第93条</u>であらかじめ確立した通報系統に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p>	<p>(安全避難通路)</p> <p><u>第97条</u> 事業部長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路（均質槽からのUF6漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。）、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。</p> <p><u>2</u> 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、代替の措置を講じる。</p> <p>(通報系統)</p> <p><u>第98条</u> 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <p style="text-align: center;">第3節 初期活動</p> <p>(通報)</p> <p><u>第99条</u> 第41条第1項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに事業部長があらかじめ定めた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた連絡責任者は、事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。</p> <p>(応急措置)</p> <p><u>第100条</u> 前条の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(救助活動)</p> <p><u>第101条</u> 非常時対策組織は、均質槽において液化を行っているときに核燃料物質の漏えいが発生した場合は、非常時体制の発令に拘らず直ちに放射線業務従事者の救助活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4節 非常時における活動</p> <p>(非常時体制の発令)</p> <p><u>第102条</u> 事業部長は、<u>第99条</u>第2項の報告を受けた場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p> <p>(非常時対策活動)</p> <p><u>第103条</u> 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時対策組織の要員を招集し、<u>第98条</u>であらかじめ確立した通報系統に従って、社内及び社外関係機関にその旨を通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p> <p>なお、均質槽において液化を行っているときに均質槽から室内に核燃料物質の漏えいが発生した場合は、建屋への閉じ込め等により拡大防止を行う。</p> <p>3 <u>第70条</u>第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p>	<p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映</p> <p>・平成27年8月19日付け 原規規発第1508193号</p> <p>・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>(非常時体制の解除) <u>第98条</u> 本部長は、事態が終息し、非常時体制をとる必要性がなくなったと判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p> <p>第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) <u>第99条</u> 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、この規定によらず濃縮・埋設事業所濃縮事業部原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p>	<p>(1) <u>緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、加工施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</u></p> <p>(2) <u>緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</u></p> <p>(非常時体制の解除) <u>第104条</u> 本部長は、事態が終息し、非常時体制をとる必要性がなくなったと判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p> <p>第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) <u>第105条</u> 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p>	<p>変更理由</p> <p>・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
□：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第12章 保安教育</p> <p>（力量、教育・訓練及び認識）</p> <p>第100条 濃縮技術課長は、次の各号に定める事項を考慮した保安教育に関する文書として、「加工施設 教育・訓練要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員に必要な力量を明確にすること。</p> <p>(2) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとること。</p> <p>(3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価すること。</p> <p>(4) 原子力安全についての意識を高め、社員が自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識できるようにすること。</p> <p>(5) 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を維持すること。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>（保安教育）</p> <p>第101条 各職位は、前条に定める文書に基づき、毎年度、別表28に定める項目について、加工施設の保安に必要な社員の保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。</p> <p>また、実施結果を記録し、保管するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>4 各課長は、請負事業者等に対し、次の各号に定める保安教育を第1項の保安教育の実施計画に基づき実施する。</p> <p>ただし、第1号及び第2号の教育については、各課長があらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に保安教育を実施させ、実施結果を報告させるとともにその内容を確認する。</p> <p>(1) 加工施設において作業を行わせる場合においては、別表28に定める関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に採るべき措置に関する保安教育のうち、作業に関連する事項の教育</p> <p>(2) 加工施設の管理区域内において作業を行わせる場合においては、前号に定める保安教育に加え、別表28に定めるその他の保安教育</p> <p>(3) 加工施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する社員と同等の教育</p> <p>（非常時訓練）</p> <p>第102条 事業部長は、濃縮技術課長に非常時の場合に対処するための訓練を年1回以上実施させ、その結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第13章 保安教育</p> <p>（力量、教育・訓練及び認識）</p> <p>第106条 運営管理課長は、次の各号に定める事項を考慮した保安教育に関する文書として、「加工施設 教育・訓練要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員に必要な力量を明確にすること。</p> <p>(2) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとること。</p> <p>(3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価すること。</p> <p>(4) 原子力安全についての意識を高め、社員が自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識できるようにすること。</p> <p>(5) 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を維持すること。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>（保安教育）</p> <p>第107条 運営管理課長は、前条に定める文書に基づき、毎年度、別表28に定める項目について、加工施設の保安に必要な社員の保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。</p> <p>また、実施結果を記録し、保管するとともに、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>4 各課長は、請負事業者等に対し、次の各号に定める保安教育を第1項の保安教育の実施計画に基づき実施する。</p> <p>ただし、第1号及び第2号の教育については、各課長があらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に保安教育を実施させ、実施結果を報告させるとともにその内容を確認する。</p> <p>(1) 加工施設において作業を行わせる場合においては、別表28に定める関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に採るべき措置に関する保安教育のうち、作業に関連する事項の教育</p> <p>(2) 加工施設の管理区域内において作業を行わせる場合においては、前号に定める保安教育に加え、別表28に定めるその他の保安教育</p> <p>(3) 加工施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する社員と同等の教育</p> <p>（非常時訓練）</p> <p>第108条 事業部長は、運営管理課長に非常時の場合に対処するための訓練を年1回以上実施させ、その結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p align="center">第13章 加工施設の定期的な評価</p> <p align="center">第1節 加工施設の定期的な評価に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の定期的な評価に係る計画及び実施）</p> <p>第103条 施設計画課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた加工施設の定期的な評価に関する文書として、「加工施設 定期安全レビュー実施要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（加工施設の定期的な評価に係る評価及び改善）</p> <p>第104条 施設部長は、前条第3項に基づき各職位が実施した結果を確認し、事業部長に報告する。</p> <p>2 事業部長は、前項の報告を確認し、必要に応じて加工施設の定期的な評価に関する文書を改善する。</p>	<p align="center">第14章 加工施設の定期的な評価</p> <p align="center">第1節 加工施設の定期的な評価に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の定期的な評価に係る計画及び実施）</p> <p>第109条 運営管理課長は、第22条第3項に基づき、本章に関する事項を定めた加工施設の定期的な評価に関する文書として、「加工施設 定期安全レビュー実施要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項に定める文書に基づき、本章に定める業務を実施する。</p> <p>（加工施設の定期的な評価に係る評価及び改善）</p> <p>第110条 事業部長は、前条第3項に基づき業務を実施した各職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 （削除）</p>	<p>・平成30年9月6日付け原規規発第1809066号</p> <p>・平成30年9月6日付け原規規発第1809066号</p>
<p align="center">第2節 加工施設の定期的な評価</p> <p>（加工施設の定期的な評価）</p> <p>第105条 各課長は、10年を超えない期間ごとに、経年変化に関する技術的な評価について実施計画を策定し、事業部長の承認を得た上で実施する。</p> <p>2 各課長は、前項の技術的な評価の結果に基づき、加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画を策定し、事業部長の承認を得た上で実施する。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の計画に基づき実施した結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報</p>	<p align="center">第2節 加工施設の定期的な評価</p> <p>（加工施設の定期的な評価）</p> <p>第102条 各課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施計画を策定し、事業部長の承認を得た上で実施する。</p> <p>(1) 加工施設における次に定める保安活動の実施状況の評価</p> <p>① 品質保証活動</p> <p>② 運転管理</p> <p>③ 保守管理</p> <p>④ 核燃料物質管理</p> <p>⑤ 放射線管理及び環境モニタリング</p> <p>⑥ 放射性廃棄物管理</p> <p>⑦ 事故・故障等発生時の対応及び緊急時の措置</p> <p>⑧ 事故・故障等の経緯反映状況</p> <p>(2) 加工施設に対して実施した次に定める保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p> <p>① 安全研究成果の反映状況</p> <p>② 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）</p> <p>③ 技術開発成果の反映状況</p> <p>第111条 各課長は、10年を超えない期間ごとに、経年変化に関する技術的な評価について実施計画を策定し、事業部長の承認を得た上で実施する。</p> <p>2 各課長は、前項の技術的な評価の結果に基づき、加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画を策定し、事業部長の承認を得た上で実施する。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の計画に基づき実施した結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報</p>	<p>・核燃料物質の加工の事業に関する規則改正に伴う変更</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>告するとともに、当該評価により得られた知見を予防処置として反映する。</p>	<p>告するとともに、当該評価により得られた知見を予防処置として反映する。</p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;"><u>第14章</u> 記録及び報告</p> <p>（記録） <u>第106条</u> 各課長は、別表29に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。</p> <p>（報告） <u>第107条</u> 各課長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 加工規則第9条の16に定める報告事態又はそれに準じる事態に至るおそれが生じた場合 (2) 放射性液体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合 (3) 放射性気体廃棄物について、別表18の管理目標値を超えて放出した場合 (4) 線量当量等に異常が認められた場合 (5) 非常事態又は非常事態に発展すると判断した場合 2 事業部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を直ちにあらかじめ定めた連絡責任者を通じて原子力規制委員会に報告する。 3 事業部長は、第1項の報告を受けた場合は、その旨を直ちに社長に報告する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第15章</u> 記録及び報告</p> <p>（記録） <u>第112条</u> 各課長は、別表29に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。</p> <p>（報告） <u>第113条</u> 各課長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 加工規則第9条の16に定める報告事態又はそれに準じる事態に至るおそれが生じた場合 (2) 放射性液体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合 (3) 放射性気体廃棄物について、別表18の管理目標値を超えて放出した場合 (4) 線量当量等に異常が認められた場合 (5) 非常事態又は非常事態に発展すると判断した場合 2 事業部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を直ちにあらかじめ定めた連絡責任者を通じて原子力規制委員会に報告する。 3 事業部長は、第1項の報告を受けた場合は、その旨を直ちに社長に報告する。</p>	
	<p><u>附則</u> 1 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>	<p>・附則の追加</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

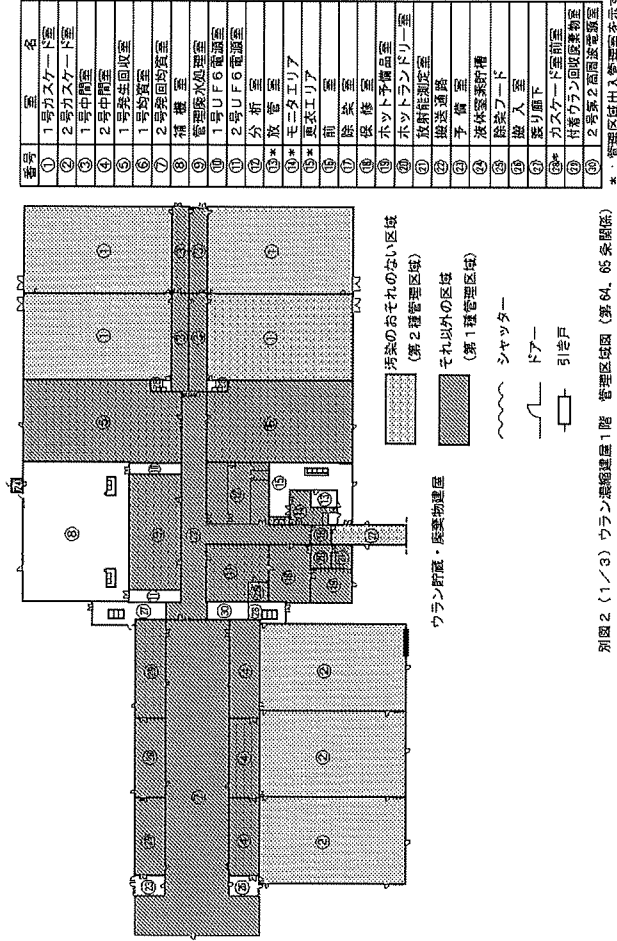
補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>別図1 保安に関する組織（第4条関係）</p>	<p>別図1 保安に関する組織（第4条関係）</p>	<p>・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

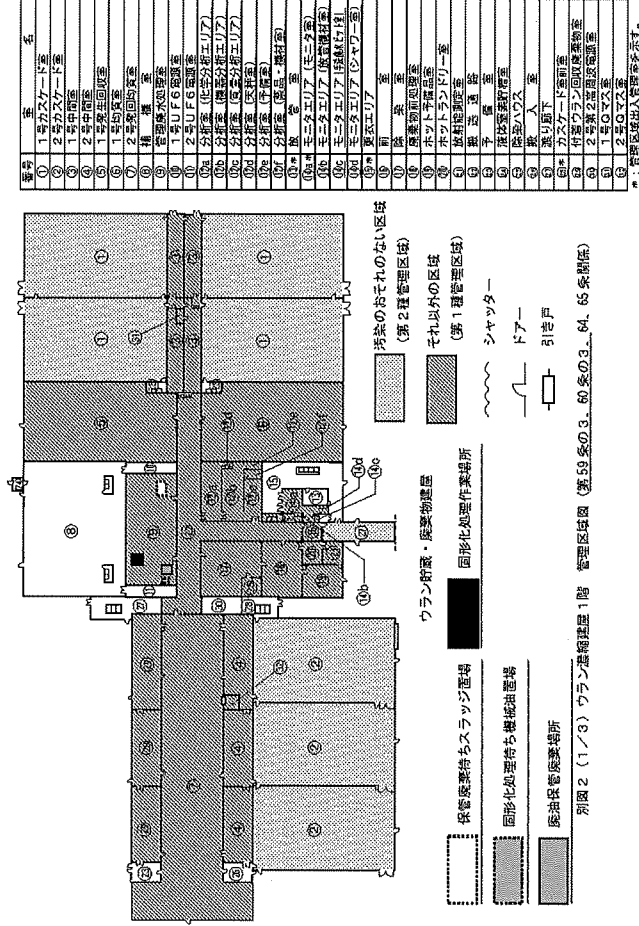
二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）



補正後



変更理由

・平成31年3月1日付け
原規規発第1903012号

・記載の適正化（2号カスケード室、
モニタエリア（モニタ室）の扉）

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由																																																								
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> </div> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>常用電源室</td></tr> <tr><td>②</td><td>非常用電源室</td></tr> <tr><td>③</td><td>1号リレー室</td></tr> <tr><td>④</td><td>2号リレー室</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>会議室</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>運転員控室</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>コントロール計器室</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>コントロール予備品室</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>検査室</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>給気室</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>1号高周波電源室</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>2号高周波電源室</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">汚染のおそれのない区域 (第2種管理区域)</p> <p style="font-size: small;">それ以外の区域 (第1種管理区域)</p> <p style="font-size: small;">シャッター</p> <p style="font-size: small;">ドア</p> <p style="font-size: small;">引き戸</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">別図2（2/3）ウラン濃縮建屋2階 管理区域図（第64、65条関係）</p>	番号	室名	①	常用電源室	②	非常用電源室	③	1号リレー室	④	2号リレー室	⑤	中央制御室	⑥	会議室	⑦	運転員控室	⑧	コントロール計器室	⑨	コントロール予備品室	⑩	検査室	⑪	給気室	⑫	1号高周波電源室	⑬	2号高周波電源室	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> </div> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>常用電源室</td></tr> <tr><td>②</td><td>非常用電源室</td></tr> <tr><td>③</td><td>1号リレー室</td></tr> <tr><td>④</td><td>2号リレー室</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>会議室</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>運転員控室</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>コントロール計器室</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>コントロール予備品室</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>検査室</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>給気室</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>1号高周波電源室</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>2号高周波電源室</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">汚染のおそれのない区域 (第2種管理区域)</p> <p style="font-size: small;">それ以外の区域 (第1種管理区域)</p> <p style="font-size: small;">シャッター</p> <p style="font-size: small;">ドア</p> <p style="font-size: small;">引き戸</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">別図2（2/3）ウラン濃縮建屋2階 管理区域図（第59条の3、60条の3、64、65条関係）</p>	番号	室名	①	常用電源室	②	非常用電源室	③	1号リレー室	④	2号リレー室	⑤	中央制御室	⑥	会議室	⑦	運転員控室	⑧	コントロール計器室	⑨	コントロール予備品室	⑩	検査室	⑪	給気室	⑫	1号高周波電源室	⑬	2号高周波電源室	<p style="text-align: center;">平成31年3月1日付け 原規規発第1903012号</p>
番号	室名																																																									
①	常用電源室																																																									
②	非常用電源室																																																									
③	1号リレー室																																																									
④	2号リレー室																																																									
⑤	中央制御室																																																									
⑥	会議室																																																									
⑦	運転員控室																																																									
⑧	コントロール計器室																																																									
⑨	コントロール予備品室																																																									
⑩	検査室																																																									
⑪	給気室																																																									
⑫	1号高周波電源室																																																									
⑬	2号高周波電源室																																																									
番号	室名																																																									
①	常用電源室																																																									
②	非常用電源室																																																									
③	1号リレー室																																																									
④	2号リレー室																																																									
⑤	中央制御室																																																									
⑥	会議室																																																									
⑦	運転員控室																																																									
⑧	コントロール計器室																																																									
⑨	コントロール予備品室																																																									
⑩	検査室																																																									
⑪	給気室																																																									
⑫	1号高周波電源室																																																									
⑬	2号高周波電源室																																																									

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

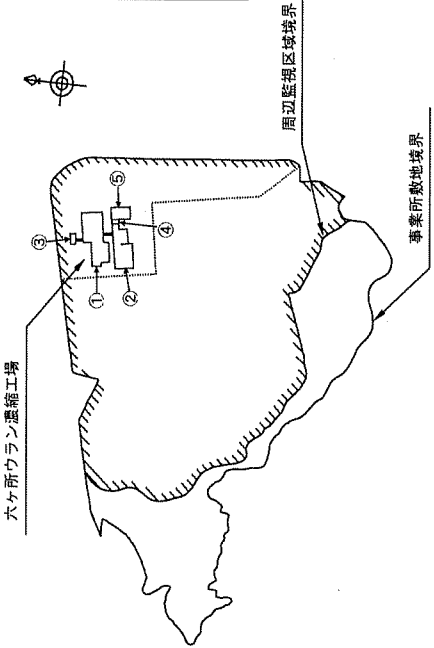
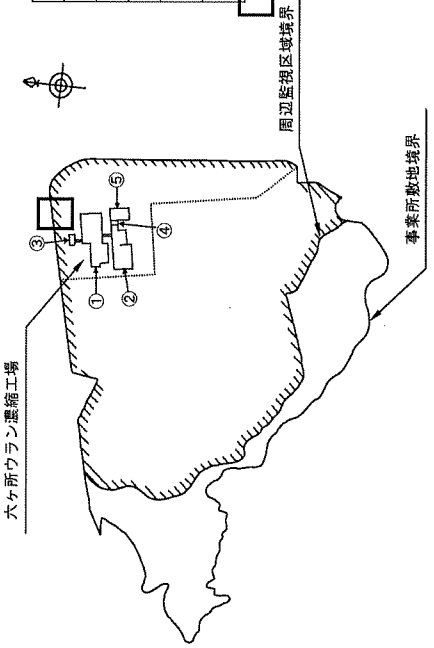
加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>列図 2 (3/3) ウラン貯蔵・医薬物庫、ウラン濃縮医薬物庫及び使用済遠心機保管庫、管理区域図（第 64、65 条関係）</p>	<p>列図 2 (3/3) ウラン貯蔵・医薬物庫、ウラン濃縮医薬物庫及び使用済遠心機保管庫、管理区域図（第 59 条の 3、60 条の 3、64、65 条関係）</p>	<p>・平成 31 年 3 月 1 日付け 原規規発第 1903012 号</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014 年 1 月申請時の変更箇所
波形下線：2014 年 1 月申請以降の既認可箇所
一重下線：2014 年 1 月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由																								
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <table border="1" data-bbox="331 320 548 563"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ウラン濃縮建屋</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>ウラン貯蔵・廃棄物建屋</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>補助建屋</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>ウラン濃縮廃棄物建屋</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>使用済遠心機保管建屋</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">別図3 周辺監視区域域図（第69条関係）</p> </div>	番号	施設名	①	ウラン濃縮建屋	②	ウラン貯蔵・廃棄物建屋	③	補助建屋	④	ウラン濃縮廃棄物建屋	⑤	使用済遠心機保管建屋	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <table border="1" data-bbox="1151 320 1368 563"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ウラン濃縮建屋</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>ウラン貯蔵・廃棄物建屋</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>補助建屋</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>ウラン濃縮廃棄物建屋</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>使用済遠心機保管建屋</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">別図3 周辺監視区域域図（第69条関係）</p> </div>	番号	施設名	①	ウラン濃縮建屋	②	ウラン貯蔵・廃棄物建屋	③	補助建屋	④	ウラン濃縮廃棄物建屋	⑤	使用済遠心機保管建屋	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物・薬品貯蔵庫の機械油の固形化完了により、平成31年3月1日付け原規規発第1903012号の「危険物・薬品貯蔵庫」を削除
番号	施設名																									
①	ウラン濃縮建屋																									
②	ウラン貯蔵・廃棄物建屋																									
③	補助建屋																									
④	ウラン濃縮廃棄物建屋																									
⑤	使用済遠心機保管建屋																									
番号	施設名																									
①	ウラン濃縮建屋																									
②	ウラン貯蔵・廃棄物建屋																									
③	補助建屋																									
④	ウラン濃縮廃棄物建屋																									
⑤	使用済遠心機保管建屋																									

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）			補正後			変更理由
別表1 施設の管理及び保守に関する業務の担当課長（第5条関係）			別表1 施設の管理及び保守に関する業務の担当課長（第5条関係）			
施設等	管理担当課長	保守担当課長	施設等	管理担当課長	保守担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月1日付け原規規発第1903012号 ・記載の適正化（以降本表において同じ）
1. 建物	保守課長	保守課長	1. 建物	運転管理課長	機械保全課長	
2. 上記1. 以外の加工施設			2. 上記1. 以外の加工施設	—	—	
(1) 濃縮施設	運転課長	保守課長	(1) 濃縮施設	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(2) 核燃料物質の貯蔵施設			(2) 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	
①貯蔵専用区域	濃縮技術課長	保守課長	① 貯蔵専用区域	運転管理課長	機械保全課長	
②加工工程内の保管区域	運転課長	保守課長	② 加工工程内の保管区域	運転管理課長	機械保全課長	
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設			(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	
①気体廃棄物廃棄設備			① 気体廃棄物廃棄設備	—	—	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	放射線管理課長	保守課長	a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	廃棄物管理課長	機械保全課長	
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転課長	保守課長	b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
②液体廃棄物廃棄設備			② 液体廃棄物廃棄設備	—	—	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	放射線管理課長	保守課長	a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	廃棄物管理課長	機械保全課長	
b. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	保守課長	保守課長	b. 廃油保管廃棄場所	—	—	
③固体廃棄物廃棄設備	放射線管理課長	保守課長	c. 固化処理待ち機械油置場	—	—	
(4) 放射線管理施設			d. 固化処理作業場所	—	—	
①臨界警報装置、排気用モニタ	運転課長	放射線管理課長	e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
②排気用HFモニタ、換気用モニタ	運転課長	保守課長	③ 固体廃棄物廃棄設備	—	—	
③エアスニッフ	放射線管理課長	保守課長	a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	
④上記①、②、③以外の放射線管理施設	放射線管理課長	放射線管理課長	b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	—	—	
(5) その他加工設備の附属施設			(4) 放射線管理施設	—	—	
①非常用通報設備	保守課長	保守課長	① 臨界警報装置、排気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長	
②非常用電源設備	運転課長	保守課長	② 排気用HFモニタ、換気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長	
③分析設備	濃縮技術課長	濃縮技術課長	③ エアスニッフ	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
④計量設備	濃縮技術課長	保守課長	④ 上記①、②、③以外の放射線管理施設	放射線管理課長	放射線管理課長	
⑤洗缶設備	保守課長	保守課長	(5) その他加工設備の附属施設	—	—	
⑥除染設備	保守課長	保守課長	① 非常用通報設備	運転管理課長	電気計装保全課長	
			② 非常用電源設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
			③ 分析設備	運転管理課長	機械保全課長	
			④ 計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長	
			⑤ 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長	
			⑥ 除染設備	運転管理課長	機械保全課長	

*：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由												
<p>別表2 加工施設（第30条関係）</p> <table border="1" data-bbox="129 236 544 432"> <tr> <td>加工施設</td> </tr> <tr> <td>(1) 濃縮施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(5) その他加工設備の附属施設</td> </tr> </table>	加工施設	(1) 濃縮施設	(2) 核燃料物質の貯蔵施設	(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	(4) 放射線管理施設	(5) その他加工設備の附属施設	<p>別表2 加工施設（第30条関係）</p> <table border="1" data-bbox="981 236 1395 432"> <tr> <td>加工施設</td> </tr> <tr> <td>(1) 濃縮施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(5) その他加工設備の附属施設</td> </tr> </table>	加工施設	(1) 濃縮施設	(2) 核燃料物質の貯蔵施設	(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	(4) 放射線管理施設	(5) その他加工設備の附属施設	
加工施設														
(1) 濃縮施設														
(2) 核燃料物質の貯蔵施設														
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設														
(4) 放射線管理施設														
(5) その他加工設備の附属施設														
加工施設														
(1) 濃縮施設														
(2) 核燃料物質の貯蔵施設														
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設														
(4) 放射線管理施設														
(5) その他加工設備の附属施設														

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）		補正後		変更理由
別表3 巡視・点検を行う設備等（第32条関係）		別表3 巡視・点検を行う設備等（第32条関係）		
巡視・点検を行う設備等	巡視・点検担当課長	巡視・点検を行う設備等	巡視・点検担当課長	
(1) 建屋		(1) 建屋	二	・平成31年3月1日付け 原規規発第1903012号 ・記載の適正化（以降本表において 同じ）
①ウラン濃縮建屋	運転課長	①_ウラン濃縮建屋	運転管理課長	
②ウラン貯蔵・廃棄物建屋		②_ウラン貯蔵・廃棄物建屋	二	
a. Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室、Cウラン貯蔵室、搬出入室	濃縮技術課長	a. Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室、Cウラン貯蔵室、搬出入室	運転管理課長	
b. Bウラン濃縮廃棄物室	放射線管理課長	b. Bウラン濃縮廃棄物室		
③補助建屋	運転課長	③_補助建屋	運転管理課長	
④ウラン濃縮廃棄物建屋	放射線管理課長	④_ウラン濃縮廃棄物建屋	運転管理課長	
⑤使用済遠心機保管建屋	放射線管理課長	⑤_使用済遠心機保管建屋	運転管理課長	
(2) カスケード設備	運転課長	(2)_カスケード設備	運転管理課長	
(3) UF6処理設備	運転課長	(3)_UF6処理設備	運転管理課長	
(4) 均質・ブレンディング設備	運転課長	(4)_均質・ブレンディング設備	運転管理課長	
(5) 付着ウラン回収設備	運転課長	(5)_付着ウラン回収設備	運転管理課長	
(6) 核燃料物質の貯蔵施設		(6)_核燃料物質の貯蔵施設	二	
① 貯蔵専用区域	濃縮技術課長	① 貯蔵専用区域	運転管理課長	
② 加工工程内の保管区域	運転課長	② 加工工程内の保管区域	運転管理課長	
(7) 放射性廃棄物の廃棄設備		(7) 放射性廃棄物の廃棄設備	二	
① 気体廃棄物廃棄設備		① 気体廃棄物廃棄設備	二	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	放射線管理課長	a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	廃棄物管理課長	
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転課長	b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	
② 液体廃棄物廃棄設備		② 液体廃棄物廃棄設備	二	
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	放射線管理課長	a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	廃棄物管理課長	
b. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	保修課長	b. 廃油保管廃棄場所		
③ 固体廃棄物廃棄設備	放射線管理課長	c. 固化処理待ち機械油置場		
(8) 放射線監視・測定設備		d. 固化処理作業場所		
①臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ	運転課長	e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	
②エアスニッファ	放射線管理課長	③ 固体廃棄物廃棄設備	二	
(9) 非常用電源設備	運転課長	a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	
(10) 洗缶設備	保修課長	b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備		
(11) 除染設備	保修課長	(8)_放射線監視・測定設備	二	
(12) 高周波電源設備	運転課長	① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用HFモニタ、換気用モニタ	運転管理課長	
		② エアスニッファ	運転管理課長	
		(9)_非常用電源設備	運転管理課長	
		(10) 洗缶設備	運転管理課長	
		(11) 除染設備	運転管理課長	
		(12) 高周波電源設備	運転管理課長	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由								
	<p>別表3の2 分析室のフード等の最大取扱ウラン量（第33条の4関係）</p> <table border="1" data-bbox="983 236 1621 352"> <thead> <tr> <th data-bbox="983 236 1400 264">フード等</th> <th data-bbox="1400 236 1621 264">最大取扱ウラン量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="983 264 1400 293">スクラバ付きドラフトチェンバNo.1~10</td> <td data-bbox="1400 264 1621 293">0.07kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 293 1400 322">スクラバ付きドラフトチェンバNo.11~14</td> <td data-bbox="1400 293 1621 322">1kg-U</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 322 1400 352">カリフォルニア型フード</td> <td data-bbox="1400 322 1621 352">0.04kg-U</td> </tr> </tbody> </table>	フード等	最大取扱ウラン量	スクラバ付きドラフトチェンバNo.1~10	0.07kg-U	スクラバ付きドラフトチェンバNo.11~14	1kg-U	カリフォルニア型フード	0.04kg-U	<p>・平成28年6月24日付け 原規規発第1606241号</p>
フード等	最大取扱ウラン量									
スクラバ付きドラフトチェンバNo.1~10	0.07kg-U									
スクラバ付きドラフトチェンバNo.11~14	1kg-U									
カリフォルニア型フード	0.04kg-U									

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）				補正後				変更理由	
別表4 保安上特に管理を必要とする設備（第34条関係）				別表4 保安上特に管理を必要とする設備（第34条関係）					
設備・機器等		制限値	管理方法	設備・機器等		制限値	管理方法		
カスケード設備		濃縮度5%	インターロック*	カスケード設備		濃縮度5%	インターロック*	・平成31年3月1日付け 原規規発第1903012号 ・核燃料物質加工事業変更申請書に 記載した事項の反映（以降本表に において同じ） ・記載の適正化（以降本表において 同じ）	
廃棄物	使用済みNaF	200ℓドラム缶 当たり25kg-U	重量測定*	廃棄物	使用済みNaF	200ℓドラム缶 当たり25kg-U	重量測定*		
	スラッジ	20ℓドラム缶 当たり2kg-U	重量測定及び 分析等*		スラッジ 分析沈殿物	20ℓドラム缶 当たり2kg-U	重量測定及び 分析等*		
シリンダ等（洗缶）	製品シリンダ（ANSI規格30B）	16kg-U	秤量測定*	シリンダ等（洗缶）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）	16kg-U	秤量測定*		
	中間製品容器				中間製品容器				
UF6処理設備	槽	大気圧以下	インターロック*	UF6処理設備	槽	大気圧未満	インターロック*		
	コールドトラップ				コールドトラップ				
均質・ブレンディング 設備	槽	—	インターロック*	均質・ブレンディング 設備	槽	—	インターロック*		
	コールドトラップ				コールドトラップ				
付着ウラン回収設備	槽	大気圧以下	インターロック又は 警報機能*	付着ウラン回収設備	槽	大気圧未満	インターロック又は 警報機能*		
	コールドトラップ				コールドトラップ				
シリンダ類（過充填防 止）	製品シリンダ（ANSI規格30B）	2,277kg-U ^{F6}	インターロック*	シリンダ類（過充填防 止）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）	2,277kg-U ^{F6}	インターロック*		
	廃品シリンダ（ANSI規格30B）				廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）				
	原料シリンダ（ANSI規格48Y）				12,501kg-U ^{F6}				原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）
	廃品シリンダ（ANSI規格48Y）								廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）
	中間製品容器				4,500kg-U ^{F6}				中間製品容器
付着ウラン回収容器	1,960kg	付着ウラン回収容器	1,960kg						
シリンダ類（熱的制限）	製品シリンダ（ANSI規格30B）	94℃	インターロック*	シリンダ類（熱的制限）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）	94℃	インターロック*		
	廃品シリンダ（ANSI規格30B）				廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）				
	原料シリンダ（ANSI規格48Y）				12,501kg-U ^{F6}				原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）
	廃品シリンダ（ANSI規格48Y）（注）							廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注）	
	中間製品容器				4,500kg-U ^{F6}			中間製品容器	4,500kg-U ^{F6}
付着ウラン回収容器	1,960kg	付着ウラン回収容器	1,960kg						
シリンダ類（吊上げ高 さ制限）	製品シリンダ（ANSI規格30B）	1.2m	インターロック*	シリンダ類（吊上げ高 さ制限）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）	1.2m	インターロック*		
	廃品シリンダ（ANSI規格30B）				廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）				
	原料シリンダ（ANSI規格48Y）				1.2m又は1.85m			原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）	
	廃品シリンダ（ANSI規格48Y）							廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）	
	中間製品容器				1.2m			中間製品容器	1.2m
付着ウラン回収容器	1.2m	付着ウラン回収容器	1.2m						
非常用電源設備	ディーゼル発電機	—	*	非常用電源設備	ディーゼル発電機	—	*		
	直流電源設備				直流電源設備				
	無停電電源装置				無停電電源装置				
非常用通報設備	ページング装置	—	*	非常用通報設備	ページング装置	—	*		
気体廃棄物廃棄設備	排風機	—	*	気体廃棄物廃棄設備	排風機	—	*		
液体廃棄物廃棄設備	槽類	—	*	液体廃棄物廃棄設備	槽類	—	*		
放射線監視・測定設備	排気用モニタ	—	*	放射線監視・測定設備	排気用モニタ	—	*		
	換気用モニタ				換気用モニタ				

*設備の機能を別表14に定める事項等の実施により常に確保する。
 （注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。

*設備の機能を別表14に定める事項等の実施により常に確保する。
 （注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）		補正後		変更理由																
別表5 濃縮度制限値（第36条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">濃縮度制限値</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">濃縮度 5%</td> </tr> </table>		濃縮度制限値	濃縮度 5%	別表5 濃縮度制限値（第36条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">濃縮度制限値</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">濃縮度 5%</td> </tr> </table>		濃縮度制限値	濃縮度 5%													
濃縮度制限値																				
濃縮度 5%																				
濃縮度制限値																				
濃縮度 5%																				
別表6 濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器（第36条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">設 備</td> <td>(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF処理槽 (8) 回収系UF6回収槽</td> </tr> <tr> <td>容 器</td> <td>(1) 製品シリンダ (ANSI規格30B) (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器</td> </tr> </table>		設 備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF処理槽 (8) 回収系UF6回収槽	容 器	(1) 製品シリンダ (ANSI規格30B) (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器	別表6 濃縮ウランを収納又は充填する設備及び容器（第36条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">設 備</td> <td>(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF処理槽 (8) 回収系UF6回収槽</td> </tr> <tr> <td>容 器</td> <td>(1) 製品シリンダ (ANSI規格30B) (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器</td> </tr> </table>		設 備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF処理槽 (8) 回収系UF6回収槽	容 器	(1) 製品シリンダ (ANSI規格30B) (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器	・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映								
設 備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF処理槽 (8) 回収系UF6回収槽																			
容 器	(1) 製品シリンダ (ANSI規格30B) (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器																			
設 備	(1) コールドトラップ (2) 製品回収槽 (3) 均質槽 (4) 製品シリンダ槽 (5) 減圧槽 (6) ケミカルトラップ (NaF) (7) NaF処理槽 (8) 回収系UF6回収槽																			
容 器	(1) 製品シリンダ (ANSI規格30B) (2) 中間製品容器 (3) 付着ウラン回収容器																			
別表7 使用済みNaF及びスラッジ中の最大ウラン含有量（第36条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>物 質</th> <th>最大ウラン含有量</th> </tr> <tr> <td>使用済みNaF</td> <td>200%ドラム缶当たり 25kg-U</td> </tr> <tr> <td>スラッジ</td> <td>20%ドラム缶当たり 2kg-U</td> </tr> </table>		物 質	最大ウラン含有量	使用済みNaF	200%ドラム缶当たり 25kg-U	スラッジ	20%ドラム缶当たり 2kg-U	別表7 ドラム缶仕様及び使用済みNaF、スラッジ及び分析沈殿物中の最大ウラン含有量（第36条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>物 質</th> <th>ドラム缶仕様</th> <th>最大ウラン含有量</th> </tr> <tr> <td>使用済みNaF</td> <td>JIS規格 鋼製オープンヘッドドラム適合品</td> <td>200%ドラム缶当たり 25kg-U</td> </tr> <tr> <td>スラッジ</td> <td rowspan="2">旧JIS規格 液体用鋼製ドラム準拠 (プラスチック内張り)</td> <td rowspan="2">20%ドラム缶当たり 2kg-U</td> </tr> <tr> <td>分析沈殿物</td> </tr> </table>		物 質	ドラム缶仕様	最大ウラン含有量	使用済みNaF	JIS規格 鋼製オープンヘッドドラム適合品	200%ドラム缶当たり 25kg-U	スラッジ	旧JIS規格 液体用鋼製ドラム準拠 (プラスチック内張り)	20%ドラム缶当たり 2kg-U	分析沈殿物	・平成31年3月1日付け 原規規発第1903012号
物 質	最大ウラン含有量																			
使用済みNaF	200%ドラム缶当たり 25kg-U																			
スラッジ	20%ドラム缶当たり 2kg-U																			
物 質	ドラム缶仕様	最大ウラン含有量																		
使用済みNaF	JIS規格 鋼製オープンヘッドドラム適合品	200%ドラム缶当たり 25kg-U																		
スラッジ	旧JIS規格 液体用鋼製ドラム準拠 (プラスチック内張り)	20%ドラム缶当たり 2kg-U																		
分析沈殿物																				
		別表7の2 少量のウランを取扱う設備における最大取扱ウラン量（第36条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>少量のウランを取扱う設備における管理対象</th> <th>最大取扱ウラン量</th> </tr> <tr> <td>分析室で取扱うUF6サンプル等</td> <td>分析室での総量として16kg-U</td> </tr> <tr> <td>使用済みNaF</td> <td>200%ドラム缶当たり 25kg-U</td> </tr> <tr> <td>スラッジ</td> <td>20%ドラム缶当たり 2kg-U</td> </tr> <tr> <td>分析沈殿物</td> <td>1kg-U*</td> </tr> <tr> <td>分析沈殿物</td> <td>20%ドラム缶当たり 2kg-U</td> </tr> </table> *スクラバ付きドラフトチェンバ (No.11~14) での分析沈殿作業当たり		少量のウランを取扱う設備における管理対象	最大取扱ウラン量	分析室で取扱うUF6サンプル等	分析室での総量として16kg-U	使用済みNaF	200%ドラム缶当たり 25kg-U	スラッジ	20%ドラム缶当たり 2kg-U	分析沈殿物	1kg-U*	分析沈殿物	20%ドラム缶当たり 2kg-U	・平成31年3月1日付け 原規規発第1903012号				
少量のウランを取扱う設備における管理対象	最大取扱ウラン量																			
分析室で取扱うUF6サンプル等	分析室での総量として16kg-U																			
使用済みNaF	200%ドラム缶当たり 25kg-U																			
スラッジ	20%ドラム缶当たり 2kg-U																			
分析沈殿物	1kg-U*																			
分析沈殿物	20%ドラム缶当たり 2kg-U																			

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）		補正後		変更理由																												
別表8 NaF仕様値（第37条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>仕様値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 純度</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>(2) 水分</td> <td>0.01%以下</td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	仕様値	(1) 純度	98%以上	(2) 水分	0.01%以下	別表8 NaF仕様値（第37条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>仕様値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 純度</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>(2) 水分</td> <td>0.01%以下</td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	仕様値	(1) 純度	98%以上	(2) 水分	0.01%以下																	
試験項目	仕様値																															
(1) 純度	98%以上																															
(2) 水分	0.01%以下																															
試験項目	仕様値																															
(1) 純度	98%以上																															
(2) 水分	0.01%以下																															
別表9 最大充填量（第38条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>UF6シリンダ類</th> <th>最大充填量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品シリンダ（ANSI規格30B）</td> <td>2,277kg-UF6</td> </tr> <tr> <td>廃品シリンダ（ANSI規格30B）</td> <td>2,277kg-UF6</td> </tr> <tr> <td>原料シリンダ（ANSI規格48Y）</td> <td>12,501kg-UF6</td> </tr> <tr> <td>廃品シリンダ（ANSI規格48Y）</td> <td>12,501kg-UF6</td> </tr> <tr> <td>中間製品容器</td> <td>4,500kg-UF6</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収容器</td> <td>1,960kg</td> </tr> </tbody> </table>		UF6シリンダ類	最大充填量	製品シリンダ（ANSI規格30B）	2,277kg-UF6	廃品シリンダ（ANSI規格30B）	2,277kg-UF6	原料シリンダ（ANSI規格48Y）	12,501kg-UF6	廃品シリンダ（ANSI規格48Y）	12,501kg-UF6	中間製品容器	4,500kg-UF6	付着ウラン回収容器	1,960kg	別表9 最大充填量（第38条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>UF6シリンダ類</th> <th>最大充填量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</td> <td>2,277kg-UF6</td> </tr> <tr> <td>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）</td> <td>2,277kg-UF6</td> </tr> <tr> <td>原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</td> <td>12,501kg-UF6</td> </tr> <tr> <td>廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）</td> <td>12,501kg-UF6</td> </tr> <tr> <td>中間製品容器</td> <td>4,500kg-UF6</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収容器</td> <td>1,960kg</td> </tr> </tbody> </table>		UF6シリンダ類	最大充填量	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）	2,277kg-UF6	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）	2,277kg-UF6	原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）	12,501kg-UF6	廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）	12,501kg-UF6	中間製品容器	4,500kg-UF6	付着ウラン回収容器	1,960kg	・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映（以降本表において同じ）
UF6シリンダ類	最大充填量																															
製品シリンダ（ANSI規格30B）	2,277kg-UF6																															
廃品シリンダ（ANSI規格30B）	2,277kg-UF6																															
原料シリンダ（ANSI規格48Y）	12,501kg-UF6																															
廃品シリンダ（ANSI規格48Y）	12,501kg-UF6																															
中間製品容器	4,500kg-UF6																															
付着ウラン回収容器	1,960kg																															
UF6シリンダ類	最大充填量																															
製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）	2,277kg-UF6																															
廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B）	2,277kg-UF6																															
原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）	12,501kg-UF6																															
廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）	12,501kg-UF6																															
中間製品容器	4,500kg-UF6																															
付着ウラン回収容器	1,960kg																															
別表10 加熱時温度管理値（第39条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>UF6シリンダ類</th> <th>加熱時温度管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品シリンダ（ANSI規格30B） 廃品シリンダ（ANSI規格30B） 原料シリンダ（ANSI規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器 （注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。</td> <td>94℃</td> </tr> </tbody> </table>		UF6シリンダ類	加熱時温度管理値	製品シリンダ（ANSI規格30B） 廃品シリンダ（ANSI規格30B） 原料シリンダ（ANSI規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器 （注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。	94℃	別表10 加熱時温度管理値（第39条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>UF6シリンダ類</th> <th>加熱時温度管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器 （注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。</td> <td>94℃</td> </tr> </tbody> </table>		UF6シリンダ類	加熱時温度管理値	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器 （注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。	94℃	・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映（以降本表において同じ）																				
UF6シリンダ類	加熱時温度管理値																															
製品シリンダ（ANSI規格30B） 廃品シリンダ（ANSI規格30B） 原料シリンダ（ANSI規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器 （注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。	94℃																															
UF6シリンダ類	加熱時温度管理値																															
製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器 （注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。	94℃																															
別表11 吊上げ高さ制限値（第40条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>UF6シリンダ類</th> <th>吊上げ高さ制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品シリンダ（ANSI規格30B） 廃品シリンダ（ANSI規格30B） 原料シリンダ（ANSI規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器 （注）Bウラン貯蔵室及びCウラン貯蔵室における廃品シリンダの吊上げ高さ制限値は容器最下面より1.85mとする。</td> <td>容器最下面より1.2m</td> </tr> </tbody> </table>		UF6シリンダ類	吊上げ高さ制限値	製品シリンダ（ANSI規格30B） 廃品シリンダ（ANSI規格30B） 原料シリンダ（ANSI規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器 （注）Bウラン貯蔵室及びCウラン貯蔵室における廃品シリンダの吊上げ高さ制限値は容器最下面より1.85mとする。	容器最下面より1.2m	別表11 吊上げ高さ制限値（第40条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>UF6シリンダ類</th> <th>吊上げ高さ制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器 （注）Bウラン貯蔵室及びCウラン貯蔵室における廃品シリンダの吊上げ高さ制限値は容器最下面より1.85mとする。</td> <td>容器最下面より1.2m</td> </tr> </tbody> </table>		UF6シリンダ類	吊上げ高さ制限値	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器 （注）Bウラン貯蔵室及びCウラン貯蔵室における廃品シリンダの吊上げ高さ制限値は容器最下面より1.85mとする。	容器最下面より1.2m	・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映（以降本表において同じ）																				
UF6シリンダ類	吊上げ高さ制限値																															
製品シリンダ（ANSI規格30B） 廃品シリンダ（ANSI規格30B） 原料シリンダ（ANSI規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器 （注）Bウラン貯蔵室及びCウラン貯蔵室における廃品シリンダの吊上げ高さ制限値は容器最下面より1.85mとする。	容器最下面より1.2m																															
UF6シリンダ類	吊上げ高さ制限値																															
製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器 （注）Bウラン貯蔵室及びCウラン貯蔵室における廃品シリンダの吊上げ高さ制限値は容器最下面より1.85mとする。	容器最下面より1.2m																															

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 ：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）		補正後		変更理由																																									
別表12 最大貯蔵数量（第47条関係）		別表12 最大貯蔵数量（第47条関係）		・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の反映（以降本表において同じ）																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵室</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">最大貯蔵数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Aウラン貯蔵室</td> <td>濃縮ウラン及び劣化ウラン</td> <td>製品シリンダ (ANSI規格30B)</td> <td>144本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃品シリンダ (ANSI規格30B) (注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Bウラン貯蔵室</td> <td>濃縮ウラン及び劣化ウラン</td> <td>製品シリンダ (ANSI規格30B)</td> <td>156本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃品シリンダ (ANSI規格30B) (注)</td> <td>592本</td> </tr> <tr> <td>Cウラン貯蔵室</td> <td>劣化ウラン</td> <td>廃品シリンダ (ANSI規格48Y)</td> <td>630本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Aウラン貯蔵室及びBウラン貯蔵室における廃品シリンダ (ANSI規格30B) は、合計が3t-U以下とする。</p>	貯蔵室	核燃料物質の種類	最大貯蔵数量		Aウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ (ANSI規格30B)	144本		廃品シリンダ (ANSI規格30B) (注)		Bウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ (ANSI規格30B)	156本		廃品シリンダ (ANSI規格30B) (注)	592本	Cウラン貯蔵室	劣化ウラン	廃品シリンダ (ANSI規格48Y)	630本	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵室</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">最大貯蔵数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Aウラン貯蔵室</td> <td>濃縮ウラン及び劣化ウラン</td> <td>製品シリンダ (ANSI又はISO規格30B)</td> <td>144本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃品シリンダ (ANSI又はISO規格30B) (注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Bウラン貯蔵室</td> <td>濃縮ウラン及び劣化ウラン</td> <td>製品シリンダ (ANSI又はISO規格30B)</td> <td>156本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃品シリンダ (ANSI又はISO規格30B) (注)</td> <td>592本</td> </tr> <tr> <td>Cウラン貯蔵室</td> <td>劣化ウラン</td> <td>廃品シリンダ (ANSI又はISO規格48Y)</td> <td>630本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Aウラン貯蔵室及びBウラン貯蔵室における廃品シリンダ (ANSI又はISO規格30B) は、合計が3t-U以下とする。</p>	貯蔵室	核燃料物質の種類	最大貯蔵数量		Aウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ (ANSI又はISO規格30B)	144本		廃品シリンダ (ANSI又はISO規格30B) (注)		Bウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ (ANSI又はISO規格30B)	156本		廃品シリンダ (ANSI又はISO規格30B) (注)	592本	Cウラン貯蔵室	劣化ウラン	廃品シリンダ (ANSI又はISO規格48Y)	630本
貯蔵室	核燃料物質の種類	最大貯蔵数量																																											
Aウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ (ANSI規格30B)	144本																																										
		廃品シリンダ (ANSI規格30B) (注)																																											
Bウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ (ANSI規格30B)	156本																																										
		廃品シリンダ (ANSI規格30B) (注)	592本																																										
Cウラン貯蔵室	劣化ウラン	廃品シリンダ (ANSI規格48Y)	630本																																										
貯蔵室	核燃料物質の種類	最大貯蔵数量																																											
Aウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ (ANSI又はISO規格30B)	144本																																										
		廃品シリンダ (ANSI又はISO規格30B) (注)																																											
Bウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ (ANSI又はISO規格30B)	156本																																										
		廃品シリンダ (ANSI又はISO規格30B) (注)	592本																																										
Cウラン貯蔵室	劣化ウラン	廃品シリンダ (ANSI又はISO規格48Y)	630本																																										
別表13 最大保管数量（第47条関係）		別表13 最大保管数量（第47条関係）		・平成27年6月30日付け原規規発第1506302号																																									
<p>濃縮施設内中間製品容器置場及び付着ウラン回収容器置場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>最大保管数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間製品容器置場</td> <td>中間製品容器 45本</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収容器置場</td> <td>付着ウラン回収容器 16本</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	最大保管数量	中間製品容器置場		中間製品容器 45本	付着ウラン回収容器置場	付着ウラン回収容器 16本	<p>濃縮施設内中間製品容器置場及び付着ウラン回収容器置場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>最大保管数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間製品容器置場</td> <td>中間製品容器 45本</td> </tr> <tr> <td>付着ウラン回収容器置場</td> <td>付着ウラン回収容器 21本</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	最大保管数量	中間製品容器置場	中間製品容器 45本	付着ウラン回収容器置場	付着ウラン回収容器 21本																															
保管場所	最大保管数量																																												
中間製品容器置場	中間製品容器 45本																																												
付着ウラン回収容器置場	付着ウラン回収容器 16本																																												
保管場所	最大保管数量																																												
中間製品容器置場	中間製品容器 45本																																												
付着ウラン回収容器置場	付着ウラン回収容器 21本																																												

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後				変更理由
	別表13の2 設備等の性能の維持のための部品交換等（第49条関係）				
	対象機器	対象部品等	経年変化により想定される事象等	検査項目*	
	回転機器 ・ポンプ ・送、排風機 ・冷凍機 ・脱水機	(1) シール材(オイルシール、パッキン、ガスケット等)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい	(1) 交換品の仕様確認 (2) 漏えい検査 (3) 据付・外観検査	
	機械装置	(1) シール材(オイルシール) (2) 消耗品類(バッテリー)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい ・消耗品類(バッテリー)の故障又は劣化	(1) 交換品の仕様確認 (2) 漏えい検査 (3) 据付・外観検査	
	静的機器 ・塔槽類 等	(1) シール材(パッキン、ガスケット、オイルシール)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい	(1) 交換品の仕様確認 (2) 漏えい検査 (3) 据付・外観検査	
	配管、ダクト ・継ぎ手部	(1) シール材(パッキン、ガスケット)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい	(1) 交換品の仕様確認 (2) 漏えい検査 (3) 据付・外観検査	
	弁類 ・手動弁 ・自動弁 ・調節弁 ・逆止弁 ・安全弁 ・ゲージ ・ストレート	(1) シール材(パッキン、ガスケット、Oリング、Uボルト)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい	(1) 交換品の仕様確認 (2) 漏えい検査 (3) 据付・外観検査	
	フィル類（気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設等）	(1) フィルム、ろ材等 (2) NaFベレット、フ化カルウム、活性炭 (3) シール材(ガスケット、ビニールパッキン、セフタイトリング)	・フィル差圧の上昇 ・除去効率の低下 ・接続部におけるシール材からの微小な漏えい	(1) 交換品の仕様確認 (2) 漏えい検査 (3) 除去効率確認検査 (要求のある設備) (4) 差圧確認 (5) 据付・外観検査	
	計測制御機器 放射線測定機器	(1) シール材(パッキン、ガスケット、Oリング) (2) 消耗品類(ヒューズ、ランプ、フィルム、バッテリー等)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい ・消耗品類(ヒューズ、ランプ、フィルム、バッテリー)の故障又は劣化	(1) 交換品の仕様確認 (2) 漏えい検査 (3) 機能確認検査 (4) 据付・外観検査	
	電気機器	(1) シール材(オイルシール、パッキン等) (2) 消耗品類(ヒューズ、ランプ、フィルム、バッテリー等)	・接続部におけるシール材からの微小な漏えい ・消耗品類(ヒューズ、ランプ、フィルム、バッテリー)の故障または劣化	(1) 交換品の仕様確認 (2) 漏えい検査 (3) 機能確認検査 (4) 据付・外観検査	
	火災防護機器	(1) 消耗品類(消火器、感知器、ヒューズ、ランプ、バッテリー)	・消耗品類(消火器、感知器、ヒューズ、ランプ、バッテリー)の故障又は劣化	(1) 交換品の仕様確認 (2) 機能確認検査 (3) 据付・外観検査	
	建物・構築物	(1) 扉及びジャッキの付属品 (2) 壁・床等の塗料、コーキング材	・扉及びジャッキの故障 ・建物・構築物の塗装及びコーキング材の一部欠損 ・建物・構築物の微小なひび割れ、傷	(1) 交換品、塗料及びコーキング材の仕様確認 (2) 据付・外観検査	

・平成28年3月7日付け
原規規発第1603074号

*：対象部品等に応じて必要な検査を実施する。なお、実施困難な場合は、適切な代替検査を実施する。

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）						補正後						変更理由			
別表14 施設定期自主検査（第35、52条関係）						別表14 施設定期自主検査（第35、52条関係）									
設備	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長	設備	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長				
カケド設備	濃縮度管理インターロック	流量・圧力の組み合わせによる濃縮度管理において、濃縮度異常発生時に、異常警報を発するとともに10分以内にカケドの生産運転が中断することを確認する。	1回/年	保修課長	濃縮技術課長 運転課長	濃縮度測定装置による濃縮度管理において、濃縮度異常発生時に、異常警報を発するとともにカケドの生産運転が中断することを確認する。	濃縮度管理インターロック	流量・圧力の組み合わせによる濃縮度管理において、濃縮度異常発生時に、異常警報を発するとともに10分以内にカケドの生産運転が中断することを確認する。	1回/年	電気計装保全課長	運転管理課長 運営管理課長	濃縮度測定装置による濃縮度管理において、濃縮度異常発生時に、異常警報を発するとともにカケドの生産運転が中断することを確認する。			
		濃縮度測定装置による濃縮度管理において、濃縮度異常発生時に、異常警報を発するとともにカケドの生産運転が中断することを確認する。													
	差圧計、圧力計	インターロックに係わる計器の校正を実施し精度内であることを確認する。						1回/年						濃縮技術課長	保修課長 運転課長
	濃縮度測定装置	濃縮度測定装置の校正を実施し精度内であることを確認する。						1回/年						濃縮技術課長	保修課長 運転課長
UF6処理設備	圧力・温度異常高警報	圧力・温度異常高警報を発することを確認する。	1回/月	運転課長		発生槽、製品コードトラップ、廃品コードトラップ、一般バッチ系コードトラップの圧力・温度が異常高となった場合に警報を発することを確認する。	UF6処理設備	圧力・温度異常高警報を発することを確認する。	1回/月	電気計装保全課長	運転管理課長				
		発生槽、製品コードトラップ、廃品コードトラップ、一般バッチ系コードトラップの圧力・温度が異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年	保修課長	運転課長			発生槽、製品コードトラップ、廃品コードトラップ、一般バッチ系コードトラップの圧力・温度が異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年						
	圧力・温度異常高インターロック	発生槽、製品コードトラップ、廃品コードトラップ、一般バッチ系コードトラップが圧力異常又は温度異常発生時に加熱が停止となることを確認する。	1回/年	保修課長	運転課長	発生槽、製品コードトラップ、廃品コードトラップ、一般バッチ系コードトラップが圧力異常又は温度異常発生時に加熱が停止となることを確認する。	1回/年								
	重量異常高回収停止インターロック	製品回収槽、廃品回収槽が重量異常発生時に充填が停止となることを確認する。				製品回収槽、廃品回収槽が重量異常発生時に充填が停止となることを確認する。	1回/年								
	圧力計、温度計、重量計	インターロックに係わる計器の校正を実施し精度内であることを確認する。				インターロックに係わる計器の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年								
	均質・ブレンドング設備	圧力・温度異常高警報	圧力・温度異常高警報を発することを確認する。	1回/月	運転課長		原料シリンダ槽、均質槽、製品シリンダ槽、均質バッチ系コードトラップの圧力・温度が異常高となった場合に警報を発することを確認する。	均質・ブレンドング設備	圧力・温度異常高警報を発することを確認する。	1回/月	電気計装保全課長	運転管理課長			
原料シリンダ槽、均質槽、製品シリンダ槽、均質バッチ系コードトラップの圧力・温度が異常高となった場合に警報を発することを確認する。			1回/年	保修課長	運転課長	原料シリンダ槽、均質槽、製品シリンダ槽、均質バッチ系コードトラップの圧力・温度が異常高となった場合に警報を発することを確認する。			1回/年						
圧力・温度異常高インターロック		原料シリンダ槽、均質槽、製品シリンダ槽、均質バッチ系コードトラップが圧力異常又は温度異常発生時に加熱が停止となることを確認する。	1回/年	保修課長	運転課長	原料シリンダ槽、均質槽、製品シリンダ槽、均質バッチ系コードトラップが圧力異常又は温度異常発生時に加熱が停止となることを確認する。	1回/年								
重量異常高回収停止インターロック		原料シリンダ槽、均質槽、製品シリンダ槽が重量異常発生時に充填が停止となることを確認する。				原料シリンダ槽、均質槽、製品シリンダ槽が重量異常発生時に充填が停止となることを確認する。	1回/年								
圧力計、温度計、重量計		インターロックに係わる計器の校正を実施し精度内であることを確認する。				インターロックに係わる計器の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年								
中間製品容器		中間製品容器からの漏えいがない構造であることを確認する。	1回/年	保修課長	濃縮技術課長 運転課長	中間製品容器	中間製品容器からの漏えいがない構造であることを確認する。	1回/年			機械保全課長				
シリンダ交換時の誤操作防止インターロック	均質槽、原料シリンダ槽、製品シリンダ槽のシリンダ交換時の誤操作防止機能が正常であることを確認する。	1回/年	運転課長		均質槽、原料シリンダ槽、製品シリンダ槽のシリンダ交換時の誤操作防止機能が正常であることを確認する。	1回/年				電気計装保全課長					

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 []：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）						補正後						変更理由
設備	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長	設備	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長	
付着タン回収設備	圧力・温度異常高警報	圧力・温度異常高警報を発することを確認する。	1回/月	運転課長	運転課長	付着タン回収設備	圧力・温度異常高警報	圧力・温度異常高警報を発することを確認する。	1回/月	電気計装保全課長	運転管理課長	
		IF7ボンプ発生槽、回収系混合がスロートドリップ、回収系UF6回収槽、回収系IF7コールドドリップ、IF7回収系ボンプ回収槽、パージ系IF7コールドドリップの圧力・温度が異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年	保修課長				IF7ボンプ発生槽、回収系混合がスロートドリップ、回収系UF6回収槽、回収系IF7コールドドリップ、IF7回収系ボンプ回収槽、パージ系IF7コールドドリップの圧力・温度が異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年			
		IF7循環コングレガの圧力が異常高となった場合に警報を発することを確認する。						IF7循環コングレガの圧力が異常高となった場合に警報を発することを確認する。				
	圧力・温度異常高インターロック	IF7ボンプ発生槽、回収系混合がスロートドリップ、回収系UF6回収槽、回収系IF7コールドドリップ、パージ系IF7コールドドリップが圧力異常又は温度異常発生時に加熱が停止となることを確認する。	1回/年	保修課長	運転課長	圧力・温度異常高インターロック	IF7ボンプ発生槽、回収系混合がスロートドリップ、回収系UF6回収槽、回収系IF7コールドドリップ、パージ系IF7コールドドリップが圧力異常又は温度異常発生時に加熱が停止となることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長	運転管理課長		
		IF7循環コングレガが圧力異常発生時に停止することを確認する。					IF7循環コングレガが圧力異常発生時に停止することを確認する。					
		配管の温度異常発生時に加熱が停止となることを確認する。					配管の温度異常発生時に加熱が停止となることを確認する。					
重量異常高回収停止インターロック	回収系UF6回収槽が重量異常発生時に充填が停止となることを確認する。	1回/年	保修課長	運転課長	重量異常高回収停止インターロック	回収系UF6回収槽が重量異常発生時に充填が停止となることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長	運転管理課長			
圧力計、温度計、重量計	インターロックに係わる計器の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年	保修課長	運転課長	圧力計、温度計、重量計	インターロックに係わる計器の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長	運転管理課長			
付着タン回収容器	付着タン回収容器からの漏えいがないことを確認する。	1回/年	保修課長	運転課長	付着タン回収容器	付着タン回収容器からの漏えいがないことを確認する。	1回/年	機械保全課長	運転管理課長 放射線管理課長			
搬送設備	停電時保持能力（含む吊上げ高さ制限）	各天井走行クレーンの吊上げ操作時に設定された高さで停止することを確認する。	1回/年	保修課長	運転課長 濃縮槽課長	搬送設備	停電時保持能力（含む吊上げ高さ制限）	各天井走行クレーンの吊上げ操作時に設定された高さで停止することを確認する。	1回/年	機械保全課長	運転管理課長 放射線管理課長	
		各天井走行クレーンの吊上げ操作時に電源供給を停止させ、吊上げ位置を保持することを確認する。			各天井走行クレーンの吊上げ操作時に電源供給を停止させ、吊上げ位置を保持することを確認する。							
放射線監視・測定設備	臨界警報装置	臨界検出器の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年	放射線管理課長	運転課長	放射線監視・測定設備	臨界警報装置	臨界検出器の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長	運転管理課長 放射線管理課長	
		臨界警報装置が臨界を検知した場合に警報を発することを確認する。			臨界警報装置が臨界を検知した場合に警報を発することを確認する。							
	排気用モニタ	排気用モニタの校正を実施し精度内であることを確認する。 排気用モニタのサンプリング流量が規定流量であることを確認する。 排気口の放射性物質濃度が濃度異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年	放射線管理課長	運転課長	排気用モニタ	排気用モニタの校正を実施し精度内であることを確認する。 排気用モニタのサンプリング流量が規定流量であることを確認する。 排気口の放射性物質濃度が濃度異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年	電気計装保全課長	運転管理課長		
換気用モニタ	換気用モニタの校正を実施し精度内であることを確認する。 換気用モニタのHF濃度が濃度異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年	保修課長	運転課長	換気用モニタ	換気用モニタの校正を実施し精度内であることを確認する。 換気用モニタのHF濃度が濃度異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年	電気計装保全課長	運転管理課長			

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）						補正後						変更理由
設備	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長	設備	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長	
管理区域	線量当量率	線量当量率が所定の値以下であることを確認する。	1回/年	放射線管理課長	/	管理区域	線量当量率	線量当量率が所定の値以下であることを確認する。	1回/年	放射線管理課長	二	
	空気中の放射性物質濃度	空気中の放射性物質濃度が所定の値以下であることを確認する。					空気中の放射性物質濃度が所定の値以下であることを確認する。					
気体廃棄物廃棄設備	負圧警報	負圧警報を発することを確認する。	1回/月	運転課長	/	気体廃棄物廃棄設備	負圧警報	負圧警報を発することを確認する。	1回/月	電気計装保全課長	運転管理課長	
		第1種管理区域各部屋の負圧が異常となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年	保修課長				第1種管理区域各部屋の負圧が異常となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年	機軸保全課長		
	処理能力	第1種管理区域及び局所排気設備の処理能力が所定の能力以上であることを確認する。	1回/年	運転課長		処理能力	第1種管理区域及び局所排気設備の処理能力が所定の能力以上であることを確認する。	1回/年	機軸保全課長			
	起動・停止シークス（含む負圧維持）	運転中の排風機の故障時に予備機が自動起動することを確認する。	1回/年	運転課長		起動・停止シークス（含む負圧維持）	運転中の排風機の故障時に予備機が自動起動することを確認する。	1回/年	電気計装保全課長			
		送・排風機の起動・停止シークスが正常に機能することを確認する。					送・排風機の起動・停止シークスが正常に機能することを確認する。					
	第1種管理区域負圧	第1種管理区域の負圧が確保されていることを確認する。	1回/年	保修課長		第1種管理区域負圧	第1種管理区域の負圧が確保されていることを確認する。	1回/年	機軸保全課長			
	負圧計	負圧計の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年	保修課長		負圧計	負圧計の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長			
	六フツ化ウラン漏えい検知警報	HF濃度異常警報を発することを確認する。	1回/月	運転課長		六フツ化ウラン漏えい検知警報	HF濃度異常警報を発することを確認する。	1回/月	機軸保全課長			
		工程用モニタがHF濃度異常高を検知した場合に警報を発することを確認する。	1回/年	保修課長			工程用モニタがHF濃度異常高を検知した場合に警報を発することを確認する。	1回/年				
	六フツ化ウラン漏えい拡大防止シークス	工程用モニタのHF濃度異常発生時に、警報を発するとともに、局所排気系が切り替わること、及び均質槽の緊急遮断弁が閉となることを確認する。	1回/年	運転課長		六フツ化ウラン漏えい拡大防止シークス	工程用モニタのHF濃度異常発生時に、警報を発するとともに、局所排気系が切り替わること、及び均質槽の緊急遮断弁が閉となることを確認する。	1回/年	機軸保全課長			
漏えい想定箇所から工程用モニタまでの空気移動時間、工程用モニタの応答時間及び緊急遮断弁が閉となる合計時間が30秒以内であることを確認する。		漏えい想定箇所から工程用モニタまでの空気移動時間、工程用モニタの応答時間及び緊急遮断弁が閉となる合計時間が30秒以内であることを確認する。										
工程用モニタ	工程用モニタの校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年	保修課長	工程用モニタ	工程用モニタの校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年	機軸保全課長					
高性能フィルタ	第1種管理区域の排気系の高性能フィルタを交換した時は、高性能フィルタの成績書により性能を満足していることを確認する。	1回/年	保修課長	高性能フィルタ	第1種管理区域の排気系の高性能フィルタを交換した時は、高性能フィルタの成績書により性能を満足していることを確認する。	1回/年	機軸保全課長					
液体廃棄物廃棄設備	液面異常警報	液面異常警報を発することを確認する。	1回/月	保修課長	/	液体廃棄物廃棄設備	液面異常警報	液面異常警報を発することを確認する。	1回/月	電気計装保全課長	運転管理課長	
		廃液貯槽類の液面が異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年					廃液貯槽類の液面が異常高となった場合に警報を発することを確認する。	1回/年			
	処理能力	放射性液体廃棄物の廃棄設備の処理能力が所定の能力以上であることを確認する。	1回/年	機軸保全課長		処理能力	放射性液体廃棄物の廃棄設備の処理能力が所定の能力以上であることを確認する。	1回/年	機軸保全課長			
	液面異常高受入停止シークス	放射性液体廃棄物の槽類の液面異常発生時に警報を発するとともに受入停止となることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長		液面異常高受入停止シークス	放射性液体廃棄物の槽類の液面異常発生時に警報を発するとともに受入停止となることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長			
液面計	液面警報及びシークスに係わる液面計の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年	保修課長	液面計	液面警報及びシークスに係わる液面計の校正を実施し精度内であることを確認する。	1回/年	機軸保全課長					

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）						補正後						変更理由	
設備	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長	設備	検査対象	検査内容	頻度	検査責任者	関係課長		
非常用設備	ディーズ発電機	ディーズ発電機が正常に起動することを確認する。	1回/月	運転課長	/	非常用設備	ディーズ発電機	ディーズ発電機が正常に起動することを確認する。	1回/月	電気計装保全課長	運転管理課長		
		外部電源喪失時にディーズ発電機が自動起動し、20秒以内に非常用設備に電源が供給されることを確認する。	1回/年					外部電源喪失時にディーズ発電機が自動起動し、20秒以内に非常用設備に電源が供給されることを確認する。	1回/年				
	無停電電源装置、直流電源設備	蓄電池電圧が正常であることを確認する。	1回/月	1回/年		保修課長	無停電電源装置、直流電源設備	蓄電池電圧が正常であることを確認する。	蓄電池電圧が正常であることを確認する。	1回/月	1回/年		機械保全課長
		外部電源喪失時に、蓄電池より保安上必要な設備機器に電源が供給されることを確認する。	1回/年						外部電源喪失時に、蓄電池より保安上必要な設備機器に電源が供給されることを確認する。	1回/年			
	自動火災報知設備	自動火災報知設備の警報を発することを確認する。	1回/月	1回/年		保修課長	自動火災報知設備	自動火災報知設備の警報を発することを確認する。	自動火災報知設備の警報を発することを確認する。	1回/月	1回/年		機械保全課長
		消防法に基づく点検により機能が正常であることを確認する。	1回/年						消防法に基づく点検により機能が正常であることを確認する。	1回/年			
	ベージング装置	ベージング装置の作動が正常であることを確認する。	1回/年	保修課長	運転課長	ベージング装置	ベージング装置の作動が正常であることを確認する。	1回/年	電気計装保全課長				
検査設備及び計量設備	分析フード	フード開口部の風速が所定の能力以上であることを確認する。	1回/年	濃霧対策課長	/	検査設備及び計量設備	分析フード	フード開口部の風速が所定の能力以上であることを確認する。	1回/年	機械保全課長	運転管理課長		
	秤量計	秤量計の指示値が精度内であることを確認する。		保修課長				濃霧対策課長					
	秤	廃棄物管理に係る秤の校正を実施し、精度内であることを確認する。		保修課長									
	分析装置	廃棄物管理に係る分析装置の校正を実施し、精度内であることを確認する。		濃霧対策課長									
貯蔵設備	UF6シリング	UF6シリングからの漏えいがないことを確認する。	1回/年	濃霧対策課長		貯蔵設備	UF6シリング	UF6シリングからの漏えいがないことを確認する。	1回/年	機械保全課長	運転管理課長 放射線管理課長		

検査手順書については、各検査責任者が下部要領にて定める。

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）		補正後		変更理由
別表 15 放射性廃棄物の保管廃棄能力（第59、60、61条関係）		別表 15 放射性廃棄物の保管廃棄能力（第59条、 <u>59条の2</u> 、 <u>59条の3</u> 、 <u>60条の2</u> 、 <u>60条の4</u> 、 <u>61条の2</u> 関係）		・平成31年3月1日付け 原規規発第1903012号
保管場所	保管廃棄能力	保管場所	保管廃棄能力	
Aウラン濃縮廃棄物室	5,500本（放射性固体廃棄物 200ℓドラム缶換算）	Aウラン濃縮廃棄物室	5,500本（放射性固体廃棄物 200ℓドラム缶換算）	
Bウラン濃縮廃棄物室	4,400本（放射性固体廃棄物 200ℓドラム缶換算）	Bウラン濃縮廃棄物室	4,400本（放射性固体廃棄物 200ℓドラム缶換算）	
Cウラン濃縮廃棄物室	2,800本（放射性固体廃棄物 200ℓドラム缶換算）	Cウラン濃縮廃棄物室	2,800本（放射性固体廃棄物 200ℓドラム缶換算）	
Dウラン濃縮廃棄物室	4,200本（放射性固体廃棄物 200ℓドラム缶換算）	Dウラン濃縮廃棄物室	4,200本（放射性固体廃棄物 200ℓドラム缶換算）	
使用済遠心機保管室	555 t SWU/y相当分の金属胴遠心機	使用済遠心機保管室	555 t SWU/y相当分の金属胴遠心機	
Cウラン貯蔵室 （使用済遠心機保管エリア）	75 t SWU/y相当分の金属胴遠心機*	Cウラン貯蔵室 （使用済遠心機保管エリア）	75 t SWU/y相当分の金属胴遠心機*	
管理廃水処理室	160本（放射性液体廃棄物 20ℓドラム缶換算）	管理廃水処理室 （廃油保管廃棄場所）	160本（放射性液体廃棄物 20ℓドラム缶換算）	
A付着ウラン回収廃棄物室	80本（放射性液体廃棄物 80kgポンベ換算）	A付着ウラン回収廃棄物室	80本（放射性液体廃棄物 80kgポンベ換算）	
	27本（放射性気体廃棄物 80kgポンベ換算）		27本（放射性気体廃棄物 80kgポンベ換算）	
B付着ウラン回収廃棄物室	36本（放射性液体廃棄物 80kgポンベ換算）	B付着ウラン回収廃棄物室	36本（放射性液体廃棄物 80kgポンベ換算）	
*：Cウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）に保管廃棄中の金属胴遠心機は、順次、使用済遠心機保管室に移動する。		*：Cウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア）に保管廃棄中の金属胴遠心機は、順次、使用済遠心機保管室に移動する。		
別表 16 放射性液体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値（第60、 <u>107</u> 条関係）		別表 16 放射性液体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値（第60、 <u>113</u> 条関係）		
項目	管理目標値 （3ヶ月平均値）	項目	管理目標値 （3ヶ月平均値）	
U	$1 \times 10^{-9} \text{Bq/cm}^3$	U	$1 \times 10^{-9} \text{Bq/cm}^3$	
別表 17 放射性液体廃棄物の廃水量の管理目標値（第60条関係）		別表 17 放射性液体廃棄物の廃水量の管理目標値（第60条関係）		
項目	管理目標値	項目	管理目標値	
処理水ピットからの年間 廃水量	1,300m ³	処理水ピットからの年間 廃水量	1,300m ³	
別表 18 放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値（第61、 <u>107</u> 条関係）		別表 18 放射性気体廃棄物の放射性物質濃度の管理目標値（第61、 <u>113</u> 条関係）		
項目	管理目標値 （3ヶ月平均値）	項目	管理目標値 （3ヶ月平均値）	
U	$2 \times 10^{-8} \text{Bq/cm}^3$	U	$2 \times 10^{-8} \text{Bq/cm}^3$	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）		補正後		変更理由
別表 19 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度（第60、61条関係）		別表 19 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度（第60、61条関係）		
測定項目	測定頻度	測定項目	測定頻度	
処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度（全α）	放出の都度	処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度（全α）	放出の都度	
処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度（U）	精密測定1回/3月	処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度（U）	精密測定1回/3月	
排気口における排気中の放射性物質濃度（全α）	原則として1回/週	排気口における排気中の放射性物質濃度（全α）	原則として1回/週	
排気口における排気中の放射性物質濃度（U）	精密測定1回/3月	排気口における排気中の放射性物質濃度（U）	精密測定1回/3月	
別表 20 放出管理用計測器の種類等（第60、61条関係）		別表 20 放出管理用計測器の種類等（第60、61条関係）		
区分	種類	設置場所		
放射性液体廃棄物放出管理用	放射能測定装置	ウラン濃縮建屋		
放射性気体廃棄物放出管理用	排気用モニタ	ウラン濃縮建屋		
	放射能測定装置*			
*：放射性液体廃棄物放出管理用と共用		*：放射性液体廃棄物放出管理用と共用		
別表 21 身体及び身体に着用している物の表面密度（第68条関係）		別表 21 身体及び身体に着用している物の表面密度（第68条関係）		
区分	表面密度	区分	表面密度	
アルファ線を放出する放射性物質	0.4Bq/cm ²	アルファ線を放出する放射性物質	0.4Bq/cm ²	
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²	
別表 22 線量の評価項目及び頻度（第70条関係）		別表 22 放射線業務従事者に係る線量の評価項目及び頻度（第70条関係）		・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号
項目	評価頻度	項目	評価頻度	
実効線量 ¹ ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量 ²	1回/3月（本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間1回/月） その他、放射線管理課長が必要と認めた都度	実効線量 ¹ ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量 ²	1回/3月 ³ （本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については、出産までの間1回/月 ⁴ ） その他、放射線管理課長が必要と認めた都度	
等価線量 ¹		等価線量 ¹		
* 1：線量の算定については、線量告示第11条によるものとする。 * 2：ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入った放射線業務従事者を除く。		* 1：線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。 * 2：ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入った放射線業務従事者を除く。 * 3：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間 * 4：毎月1日を始期とする1月間		

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）				補正後				変更理由								
別表23 放射線業務従事者に係る線量限度（第70条関係）				別表23 放射線業務従事者に係る線量限度（第70条関係）												
実効線量限度	等価線量限度			実効線量限度	等価線量限度											
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面		眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面									
1. 100mSv/5年 ^{*1} 2. 50mSv/年 ^{*2} 3. 女子 ^{*3} ：上記1.及び2.に定めるほか、5mSv/3月 ^{*4} 4. 妊娠中である女子：上記1.及び2.に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv	150mSv/年	500mSv/年	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv	1. 100mSv/5年 ^{*1} 2. 50mSv/年 ^{*2} 3. 女子 ^{*3} ：上記1.及び2.に定めるほか、5mSv/3月 ^{*4} 4. 妊娠中である女子：上記1.及び2.に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて1mSv	150mSv/年	500mSv/年	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき2mSv									
<p>*1：平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間 *2：4月1日を始期とする1年間 *3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中4.に該当する者を除く *4：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間</p>				<p>*1：平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間 *2：4月1日を始期とする1年間 *3：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中4.に該当する者を除く *4：4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間</p>												
				別表23の2 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量限度（第70条関係）				・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="2">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>眼の水晶体</th> <th>皮膚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 100mSv（2.の場合を除く。）</td> <td rowspan="2">300mSv</td> <td rowspan="2">1Sv</td> </tr> <tr> <td>2. 250mSv（線量告示第7条第2項に定める事象が発生した場合）</td> </tr> </tbody> </table>					実効線量限度	等価線量限度		眼の水晶体	皮膚	1. 100mSv（2.の場合を除く。）	300mSv	1Sv
実効線量限度	等価線量限度															
	眼の水晶体	皮膚														
1. 100mSv（2.の場合を除く。）	300mSv	1Sv														
2. 250mSv（線量告示第7条第2項に定める事象が発生した場合）																
				別表23の3 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量の評価項目及び頻度（第70条関係）				・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量^{*1} ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量</td> <td rowspan="2">1回/月^{*2}</td> </tr> <tr> <td>等価線量^{*1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：線量の算定については線量告示第10条によるものとする。 *2：毎月1日を始期とする1月間</p>					項目	評価頻度	実効線量 ^{*1} ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量	1回/月 ^{*2}	等価線量 ^{*1}			
項目	評価頻度															
実効線量 ^{*1} ・外部被ばくによる実効線量 ・内部被ばくによる実効線量	1回/月 ^{*2}															
等価線量 ^{*1}																

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 []：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）				補正後				変更理由
別表 24 管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定（第73条関係）				別表 24 管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定（第73条関係）				<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号 核燃料物質加工事業変更申請書に 記載した事項の反映（以降本表に おいて同じ）
測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長	測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長	
管理区域（汚染のおそれのない区域以外の区域）	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週 1回/週 1回/週	放射線管理課長	管理区域（汚染のおそれのない区域以外の区域）	・外部放射線に係る線量当量*1 ・外部放射線に係る線量当量率 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週 1回/週 1回/週 1回/週	放射線管理課長	
管理区域（汚染のおそれのない区域）	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週		管理区域（汚染のおそれのない区域）	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週		
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1 ・外部放射線に係る線量当量率 ・空気中の放射性物質の濃度	1回/週 連続*2 1回/3月		周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・空間放射線量率 ・風向、風速、降雨量、大気温度、 日射量、放射収支量	1回/週 1回/3月 連続*2 連続*2		
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質の濃度	1回/3月		周辺監視区域外	・土壌中の放射性物質の濃度 ・湖沼水中の放射性物質の濃度 ・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月		
*1：線量の算定については、線量告示第11条によるものとする。 *2：点検等による機器の停止時を除く。				*1：線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。 *2：点検等による機器の停止時を除く。				
別表 25 放射線測定器類（第74条関係）				別表 25 放射線測定器類（第74条関係）				<ul style="list-style-type: none"> 平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号 核燃料物質加工事業変更申請書に 記載した事項の反映（以降本表に おいて同じ）
測定器名	数量	点検責任者		測定器名	数量	点検責任者		
・線量当量率サーベイメータ ・汚染サーベイメータ ・ダストサンプラ ・退出モニタ ・放射能測定装置 ・積算線量計用測定装置 ・モニタリングポスト	6台 10台 7台 1台 3台 2台 3台	放射線管理課長		・線量当量率サーベイメータ ・汚染サーベイメータ ・ダストサンプラ ・可搬式HF検知警報装置 ・退出モニタ ・放射能測定装置 ・積算線量計 ・個人線量計 ・モニタリングポスト ・気象観測機器*1	6台 10台 7台 7台 1台 3台 1式 1式 3式 1式	放射線管理課長		
・エアスニッファ ・排気用HFモニタ	採取口 65 2台			保修課長				・エアスニッファ ・排気用HFモニタ
*1：風向風速計、温度計、雨量計、日射計、放射収支計 *2：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長						*1：風向風速計、温度計、雨量計、日射計、放射収支計 *2：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長		

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 []：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）				補正後				変更理由
別表26 物品等の移動に係る基準（第75、76、77条関係）				別表26 物品等の移動に係る基準（第75、76、77条関係）				
項目	物品の移動	基準値		項目	物品の移動	基準値		
		事業所内の運搬	事業所外への運搬 L型輸送物以外の輸送物 L型輸送物			事業所内の運搬	事業所外への運搬 L型輸送物以外の輸送物 L型輸送物	
表面密度		アルファ線を放出する放射性物質 0.4Bq/cm ² アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm ²		表面密度		アルファ線を放出する放射性物質 0.4Bq/cm ² アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm ²		
表面における線量当量率	—	2mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係わる特別措置の承認を受けた場合は10mSv/h	5μSv/h	表面における線量当量率	—	2mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係わる特別措置の承認を受けた場合は10mSv/h	5μSv/h	
表面から1mにおける線量当量率	—	100μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係わる特別措置の承認を受けた場合は除く。	—	表面から1mにおける線量当量率	—	100μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係わる特別措置の承認を受けた場合は除く。	—	
別表27 初期消火活動に係る設備等（第82条関係）				別表27 初期消火活動に係る設備等（第82条関係）				
設備等		数量		設備等		数量		
化学消防自動車*1、3		1台*2		化学消防自動車*1、3		1台*2		
*1：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 *2：点検又は故障の場合には、*1に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。 *3：隣接する自社の他の事業所に配備しているものを共用する。				*1：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 *2：点検又は故障の場合には、*1に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。 *3：隣接する自社の他の事業所に配備しているものを共用する。				

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 []：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）			補正後			変更理由
別表 28 保安教育項目（第101条関係）			別表 28 保安教育項目（第107条関係）			・平成27年8月19日付け 原規規発第1508193号
保安教育項目	放射線業務従事者		保安教育項目	放射線業務従事者		
	加工施設の操作員	加工施設の操作員以外の者		加工施設の操作員	加工施設の操作員以外の者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること（180分以上）	法及び関係法令全般、加工施設保安規定（事業許可及び設計及び工事の方法の認可に係る事項を含む）並びに品質保証計画書（入所時教育） 加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質保証計画書に係る実務知識*		関係法令及び保安規定の遵守に関すること（180分以上）	法及び関係法令全般、加工施設保安規定（事業許可及び設計及び工事の方法の認可に係る事項を含む）並びに品質保証計画書（入所時教育） 加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質保証計画書に係る実務知識*		
加工施設の構造、性能及び操作に関すること（120分以上）	加工施設に係る設備の構造、性能に関する基礎知識（入所時教育）		加工施設の構造、性能及び操作に関すること（120分以上）	加工施設に係る設備の構造、性能に関する基礎知識（入所時教育）		
	加工施設の操作及び管理に必要な設備に関する実務知識（訓練含む）*			加工施設の操作及び管理に必要な設備に関する実務知識（訓練含む）*		
放射線管理に関すること（240分以上）（実務知識については60分以上）	放射線防護及び放射線管理に係る基礎知識（入所時教育）		放射線管理に関すること（240分以上）（実務知識については60分以上）	放射線防護及び放射線管理に係る基礎知識（均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む）（入所時教育）		
	放射線防護及び放射線管理に係る実務知識*			放射線防護及び放射線管理に係る実務知識（均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む）*		対象外
核燃料物質等の取扱いに関すること（60分以上）	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の基礎知識（入所時教育）		核燃料物質等の取扱いに関すること（60分以上）	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の基礎知識（入所時教育）		
	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の実務知識（臨界防止含む）*			核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の実務知識（臨界防止含む）*		対象外
非常の場合に採るべき措置に関すること（60分以上）	非常時に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等（入所時教育）		非常の場合に採るべき措置に関すること（60分以上）	非常時に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等（入所時教育）		
	非常時対策活動を円滑に実施するための実務知識（訓練含む）*			非常時対策活動を円滑に実施するための実務知識（訓練含む）*		

- *を付した保安教育の実施頻度は年1回とする。
- 濃縮・埋設事務所に勤務する者のうち、第4条に定める加工施設の保安に関する組織に属さない者で、放射線業務従事者でない者については、非常の場合に採るべき措置に関する教育のうち、必要な事項の教育を実施する。
なお、教育の時間については、必要な事項に応じて設定することができる。
- 第4条に定める加工施設の保安に関する組織に属さない者のうち、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に採るべき措置に関する教育を実施する。
- 入所時教育については、3年に1回再教育を実施する。（ただし、*を付した教育を実施する場合はこれに替えることができる。）
- 第101条第4項第1号に定める教育の時間については、作業に関連する事項に応じて設定することができる。

- *を付した保安教育の実施頻度は年1回とする。
- 濃縮・埋設事務所に勤務する者のうち、第4条に定める加工施設の保安に関する組織に属さない者で、放射線業務従事者でない者については、非常の場合に採るべき措置に関する教育のうち、必要な事項の教育を実施する。
なお、教育の時間については、必要な事項に応じて設定することができる。
- 第4条に定める加工施設の保安に関する組織に属さない者のうち、非常時要員については、関係法令及び保安規定の遵守並びに非常の場合に採るべき措置に関する教育を実施する。
- 入所時教育については、3年に1回再教育を実施する。（ただし、*を付した教育を実施する場合はこれに替えることができる。）
- 第107条第4項第1号に定める教育の時間については、作業に関連する事項に応じて設定することができる。

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由						
	<p>別表28の2 緊急作業についての教育（第95条関係）</p> <table border="1" data-bbox="965 236 1749 411"> <thead> <tr> <th>教育項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>180分以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>60分以上</td> </tr> </tbody> </table>	教育項目	時間	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	180分以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60分以上	<p>・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号</p>
教育項目	時間							
緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	180分以上							
電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	60分以上							
	<p>別表28の3 緊急作業についての訓練（第95条関係）</p> <table border="1" data-bbox="965 470 1749 598"> <thead> <tr> <th>訓練項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業の方法</td> <td>180分以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1</td> <td>180分以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：兼用できる訓練 ・第108条に基づく訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</p>	訓練項目	時間	緊急作業の方法	180分以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1	180分以上	<p>・平成28年3月31日付け 原規規発第1603313号</p>
訓練項目	時間							
緊急作業の方法	180分以上							
緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1	180分以上							

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 []：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）				補正後					変更理由
別表29 保安に関する記録（第7、106条関係）				別表29 保安に関する記録（第7、112条関係）					・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号 ・記載の適正化（今回の補正での変更なし）（以降本表において同じ）
1. 加工規則第7条に基づく記録				1. 加工規則第7条に基づく記録					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	
(1) 法第16条の3第1項の規定による使用前検査の結果	検査の都度	濃縮技術課長、保修課長、機械課長、電気課長、放射線管理課長、運転課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	(1) 使用前検査の結果	検査の都度	機械保全課長、電気計装保全課長	機械保全課長、電気計装保全課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	
(2) 法第16条の5第1項の規定による施設定期検査の結果	検査の都度			(2) 施設定期検査の結果	検査の都度	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長		
(3) 加工規則第7条の4の2の規定による施設定期自主検査の結果	検査の都度		施設定期自主検査終了後5年が経過するまで	(3) 加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度			検査終了後5年が経過するまでの期間	
(4) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	放射線管理課長	10年間	(4) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	廃棄物管理課長	廃棄物管理課長	10年間	
(5)*1 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理課長		(5)*1 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間の平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理課長	放射線管理課長		
(6)*1 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで	(6)*1 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで	
(7)*1 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）			(7)*1 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	放射線管理課長	放射線管理課長		
(8)*1 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時			(8)*1 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴	その者が当該業務に就く時	放射線管理課長	放射線管理課長		
(9) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を実施した課長	1年間	(9) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	運搬を実施した課長	運搬を実施した課長	1年間	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）				補正後					変更理由
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	
(10) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合に当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	放射線管理課長	加工規則第7条第7項に定める期間	(10) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	廃棄物管理課長	廃棄物管理課長	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
(11) 放射性廃棄物を容器に封入した場合には、その方法	封入の都度			(11) 放射性廃棄物を容器に封入した場合には、その方法	封入の都度				
(12) 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度（連続式にあっては連続して）	運転課長 保修課長 濃縮技術課長	1年間	(12) 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度（連続式にあっては連続して）	運転管理課長	運転管理課長	1年間	
(13) 保安上特に管理を必要とする設備における圧力、流量及び温度の値	連続して			(13) 保安上特に管理を必要とする設備における圧力、流量及び温度の値	連続して				
(14) 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度			(14) 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度				
(15) 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度			(15) 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度				
(16) 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視・点検を行った課長		(16) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	運転管理課長	運転管理課長		
(17) 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	修理を行った課長		(17) 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視・点検を行った課長	巡視・点検を行った課長		
(18) 事故の発生及び復旧の時	その都度	濃縮技術課長	加工規則第7条第7項に定める期間	(18) 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	修理を行った課長	修理を行った課長		
(19) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度			(19) 事故の発生及び復旧の時	その都度	運営管理課長	運営管理課長	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
(20) 事故の原因	その都度			(20) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度				
(21) 事故後の処置	その都度			(21) 事故の原因	その都度				
(22) 風向及び風速	連続して	放射線管理課長	10年間	(22) 事故後の処置	その都度				
(23) 降雨量	連続して			(23) 風向及び風速	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	10年間	
(24) 大気温度	連続して			(24) 降雨量	連続して				
(25) 保安に必要な教育訓練計画	策定の都度	教育訓練を計画した課長	5年間	(25) 大気温度	連続して				
(26) 保安に必要な教育訓練の実施の日時及び項目	実施の都度	教育訓練を実施した課長		(26) 保安に必要な教育訓練計画	策定の都度	運営管理課長	運営管理課長	5年間	
(27) 保安に必要な教育訓練を受けた者の氏名	実施の都度			(27) 保安に必要な教育訓練の実施の日時及び項目	実施の都度	教育訓練を実施した課長	教育訓練を実施した課長		
(28) 加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	(28) 保安に必要な教育訓練を受けた者の氏名	実施の都度				
				(29) 加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他に掲げるものを除く）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）				補正後					変更理由
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	
(29)*2 加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ 加工規則第7条の8の2第1項第1号に掲げる評価の結果	評価の都度	評価を実施した課長	加工規則第7条第7項に定める期間	(30)*2 加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ 加工規則第7条の8の2第1項第1号に掲げる評価の結果	評価の都度	評価を実施した課長	評価を実施した課長	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	核燃料物質の加工の事業に関する規則の改正に伴う反映（今回の補正での変更なし）（以降本表において同じ）
ロ 加工規則第7条の8の2第1項第2号に掲げる計画	計画策定の都度	計画を策定した課長	加工規則第7条第7項に定める期間						
(30) 法第22条の7の2第1項に規定する加工施設の安全性の向上のための評価の結果	評価の都度	評価を実施した課長	加工規則第7条第7項に定める期間	(31)*1 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理課長	放射線管理課長	放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合においてその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまで	
*1：線量等の記載については、線量告示第4条に基づくものとする。									
*2：過去に実施した加工施設の定期的な評価の結果のうち、経年変化に関する技術的な評価の結果以外の評価の結果を含む。									
*1：線量等の記載については、線量告示第3条に基づくものとする。				(32) 法第22条の7の2第1項に規定する加工施設の安全性の向上のための評価の結果	評価の都度	評価を実施した課長	評価を実施した課長	加工規則第7条第7項に定める期間	
*2：過去に実施した加工施設の定期的な評価の結果のうち、経年変化に関する技術的な評価の結果以外の評価の結果を含む。									

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）				補正後					変更理由
2. その他の記録				2. その他の記録					・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号 ・核燃料物質加工事業変更申請書に 記載した事項の反映
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	
(1) カケード設備の運転条件	設定の都度	濃縮技術課長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	(1) カケード設備の運転条件	設定の都度	運営管理課長	運営管理課長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	
(2) 管理区域の設定、解除の状況	設定又は解除の都度	放射線管理課長		(2) 管理区域の設定、解除の状況	設定又は解除の都度	放射線管理課長	放射線管理課長		
(3) 第68条第2項及び第3項に基づく指定の記録	その都度	放射線管理課長	1年間	(3) 第68条第2項及び第3項に基づく指定の記録	その都度	放射線管理課長	放射線管理課長	1年間	
(4) 第68条第2項及び第3項に基づく立入承認の記録		立入承認を行った課長		(4) 第68条第2項及び第3項に基づく立入承認の記録		立入承認を行った課長	放射線管理課長		
(5) 試験、検査、校正及び測定の結果	実施の都度	試験、検査、校正及び測定を行った課長	1年間	(5) 試験、検査、校正及び測定の結果	実施の都度	試験、検査、校正及び測定を行った課長	試験、検査、校正及び測定を行った課長	1年間	
(6) 第107条第1項第1号、第1項第5号、第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	濃縮技術課長	加工事業の廃止までの期間	(6) 第113条第1項に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	運営管理課長	運営管理課長	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
(7) 品質・保安会議の議事録	開催の都度	品質保証室長	5年間	(7) 品質・保安会議の議事録	開催の都度	品質・保安会議議長	安全・品質本部長	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
(8) 濃縮安全委員会の議事録	開催の都度	濃縮技術課長	5年間	(8) 濃縮安全委員会の議事録	開催の都度	濃縮安全委員会委員長	運営管理課長	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
				(9) 安全・品質改革委員会の議事録	開催の都度	安全・品質改革委員会委員長	安全・品質本部長	法第22条の8第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
				(10) 日射量、放射収量	連続して	放射線管理課長	放射線管理課長	10年間	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）			補正後			変更理由
別表30 加工施設の保安に関する文書（第3条関係）			別表30 加工施設の保安に関する文書（第3条関係）			
保安規定関連条項	文書名称	制定者	保安規定関連条項	文書名称	制定者	・平成30年9月6日付け 原規規発第1809066号 ・核燃料物質加工事業変更申請書に 記載した事項の反映（以降本表に おいて同じ）
第11条第2項	全社品質保証計画書	社長	第11条第2項	全社品質保証計画書	社長	
第11条第3項	濃縮事業部 全社品質保証計画書運用要則	濃縮事業部長	第11条第3項	濃縮事業部 全社品質保証計画書運用要則	濃縮事業部長	
第21条	濃縮事業部 文書管理要領	濃縮事業部長	第21条	濃縮事業部 文書管理要領	濃縮事業部長	
第23条	濃縮事業部 調達先管理要領	濃縮事業部長	第23条	濃縮事業部 調達先管理要領	濃縮事業部長	
第25条	濃縮事業部 内部監査要領	濃縮事業部長	(削除)	(削除)	(削除)	
第26条、第27条	濃縮事業部 不適合管理要領	濃縮事業部長	第26条、第27条	濃縮事業部 不適合等管理要領	濃縮事業部長	
第10条	加工施設 濃縮安全委員会運営要領	濃縮事業部長	第10条	加工施設 濃縮安全委員会運営要領	濃縮事業部長	
第22条第6項	加工施設 試験検査装置管理要領	濃縮事業部長	第22条第6項	加工施設 試験検査装置管理要領	濃縮事業部長	
第28条	加工施設 運転総括要領	濃縮事業部長	第28条	加工施設 運転総括要領	濃縮事業部長	
第43条	加工施設 核燃料物質等受払要領	濃縮事業部長	第43条	加工施設 核燃料物質等管理要領	濃縮事業部長	
第43条	加工施設 シリダ等取扱要領	濃縮事業部長	(削除)	(削除)	(削除)	
第49条	加工施設 保守要領	濃縮事業部長	第49条	加工施設 保守要領	濃縮事業部長	
第57条、第62条	加工施設 放射線管理総括要領	濃縮事業部長	第57条	加工施設 放射性廃棄物管理要領	濃縮事業部長	
第62条	濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領	濃縮事業部長	第62条	加工施設 放射線管理総括要領	濃縮事業部長	
第78条、第85条、 第88条	加工施設 異常事象対策要領	濃縮事業部長	第62条	濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領	濃縮事業部長	
第100条	加工施設 教育・訓練要領	濃縮事業部長	第78条、第85条、 第88条、 第91条	加工施設 火災防護計画 異常事象対策要領	濃縮事業部長	
第103条	加工施設 定期安全レビュー実施要領	濃縮事業部長	第106条	加工施設 教育・訓練要領	濃縮事業部長	
第11条第3項	品質保証室 全社品質保証計画書運用要則	品質保証室長	第109条	加工施設 定期安全レビュー実施要領	濃縮事業部長	
第21条	文書管理要領	品質保証室長	第11条第3項	安全・品質本部 全社品質保証計画書運用要則	安全・品質本部長	
第21条	記録管理要領	品質保証室長	第21条	安全・品質本部 文書管理要領	安全・品質本部長	
第25条	内部監査要則	品質保証室長	第21条	安全・品質本部 記録管理要領	安全・品質本部長	
第26条、第27条	不適合管理要領	品質保証室長	(削除)	(削除)	(削除)	
注) 保安に関する文書にて保安活動を実施するにあたり、必要に応じ手順書等を作成する。			第26条、第27条	安全・品質本部 不適合管理要領	安全・品質本部長	
			第11条第3項	監査室 全社品質保証計画書運用要則	監査室長	
			第21条	監査室 文書管理要領	監査室長	
			第21条	監査室 記録管理要領	監査室長	
			第25条	監査室 内部監査要則	監査室長	
			第26条、第27条	監査室 不適合管理要領	監査室長	
			注) 保安に関する文書にて保安活動を実施するにあたり、必要に応じ手順書等を作成する。			

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別図、別表の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 []：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	<p style="text-align: center;"> <u>添付1 火災防護活動及び自然災害対応</u> <u>に係る実施方針</u> <u>（第9章、第10章関連）</u> </p>	<p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の変更（以降添付1において同じ）</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針</u></p> <p>1. 火災 <u>事業部長は、火災防護活動の体制の整備として、以下の活動を実施することを火災防護計画に定める。</u></p> <p>1.1 要員の配置 <u>事業部長は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第81条に基づく初期消火活動を行う要員及び自衛消防隊（第93条に定める非常時対策組織に同じ）に必要な要員を配置する。なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」1.1項（体制の整備）に示す。</u></p> <p>1.2 教育・訓練の実施 <u>事業部長は、該当する要員に対して、火災防護活動に関する教育・訓練の計画を定め、実施する。</u></p> <p>1.3 資機材の配備 <u>事業部長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火薬剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備する。</u></p> <p>1.4 文書の整備 <u>事業部長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を整備する。</u> <u>なお、UF6を内包する機器を設置する2号発回均質室、2号中間室（搬入室を含む）、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室、Cウラン貯蔵室及びBウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。</u> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</u> 2) <u>可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</u> 3) <u>管理区域内における火気の使用制限に関すること。</u> 4) <u>火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</u> 5) <u>火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡、初期消火を含む）に関すること。</u> 6) <u>管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</u> 7) <u>火災発生時の消火等の方法に関すること。</u> 8) <u>火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</u> 9) <u>火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF6排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止に関すること。</u> 10) <u>火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</u> 11) <u>防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</u> </p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	<p>12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>2. 自然災害 <u>事業部長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の活動を実施することを文書に定める。</u></p> <p>2.1 要員の配置 <u>事業部長は、自然災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第 93 条に定める非常時対策組織に必要な要員を配置する。なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付 2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」1. 1 項（体制の整備）に示す。</u></p> <p>2.2 教育・訓練の実施 <u>事業部長は、該当する要員に対して、自然災害対応に関する教育・訓練の計画を定め、実施する。</u></p> <p>2.3 資機材の配備 <u>事業部長は、自然災害対応に必要な資機材を配備する。</u></p> <p>2.4 文書の整備 <u>(1) 事業部長又は各課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む手順書等を整備する。</u></p> <p>1) 地震 <u>① 地震の発生又は予兆を認知した場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。</u></p> <p>2) 竜巻 <u>① U F 6 を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</u> <u>② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。</u> <u>③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。</u> <u>なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する 2 号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離（200m）を考慮し図-1 のとおりとする。</u></p> <p>3) 外部火災 <u>① 防火帯の維持及び管理に関すること。</u> <u>② 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。</u> <u>③ 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認 ・ 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認 ・ FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施 	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 []：既認可からの削除箇所

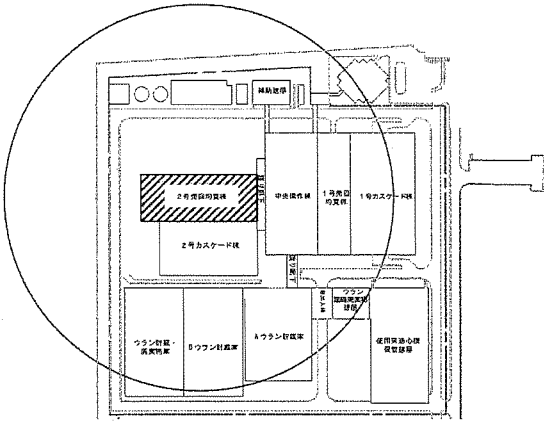
加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	<p>・ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施</p> <p>④ 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。</p> <p>⑤ 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。</p> <p>4) 火山（降灰）</p> <p>① UF6を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。</p> <p>② 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。</p> <p>5) 溢水</p> <p>① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関すること。</p> <p>(2) カスケード設備等の生産運転停止の措置</p> <p>① 竜巻や森林火災の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から加工施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合に、あらかじめ実施するカスケード設備のUF6排気、均質ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>② 上記のほか、火山事象、ばい煙等が予想される場合、送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。</p> <p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>図-1 飛来対策区域</p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 []：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	 <p> 建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟 飛来対策区域 </p> <p style="text-align: center;">図-1 飛来対策区域</p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	<p style="text-align: center;"> <u>添付2 重大事故に至るおそれがある事故</u> <u>及び大規模損壊対応に係る実施方針</u> <u>（第11章関連）</u> </p>	<p>・核燃料物質加工事業変更申請書に記載した事項の変更（以降添付2において同じ）</p>

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
：既認可からの削除箇所

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	<p style="text-align: center;"><u>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針</u></p> <p>1. <u>重大事故に至るおそれがある事故</u> <u>重大事故に至るおそれがある事故として、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF6漏えい事象を想定し、加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。</u></p> <p>1.1 <u>体制の整備</u> <u>事業部長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、以下の事項を考慮した第93条に定める非常時対策組織を設置する。</u></p> <p>(1) <u>非常時対策組織</u> <u>非常時対策組織は、実施組織及び支援組織で構成し、その役割、責任者（本部長、班長及び代理者）を定める。</u></p> <p>1) <u>非常時対策組織は、事業部長を本部長とし、実施組織（運転管理班、設備応急班、消火班、総務班、放射線管理班）及び支援組織（技術支援班、本部事務局、広報班、救護班、資材班、厚生班）で構成する。また、本部長の代行者を定めるとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。</u></p> <p>① <u>本部長は、実施組織、支援組織を指揮し、非常時対策組織を統括する。</u> ② <u>運転管理班長は、加工施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う。</u> ③ <u>設備応急班長は、漏えい箇所の閉止処置等の応急措置を行う。</u> ④ <u>消火班長は、消火活動及び気体状のUF6等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う。</u> ⑤ <u>総務班長は、避難誘導や被災者の救助等を行う。</u> ⑥ <u>放射線管理班長は、施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う。</u> ⑦ <u>技術支援班長は、技術的検討や資料作成を行う。</u> ⑧ <u>本部事務局班長は、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う。</u> ⑨ <u>広報班長は、社外への広報活動を行う。</u> ⑩ <u>救護班長は、被災者の救護活動を行う。</u> ⑪ <u>資材班長は、必要な応急資機材の調達を行う。</u> ⑫ <u>厚生班長は、活動期間中に必要な食料の手配等を行う。</u></p> <p>(2) <u>非常時対策組織要員の確保</u> <u>実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF6等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する（図-1参照）。また、非常時対策組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために要員数を確保する。</u> <u>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる（図-1参照）。</u></p> <p>(3) <u>社外組織からの支援</u> <u>加工施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与、その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。また、当社の他事業部間においても、同様の対応を図る。</u></p> <p>(4) <u>非常時対策組織の活動拠点</u> <u>非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡がで</u></p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	<p>きる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 事業部長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、以下のとおり教育・訓練を実施する。</p> <p>① 複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重量を想定し、UF6の特性及びUF6の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を年1回以上実施する。</p> <p>② 非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、非常時対策組織の各班にて通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理及び設備応急活動に係る個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練をそれぞれ年1回以上実施する。なお、訓練は、気体状のUF6等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。また、定期的に要員の召集訓練を実施する。</p> <p>③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材の配備 事業部長は、UF6漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を表-1に示すとおり配備し、定期的に保守・点検を行い、その機能を常に確保する。また、表-1に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。</p> <p>1.4 文書の整備 各課長は、重大事故に至るおそれがある事故へ対処するため、以下の事項を含む手順書等を整備する。</p> <p>① UF6の漏えいと火災の重量時には、工場等周辺への気体状のUF6等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準に関すること。</p> <p>② 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動に関すること。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火に関すること。</p> <p>④ 現場の作業環境等の必要な情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等）、入手方法（検知器等）及び判断基準（警報設定値等）に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故に至るおそれがある事故の発生が予測できる場合又は発生した場合に、安全を最優先にカスケード設備のUF6排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>⑥ UF6が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合に、建屋内に気体状のUF6等を閉じ込めるための送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。</p> <p>⑦ 保安上必要な通路は、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確保し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスすることが困難な場合に、非常扉から屋内へアクセスする等の複数ルートの確保に関すること（図-2参照）。</p> <p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽（中間製品容器）からの漏えいと</p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	<p>火災による大気圧未満でUF6を取り扱う機器からの漏えいが同時発生を想定すること、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重量を想定することとともに、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順並びに建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順に関すること。</p> <p>⑨ 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応する対処の手順に関すること。</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>事業部長は、想定を上回る自然現象等による外力により、加工施設が大規模な損壊に至る場合でも、以下の対応を図ることにより、事故の進展防止、影響緩和を図る。また、これらの対策活動に必要な手順書、必要な資機材、装備品及び体制を整備するとともに、教育・訓練を実施する。</p> <p>① 大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動にあたる。</p> <p>② 建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF6等の拡散を抑制する。</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を整備する。</p> <p>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動にあたる。</p> <p>⑤ 大規模損壊が発生した場合の対策活動に係る知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。</p> <p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>図-1 非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数 図-2 保安上必要な通路 表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
<p>本部長 副本部長 本部長</p> <p>・ 対策活動の統括管理 ・ 事象全般の状況把握及び拡大可能性の評価 ・ 応急・復旧計画の決定 ・ 復旧状況の把握、評価</p> <p>本部事務局</p> <p>・ 発生事象に対する情報の収集・整理 ・ 本部決定事項の指示及び伝達 ・ 連絡文作成、関係機関への連絡連絡の総括 ・ 各対策本部との連絡・調整、本部支援 ・ 対策本部要員の把握及び本部運営</p>	<p>技術支援班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対外対応資料作成 ・ 設計、許認可上の評価 ・ 通報文添付資料の作成 <p>総務班※1 (6名以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内連絡制限 ・ 避難誘導 ・ 事業所内警備 ・ その他庶務事項 ・ 被災者の救助 ・ 工場内作業者の避難誘導、安否確認※2 ・ 工場内の要救助者救出活動※2 <p>厚生班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、被服等の調達 ・ 宿泊関係の手配 <p>救護班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の救護 ・ 緊急搬送医療の実施 ・ 医師、病院の手配 <p>資材班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急資機材の調達及び輸送 <p>広報班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関対応 ・ 隣接市町村対応 ・ 発生事象に関する広報 <p>設備応急班※1 (19名以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況、周辺環境の把握 ・ 応急復旧対策の策定及び実施 ・ 復旧状況の確認 ・ 放射性物質による汚染の拡大防止 ・ 被災者の救助の助勢 ・ 屋内活動：工場内の漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2 ・ 屋外活動：工場建屋からの漏えい箇所閉止作業等の応急復旧活動※2 <p>運転管理班※1 (2名以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生又は拡大防止に必要な運転管理対策の策定及び実施 ・ プラント状態監視、運転操作 ・ 漏えい対処：事故発生初期の段階で工場内のUF6漏えい状況確認、2号炉回均質室入口シャッター前カーテン封鎖※2 ・ 消火活動：消火器による工場内の初期消火活動（UF6漏えいがない場合）※2 <p>放射線管理班※1 (16名以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質の放出状況の把握・評価 ・ 環境放射線等の測定 ・ 放射線影響範囲の推定・評価 ・ 除染作業等に係る放射線管理 ・ 被ばく管理 ・ 避難誘導 ・ モニタリングカーによる工場周辺のモニタリング※2 ・ 放射線管理、作業環境測定等※2 <p>消火班※1 (19名以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火活動 ・ 被災者の救助 ・ UF6拡散抑制のための放水活動 ・ 消防自動車（化学消防自動車）（屋外、消火器（工場内）による本格消火活動（UF6漏えいがない場合）※2 ・ 事故発生初期の段階で工場建屋からのUF6、HF漏えい拡大を防止するため消防自動車（化学消防自動車）等による放水※2 <p>※1：非常時対策組織の実施組織を示す。 ※2：重大事故に至るおそれがある事故への対応を示す。</p>	

図-1 非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 []：既認可からの削除箇所

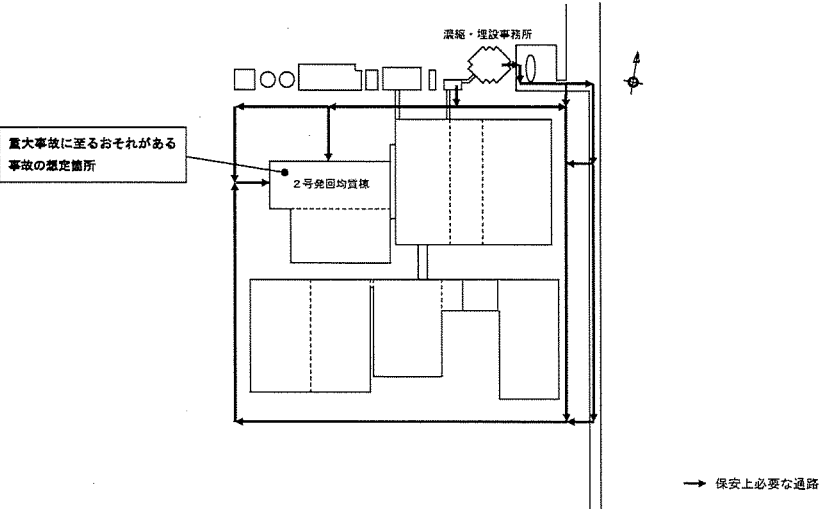
加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	<p style="text-align: center;">図-2（1/2） 保安上必要な通路</p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後	変更理由
	 <p style="text-align: center;">図-2（2/2） 保安上必要な通路</p>	

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）	補正後				変更理由	
表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等						
	資機材等	必要数	点検頻度	点検内容		
	通信連絡設備	ページング装置	1式	1回/年		外観、機能
	備	所内携帯電話	非常時対策 組織委員分	訓練の都度		外観、機能
	業務用無線設備（アナログ式）	12台	1回/年	外観、員数、機能		
	業務用無線設備（デジタル式）	12台	1回/年	外観、員数、機能		
	緊急時電話回線	13回線	1回/年	外観、員数、機能		
	《代替品》 他の通信連絡設備	所内携帯電話、 携帯電話、 衛星電話に 含む	所内携帯電話、 携帯電話、衛星 電話と同様	所内携帯電話、携 帯電話、衛星電話 と同様		
	ファクシミリ装置	3台	1回/年	外観、員数、機能		
	携帯電話	18台	1回/年	外観、員数、機能		
	衛星電話	4台	1回/年	外観、員数、機能		
	現場対外用 資機材・装 備品	汚染防護服（PVA）	19着	1回/年		外観、員数
	化学防護服（簡易型）	19着	1回/年	外観、員数		
	化学防護服（耐HF仕様）	8着	1回/年	外観、員数		
	フィルター付き防護マスク（半面）	11個	1回/年	外観、員数、機能		
	フィルター付き防護マスク（全面）	30個	1回/年	外観、員数、機能		
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	14個	1回/年	外観、員数、機能		
	化学防護服用マイクスピーカ	8個	1回/年	外観、員数、機能		
	携帯用照明器具	22台	1回/6ヶ月	外観、員数、機能		
	ガンマ線測定用サーベイメータ	3台	1回/年	外観、員数、機能		
	表面汚染密度測定用サーベイメータ （ $\alpha \cdot \beta$ 線）	11台	1回/年	外観、員数、機能		
	可搬式ダスト測定関連機器（サン プ）	2台	1回/年	外観、員数、機能		
	個人用外部被ばく線量測定器（APD）	63台	1回/年	外観、員数、機能		
	モニタリングカー	1台	1回/年	外観、員数、機能		
	《代替品》 表面汚染密度測定用サーベイメータ （ $\alpha \cdot \beta$ 線）	各1台	1回/年	外観、員数、機能		
	可搬式ダスト測定関連機器（サン プ）					
	風向風速計	1台	1回/年	外観、員数		
	《代替品》 簡易風向風速計	1台	1回/年	外観、員数		
	半導体材料ガス検知器（HF検知器）	5台	1回/年	外観、員数、機能		
	ガス採取器	2台	1回/年	外観、員数、機能		

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

加工施設保安規定新旧対照表（新規基準の反映に伴う変更）

補正前（2014年1月7日申請）		補正後			変更理由
	資機材等	必要数	点検頻度	点検内容	
応急・復旧工 具等 その他資機 材	閉止用資材（バテ、木栓、鉛栓、ビ ニルシート）	3式	1回/年	外観、員数	
	消石灰	10袋	1回/年	外観、員数	
	消石灰散布機	2台	1回/年	外観、員数	
	担架	2台	1回/年	外観、員数、機能	
	除染用具（ハンドブラシ等）	1式	1回/年	外観、員数	
	発電機	2台	1回/年	外観、員数、機能	
	電工ドラム	5台	1回/年	外観、員数、機能	
	照明装置	18台	1回/年	外観、員数、機能	
	チェンジングルーム（テント）	1式	1回/年	外観、員数	
	《代替品》 養生シート、パーティション	1式	1回/年	外観、員数	
	H F対応薬品	10式	1回/月	員数、機能	
消防用資機 材・装備品 （UO2F 2及びHF 拡散抑制用 の放水含む）	防火服	10着	1回/6ヶ月	外観、員数	
	空気呼吸器	10台	1回/6ヶ月	外観、員数、機能	
	携帯用照明器具	現場対処用 資機材に含む	現場対処用 資機材と同様	現場対処用 資機材と同様	
	個人用外部被ばく線量測定器（APD）	現場対処用 資機材に含む	現場対処用 資機材と同様	現場対処用 資機材と同様	
	サーモグラフィ	1台	1回/年	外観、員数、機能	
	消防自動車（化学消防自動車）※	1台	1回/年	外観、員数、機能	
	《代替品》 （消火）可搬消防ポンプ、 可搬消防ポンプ運搬用軽トラック	各1台	1回/年	外観、員数、機能	
	消火用水	320m ³	1回/月	外観、員数	
	泡消火剤	100ℓ	1回/月	外観、員数	
	防火服※	5着	1回/6ヶ月	外観、員数	
	空気呼吸器※	5台	1回/6ヶ月	外観、員数、機能	
	携帯用照明器具※	5台	1回/6ヶ月	外観、員数、機能	
資機材搬送車※	1台	1回/年	外観、員数、機能		
《代替品》 一般車両等※	1台	1回/年	外観、員数、機能		
緊急搬送車※	1台	1回/年	外観、員数、機能		
《代替品》 一般車両等※	1台	1年/年	外観、員数、機能		
泡消火剤※	1500ℓ	1回/月	外観、員数		
※：隣接する自社の他の事業所に配備しているものを共用する。					

注：変更理由に記載した認可番号は、当該条、別表、別図の最終改正を示す。

二重下線：2014年1月申請時の変更箇所
 波形下線：2014年1月申請以降の既認可箇所
 一重下線：2014年1月申請時又は既認可からの変更箇所
 □：既認可からの削除箇所

2014年1月7日以降に認可された保安規定の改正来歴

認可番号・年月日	主な改正内容
原管研発第1402281号 平成26年2月28日	警報装置から発せられる警報の内容
原規規発第1506302号 平成27年6月30日	付着ウラン回収容器の最大保管数量の変更
原規規発第1508193号 平成27年8月19日	均質槽における液化を行う場合の措置
原規規発第1603074号 平成28年3月7日	仕掛品等を廃棄するまでの間の保安の措置等
原規規発第1603313号 平成28年3月31日	緊急時被ばく限度、管理区域内で繰り返し使用する資機材の管理等
原規規発第1606241号 平成28年6月24日	分析フード等におけるウラン最大取扱量の設定等
原規規発第1706071号 平成29年6月7日	報告徴収に係る対策
原規規発第1710163号 平成29年10月16日	事業者対応方針等の履行に係る条項の追加
原規規発第1712263号 平成29年12月26日	廃水中の放射性物質濃度を加工施設で測定できない場合の措置
原規規発第1809066号 平成30年9月6日	組織改正
原規規発第1903012号 平成31年3月1日	機械油の固形化処理の追加等

加工事業変更許可を踏まえた保安規定の補正について

平成 29 年 5 月 17 日付け原規規発第 1705174 号をもって許可された六ヶ所ウラン濃縮工場核燃料物質加工事業変更許可申請書を踏まえ、濃縮・埋設事業所加工施設保安規定へ反映すべき事項について、事業許可基準規則の条項ごとに整理した。

また、新規制基準適用に伴う保安規定の変更については、安全対策のために加工施設の改造工事を要しない事項から申請を行うが、工事を要する事項については、新規制基準に適合した加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、新規制基準対応工事の進捗を踏まえて申請を行う。

そのため、保安規定の変更申請を伴う事項については、申請時期の計画についても合わせて整理した。

- 第一条（定義）
- 第二条（核燃料物質の臨界防止）
- 第三条（遮蔽等）
- 第四条（閉じ込めの機能）
- 第五条（火災等による損傷の防止）
- 第六条（安全機能を有する施設の地盤）
- 第七条（地震による損傷の防止）
- 第八条（津波による損傷の防止）
- 第九条（外部からの衝撃による損傷の防止）
- 第十条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）
- 第十一条（溢水による損傷の防止）
- 第十二条（誤操作の防止）
- 第十三条（安全避難通路等）
- 第十四条（安全機能を有する施設）
- 第十五条（設計基準事故の拡大の防止）
- 第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）
- 第十七条（廃棄施設）
- 第十八条（放射線管理施設）
- 第十九条（監視設備）
- 第二十条（非常用電源設備）
- 第二十一条（通信連絡設備）
- 第二十二条（重大事故等の拡大の防止等）

第一条 (定義)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文		添付	対応状況	内容	
1-1	別-3	本施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び従事者の線量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えない設計とする。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなる設計とする。	5-1	本施設は、平常時において、周辺監視区域外の公衆の線量及び従事者の線量が「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超えないように設計する。さらに、公衆の線量については、合理的に達成できる限り低くなるように設計する。	○	第 57 条 (放射性廃棄物管理に係る基本方針、計画及び実施)、第 62 条 (放射線管理に係る基本方針、計画及び実施) に規定する。

第二条 (核燃料物質の臨界防止)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文		添付	対応状況	内容	
2-1	別-3	核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、臨界管理の対象に選定する設備及び機器は、濃縮度、減速度及び形状寸法の核的制限値を定め、濃縮度と減速度及び濃縮度と形状寸法管理を組み合わせ管理する。	5-11	本施設においては、施設全体で取り扱う濃縮度を 5%以下とするために、濃縮度管理をカスケード設備で行う。新型遠心機によるカスケード設備の濃縮域の一部で濃縮度が 5%を超える場合があるが、カスケード設備の製品側出口において濃縮度を 5%以下に管理する。	○	第 36 条 (臨界安全管理) に規定している。
			5-13	カスケード設備で濃縮する濃縮 UF6 の濃縮度は [] の関数となる。したがって [] を監視することにより濃縮度を管理し、これらに対して二重化した圧力・流量による濃縮度管理のインターロックを設け、濃縮度が制限値を超えないように管理する (表 5-1-1)。また、UF6 の濃縮度は、濃縮度測定装置により測定し、これに対して濃縮度測定装置による濃縮度管理のインターロックを設ける (表 5-1-1)。カスケード設備が生産運転中は、これらのインターロックの二つ以上の機能を常に確保する。なお、カスケード設備のうち新型遠心機によるカスケード設備の濃縮域の一部で、濃縮度が 5%を超える場合があるが、カスケード設備の製品側出口における濃縮度が 5%を超えないように管理する。	○ ×	第 36 条 (臨界安全管理) に規定している。 [] による濃縮度管理インターロックの撤去については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
			5-12	UF6 を取り扱う設備及び機器において、収納するウランの質量、容積及び形状のいずれをも制限することが困難なもの (コールドトラップ、製品シリンダ、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び減圧槽) は、UF6 を密封系統内で取り扱うことにより、大気中の水分との接触を防止し、原料 UF6 を系統内に供給する際には、必要に応じて脱気を行い、不純物 (HF 等) を除去することで減速条件を核的制限値以下に制限する。	○	第 36 条 (臨界安全管理)、第 37 条 (漏えい管理) に規定している。
			5-14	(2 号発回均質室の設備) コールドトラップの臨界管理は、減速条件を制限することにより行う。	○	第 37 条 (漏えい管理) に規定している。
			5-15	(2 号発回均質室の設備) 製品コールドトラップから製品回収槽の中間製品容器への製品 UF6 移送時には、製品コールドトラップ及び中間製品容器の温度及び圧力を監視・測定し、不純ガス混入等の異常がないことを確認する。	○	第 37 条 (漏えい管理) に規定している。
			5-15	(2 号発回均質室の設備) 付着ウラン回収容器については、付着ウラン回収設備における操作時に不純ガス混入等の異常がないことを確認するとともに、2 号発回均質室では操作を行わないため、減速条件は変わらない。	○	第 37 条 (漏えい管理) に規定している。
			5-17	(2 号発回均質室の設備) 製品シリンダの UF6 は中間製品容器の UF6 を移し替えたものであるため、中間製品容器の減速条件管理により製品シリンダの減速条件も管理できる。	○	第 37 条 (漏えい管理) に規定している。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文	添付	対応状況	内容		
			5-17	(1号均質室の設備) 付着ウラン回収容器の臨界管理は、混合ガスコールドトラップから付着ウラン回収容器へのガス移送時に、混合ガスコールドトラップ及び付着ウラン回収容器の温度及び圧力等を監視・測定し、不純ガス混入等の異常がないことを確認する。	○	第37条(漏えい管理)に規定している。
			5-17	(2号発回均質室の設備) 均質パージ系コールドトラップ、付着ウラン回収設備の混合ガスコールドトラップ及びIF7コールドトラップの臨界管理は、減速条件を制限することにより行う。	○	第37条(漏えい管理)に規定している。
			5-18	(2号発回均質室の設備) 減圧槽は均質槽内の中間製品容器に安全弁を介して配管により連結されており、通常時は真空状態である。均質槽内の中間製品容器内の圧力が異常に上昇した場合には、安全弁が作動し、中間製品容器中のUF6が減圧槽に流入する。中間製品容器中のUF6は減速度の核的制限値(H/U-235 1.7)以下であり、このUF6が真空状態にある減圧槽中に放出された場合でも減速条件を満足するので安全である。	○	第37条(漏えい管理)に規定している。
			5-19	(Aウラン貯蔵室及びBウラン貯蔵室の設備) 製品シリンダ及び付着ウラン回収容器の臨界管理は、減速条件を制限することにより行う。均質・ブレンディング設備における製品シリンダへの回収工程及び付着ウラン回収設備における付着ウラン回収容器への回収工程において減速度の核的制限値(H/U-235 1.7)を満足していることを確認している。	○	第37条(漏えい管理)に規定している。
2-2	別-4	本施設には、臨界及びその継続性を検知することができる臨界警報装置(γ線検出器)を設置する。	—	—	○	第36条(臨界安全管理)に規定している。
2-3	—	—	5-20	固体廃棄物の廃棄設備のうち、Bウラン濃縮廃棄物室には、使用済のNaF及びスラッジを保管する。	×	使用済NaF及びスラッジの保管場所の変更については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
2-4	—	—	5-20	2号カスケード室、1号均質室、2号発回均質室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室及びBウラン濃縮廃棄物室以外で少量のウランを取り扱う設備では、次表に示すとおりウランの取扱量等を把握し、適切に取り扱う。	○	第36条(臨界安全管理)、第47条の2(UF6サンプル等の保管)に規定している。
					×	分析室のフード等での最大取扱ウラン量の変更に については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。

第三条（遮蔽等）

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映			
	本文	添付	対応状況	内容		
3-1	別-4	本施設は、従事者の作業環境上、特別な遮蔽を必要としないが、管理区域における線量管理及び作業管理により、従事者への放射線影響を可能な限り低減する設計とする。	6-10	本施設は、従事者の作業環境上、特別な遮蔽を必要としないが、以下の管理区域における線量管理及び作業管理により、従事者への放射線影響を可能な限り低減する設計とする。 ・核燃料物質の取扱形態を踏まえ、管理区域は、第1種管理区域と第2種管理区域に区分するとともに、線量当量率並びに表面密度及び空気中の放射性物質濃度に応じて区域管理する。 ・現場の作業が必要最小限となるよう、中央制御室から設備の運転状態の監視・操作等を実施できる設計とし、放射線業務従事者への放射線影響を可能な限り低減する。 ・設計基準事故時においては、管理区域内の線量率が十分低いため、放射線業務従事者が迅速な対応をするために必要な操作ができる。	○	第62条（放射線管理に係る基本方針、計画及び実施）に規定する。
3-2	別-66	本施設内の第1種管理区域の作業環境を監視するため、排気用HFモニタ、換気用モニタ及びエアスニッファを設ける他、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンブラ、可搬式HF検知警報装置及びHFセンサを備える。	—	—	○	第30条（加工施設の使用）、第74条（放射線測定器類の管理）に規定している。
			—	—	○	可搬式HF検知警報装置の配備については、第74条（放射線測定器類の管理）に規定する。
			—	—	×	HFセンサの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
3-3	別-66	均質・ブレンディング設備の工程用モニタにおいて、UF6の漏えいを監視する。	—	—	○	第37条（漏えい管理）に規定している。
3-4	別-66	排気用HFモニタ、換気用モニタ及び工程用モニタの測定値は、中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、あらかじめ設定した値を超えたときは中央制御室において警報を発する。	—	—	○	第33条（操作上の一般事項）に規定している。
3-5	別-66	管理区域内の線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する設計とする。	6-3	管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。	○	第73条（線量当量等の測定）に規定する。
3-6	別-121	本施設における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた値を超えるか、又は超えるおそれのある区域は、すべて管理区域とする。 実際には、室、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜も考慮して、ウラン濃縮建屋、ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遊心機保管建屋に管理区域を設定する。 なお、本施設の管理区域は、第1種管理区域と第2種管理区域に区分して管理する。	6-2	本施設においては、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた値を超えるか、又は超えるおそれのある区域は、管理区域とする。 本施設の管理区域は、汚染の発生するおそれのない区域（以下「第2種管理区域」という。）とそうでない区域（以下「第1種管理区域」という。）とに区分して管理する。	○	第64条（管理区域）、第65条（管理区域の区域区分）に規定している。
3-7	別-121	また、管理区域の外において一時的に上記管理区域に係る基準を超えるか、又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時的な管理区域とする。	6-2	管理区域の外において一時的に上記管理区域に係る基準を超えるか、又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時的な管理区域とする。	○	第64条（管理区域）に規定する。
3-8	別-121	管理区域の周辺の区域であって、外部放射線に係る線量及び空気中若しくは水中の放射性物質の濃度が、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。 実際には、管理上の便宜も考慮して周辺監視区域を設定する。	6-5	管理区域の周辺の区域であって、外部放射線に係る線量及び空気中若しくは水中の放射性物質の濃度が、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。	○	第69条（周辺監視区域）に規定している。
3-9	別-122	(3) 管理区域の管理 ① 管理区域については、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に従って、次の措置を講じる。 a. 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じる。	6-2	管理区域については、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に従って、次の措置を講じる。 ① 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じる。	○	第64条（管理区域）に規定している。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容				保安規定への反映	
	本文		添付		対応状況	内容
3-10	別-122	b. 第1種管理区域においては、床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度を超えないようにする。	6-2	③ 第1種管理区域においては、床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度を超えないようにする。	○	第64条（管理区域）に規定している。
3-11	別-122	c. 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。	6-2	② 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。	○	第67条（飲食及び喫煙の禁止）に規定している。
3-12	別-122	d. 第1種管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体、衣服等身体に着用している物及びその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がb.の表面密度限度の1/10を超えないようにする。	6-3	④ 第1種管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体、衣服、履物等身体に着用している物及びその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度の1/10を超えないようにする。	○	第68条（管理区域への出入管理）、第75条（物品の移動）に規定している。
3-13	別-122	② 管理区域は、外部放射線に係る線量当量率、放射性物質による汚染の有無により、区域管理及び作業管理を行う。	-	-	○	区域管理については、第65条（管理区域の区域区分）に規定する。
					○	第71条（作業に伴う放射線管理）に規定している。
3-14	別-122	また、管理区域は、外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度の程度に応じて区分し、区域管理及び作業管理を行う。	-	-	○	区域管理については、第65条（管理区域の区域区分）に規定する。
					○	第71条（作業に伴う放射線管理）に規定している。
3-15	別-122	なお、第2種管理区域は、外部放射線に係る線量のみの管理を行う。	-	-	○	第73条（線量当量等の測定）に規定している。
3-16	別-122	③ 従事者及び一時立入者を放射線被ばくから防護するため、遮蔽及び閉じ込めの管理を行うとともに、線量の管理が、容易かつ確実に行えるようにするため、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、エアスニッフア及び放射能測定装置により、管理区域の放射線レベル及び放射能レベルの状況を把握する。	6-3	従事者及び一時立入者の線量の管理が、確実に行えるようにするため、エアスニッフア、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ及び放射能測定装置により、管理区域の放射線レベル又は放射能レベルの状況を把握する。	○	第73条（線量当量等の測定）、第74条（放射線測定器類の管理）に規定している。
3-17	別-122	(4) 周辺監視区域の管理 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。	6-5	「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。	○	第69条（周辺監視区域）に規定している。
3-18	別-123	周辺監視区域の境界においては、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度以下に保つ。	6-5	周辺監視区域の境界においては、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度以下に保つことはもとより、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するものとし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力委員会決定）」において定める線量目標値（50μSv/y）を十分下回る線量とする。これらを満足していることを確認するために、周辺監視区域境界付近において、ダストサンプラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。また、外部放射線に係る線量当量については、積算線量計により定期的に測定するとともに、空間線量率についてモニタリングポストで監視、測定する。	○	第57条（放射性廃棄物管理に係る基本方針、計画及び実施）に規定する。
					○	第73条（線量当量等の測定）、第74条（放射線測定器類の管理）に規定している。
					○	モニタリングポストによる空間線量率測定については、第73条（線量当量等の測定）、第74条（放射線測定器類の管理）に規定する。
			6-5	平常時及び事故時に放射性物質の濃度及び空間線量率を監視する。そのため、周辺監視区域境界付近には、本施設周辺の人の居住状況等を考慮し、東方向に平常時及び事故時に放射性物質の濃度の監視ができる検出器を備えたダストサンプラを設置し、北西、北、南東方向に、平常時及び事故時に線量の監視ができる検出器を備えたモニタリングポストを設置する。	○	第73条（線量当量等の測定）、第74条（放射線測定器類の管理）に規定している。
					○	モニタリングポストによる空間線量率測定については、第73条（線量当量等の測定）、第74条（放射線測定器類の管理）に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映		
	本文	添付	対応状況	内容	
		6-5	周辺監視区域内において、風向、風速、温度、雨量、日射量、放射収量量を観測し、記録するものとする。	○	第73条（線量当量等の測定）、第74条（放射線測定器類の管理）、第112条（記録）に規定する。
		6-5	土壌及び湖沼水を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。また、ダストサンブラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。	○	土壌及び湖沼水については、第73条（線量当量等の測定）に規定する。
				○	空気中の放射性物質については、第73条（線量当量等の測定）、第74条（放射線測定器類の管理）に規定している。

第四条（閉じ込めの機能）

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映			
	本文	添付	対応状況	内容		
4-1	別-5	ウランを内包する設備及び機器は、UF6等の取り扱う物質に対して耐腐食性を有する材料を使用し、取扱い圧力に応じた耐圧気密性を確保して放射性物質の漏えいを防止する設計とする。	5-75	（貯蔵設備及び搬送設備） 原料シリンダ、製品シリンダ及び付着ウラン回収容器は、ANSI（American National Standards Institute）規格又はISO（International Organization for Standardization）規格を満たす設計とし、ゲージ圧2.1MPaの耐圧試験により強度を確認したものを使用する。また、中間製品容器は、高圧ガス保安法を満たす設計とし、ゲージ圧2.1MPaの耐圧試験により強度を確認したものを使用する。	○	第30条（加工施設の使用）に規定している。
			5-75	（貯蔵設備及び搬送設備） UF6シリンダ類及び付着ウラン回収容器の移動は、これらのシリンダ等の重量に対して十分な強度を有するクレーン又は運搬台車により行う。	○	第46条（核燃料物質の運搬）に規定している。
			5-76	（カスケード設備及び高周波電源設備） 遠心分離機は、回転体が破損しても外筒（ケーシング）の真空気密性能が十分に保たれるように、破損試験等により裏付けられた強度設計を行う。また、同試験等により安全が確認された回転数以下となるように、高周波電源設備の周波数を制限する遠心機過回転防止機能を設ける（表5-1-1）。	×	高周波電源設備の遠心機過回転防止機能については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
4-2	別-5	UF6の液化を行う均質槽の槽数を、プラント規模（分離作業能力450tSWU/y）に応じて6基から1基に減ずることにより、UF6が漏えいした場合の漏えい量の低減を図る。	5-74	UF6の液化を行う均質槽の槽数を、プラント規模（分離作業能力450tSWU/y）に応じて6基から1基に減ずることにより、UF6が漏えいした場合の漏えい量の低減を図る。	○	第37条の2（均質槽において核燃料物質を大気圧以上で取扱う場合の措置）に規定している。
4-3	別-5	均質槽及び配管カバーの外側には、更にこれらを囲うカバー（以下「防護カバー」という。）を設置するとともに、UF6を取り扱う配管等は、防護カバー、配管カバー、保温材等により覆われていない部分からUF6が直に漏えいしないよう、間仕切り板、カバー又はシート（以下「カバー等」という。）を施工し、UF6の漏えい時に、従事者がUF6及びHFに直接暴露されることを防止する設計とする。	5-80	液体又は気体のUF6が漏えいした場合、UF6と大気中の水分が反応し、UO2F2とHFが生成する。これにより従事者がUF6又はUO2F2に被ばく又は化学的毒性を有するHFに暴露することを防止するため、均質槽、配管部等に防護カバーを設置する。	×	防護カバー、カバー等の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
4-4	別-5	工事等において作業場所に近接するUF6を内包する機器、配管の損傷を防止する措置を講じてUF6の漏えいによる従事者の直接暴露を防止する。また、現場作業時に早期にUF6の漏えいを検知して従事者が速やかに退避できる措置を講じる。	5-74	（液化工程における措置） UF6を内包する設備及び機器の近傍で作業を行う際は、間仕切り板等を設置し、HFに暴露することを防止する。また、早期にUF6漏えいを検知し、従事者が速やかに退避できるように、UF6より検知し易い、可搬式のHF検知警報装置を携帯して作業を行う。	○	第37条（漏えい管理）に規定する。
			5-81	（各設備共通の対策） 従事者への直接暴露を防止するため、UF6を取り扱う配管等は、防護カバー、配管カバー、保温材等により覆われていない部分からUF6が直に漏えいしないようカバー等を設置する。	×	防護カバー、カバー等の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
		<p>5-81 (各設備共通の対策) 保守、更新及び増設工事等のために、運転機器のある管理区域内で工事を行う場合は、運転区域と工事区域を区分し、作業場所に近接する UF6 を内包する機器、配管を工事の際に損傷させないように識別するとともに、UF6 を内包する設備及び機器の近傍で作業を行う際は、間仕切り板等を設置し、HF に暴露することを防止する。</p> <p>5-82 (各設備共通の対策) 現場作業時に早期に UF6 漏えいを検知し、従事者が速やかに退避できるように、UF6 より検知し易い、可搬式の HF 検知警報装置を携帯して作業を行う。</p> <p>5-82 (各設備共通の対策) 地震の発生を検知して警報を発し、速やかに従事者が退避することができるように警報装置を設ける。</p> <p>5-75 (貯蔵設備及び搬送設備) UF6 シリンダ類及び付着ウラン回収容器は、落下試験により閉じ込め性を維持できることを確認した高さ(シリンダ 1 段積みで 1.2m 及びシリンダ 2 段積みで 1.85m)以上に吊り上げることを防止する吊り上げ高さ制限インターロック及び電源喪失時に吊り上げ状態を維持する保持機能を設ける(表 5-1-4)。</p> <p>5-72 (UF6 処理設備) 加熱中に原料シリンダ内の圧力又は温度が異常に上昇した場合は、大気圧を超えない範囲又は管理温度を超えない範囲で、警報を発するとともに自動的に加熱用温水の供給を停止する圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロックを設ける(表 5-1-2)。</p>	○	第 37 条(漏えい管理)に規定する。
			○	第 37 条(漏えい管理)に規定する。
			×	警報装置の設置については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
			○	従事者退避については、添付 1(火災防衛活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4(文書の整備)に規定する。
			○	第 35 条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)、第 40 条(吊上げ高さ制限)に規定している。
			○	第 35 条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)に規定している。
4-5	別-6	<p>UF6 の加熱については、加熱する UF6 シリンダ類及び付着ウラン回収容器に熱的制限値を定めるとともに、熱的制限値を超えない範囲で温度管理値を定めて加熱する設計とし、加熱温度の上昇を防止するためのインターロックを設置する設計とする。また、漏えいの発生を防止するためのインターロックの設置、機器の脱着時に行うリークテスト等により漏えいの発生を防止する設計とする。</p> <p>5-72 (UF6 処理設備) 加熱用温水の温度が上昇した場合も同様に温水ユニット温度高高による加熱停止のインターロックを設ける(表 5-1-2)。</p> <p>5-72 (UF6 処理設備) 加熱中にコールドトラップ内の圧力又は温度が異常に上昇した場合は、大気圧を超えない範囲又は管理温度を超えない範囲で、警報を発するとともに自動的に熱源を切る圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロックを設ける(表 5-1-2)。</p> <p>5-75 (UF6 処理設備) 機器及び配管内の UF6 圧力は、大気圧未満とする。機器及び配管は、溶接、耐 UF6 用ガスケット使用のミノ型フランジ継手等により漏えいのない構造とし、リークテストにより漏れのないことを確認する。</p> <p>5-75 (UF6 処理設備) 製品回収槽及び廃品回収槽の UF6 回収時に、UF6 シリンダ類への過充填を防止するため、最大充填量に達する前に警報を発するとともに、自動的に充填を停止するインターロックを設ける(表 5-1-2)。</p> <p>5-75 (UF6 処理設備) ロータリポンプが停止した場合に、ロータリポンプの入口弁を自動的に閉とし、UF6 を工程内に閉じ込めるインターロックを設ける(表 5-1-2)。</p>	×	温水ユニット温度高高による加熱停止のインターロックの設置については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
○	第 35 条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)に規定している。			
○	第 37 条(漏えい管理)に規定している。			
○	第 35 条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)に規定している。			
×	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロックの設置については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。			

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
		5-75 (UF6 処理設備) 製品コールドトラップ及び廃品コールドトラップのガス移送時に、ガス移送配管の圧力が上昇（ただし大気圧以下）した場合には、コールドトラップの移送停止及び回収側の槽の回収を停止するガス移送ヘッド配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロックを設ける（表 5-1-2）。	×	ガス移送ヘッド配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロックの設置については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
		5-75 (UF6 処理設備) 廃品コールドトラップから廃品回収槽へのガス移送時に廃品回収槽の故障に伴う回収停止が発生した場合に、系内の圧力の上昇を避けるため、待機中の廃品回収槽が自動で回収する廃品回収槽回収停止による待機槽回収開始インターロックを設ける（表 5-1-2）。	×	廃品回収槽回収停止による待機槽回収開始インターロックの設置については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
		5-72 (均質・ブレンディング設備) 加熱中に原料シリンダ、製品シリンダ、劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダ及び中間製品容器内の圧力又は温度が異常に上昇した場合は、UF6 を大気圧未満で取り扱う場合においては大気圧を超えない範囲又は管理温度を超えない範囲で、均質槽で中間製品容器内の UF6 の液化を行う場合においては液化操作時の管理圧力又は管理温度を超えない範囲で、警報を発するとともに自動的に熱水の供給を停止する圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロックを設ける（表 5-1-3）。	○	第 35 条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）に規定している。
		5-72 (均質・ブレンディング設備) 本項（イ）の(2)に述べたとおり圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロックを設ける（表 5-1-3）。	○	第 35 条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）に規定している。
		5-77 (均質・ブレンディング設備) UF6 を取り扱う機器及び配管は、溶接、耐 UF6 用ガスケット使用のミノ型フランジ継手等により漏えいのない構造とし、リークテストにより漏れのないことを確認する。	○	第 37 条（漏えい管理）に規定している。
		5-78 (均質・ブレンディング設備) 均質槽、製品シリンダ槽及び原料シリンダ槽の UF6 回収時に、UF6 シリンダ類への過充填を防止するため、最大充填量に達する前に警報を発するとともに、自動的に充填を停止するインターロックを設ける（表 5-1-3）。	○	第 35 条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）に規定している。
		5-78 (均質・ブレンディング設備) ロータリポンプが停止した場合に、ロータリポンプの入口弁を自動的に閉とし、UF6 を工程内に閉じ込めるインターロックを設ける（表 5-1-3）。	×	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロックの設置については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
		5-78 (均質・ブレンディング設備) UF6 の液化中及び UF6 シリンダ類の交換中の誤操作により、UF6 と大気が接触することを防止するため、移送弁が開とならない誤操作防止のインターロックを設ける（表 5-1-3）。	○	第 35 条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）に規定している。
		5-78 (均質・ブレンディング設備) サンプル小分け装置のサンプルシリンダ内の圧力又は温度が異常に上昇した場合は、管理圧力又は管理温度を超えない範囲で、警報を発するとともに、自動的にヒータの電源を停止するサンプルシリンダ圧力異常高又は小分け装置温度異常高による加熱停止のインターロックを設ける（表 5-1-3）。	×	サンプルシリンダ圧力異常高又は小分け装置温度異常高による加熱停止のインターロックの設置については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
		5-78 (均質・ブレンディング設備) 減圧槽が故障した場合に、自動的に均質槽の加熱を停止する減圧槽故障による均質槽加熱停止インターロックを設ける（表 5-1-3）。	×	減圧槽故障による均質槽加熱停止のインターロックの設置については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
		5-78 (均質・ブレンディング設備) 中間製品容器からのUF6の漏えい等により均質槽内の圧力が通常使用圧力より有意に上昇した場合に、自動的に均質槽の加熱を停止する均質槽内圧力異常高による運転停止のインターロックを設ける(表5-1-3)。	×	均質槽内圧力異常高による運転停止のインターロックの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
		5-78 (均質・ブレンディング設備) 局所排風機が2台停止した場合に、均質槽及びサンプル小分け装置の加熱を停止する2号局所排風機2台停止による加熱停止インターロックを設ける(表5-1-3、表5-1-5)。	×	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロックの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
		5-78 (均質・ブレンディング設備) 槽間のガス移送時に、回収側の槽類の圧力が上昇(ただし大気圧以下)した場合に、移送元の移送停止及び回収側の槽の回収を停止する回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロックを設ける(表5-1-2、表5-1-3)。	×	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロックの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
		5-78 均質槽の扉開放時は、工程用モニタにより槽内にUF6の漏えいがないことを確認する。	○	第37条(漏えい管理)に規定している。
		5-72 (付着ウラン回収設備) 万一、加熱中に付着ウラン回収容器内の圧力又は温度が異常に上昇した場合は、大気圧を超えない範囲又は管理温度を超えない範囲で、警報を発するとともに自動的に加熱を停止する圧力異常高又は内温度異常高による加熱停止のインターロックを設ける(表5-1-5)。	○	第35条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)に規定している。
		5-73 (付着ウラン回収設備) 万一、加熱中にコールドトラップ内の圧力又は温度が異常に上昇した場合は、大気圧を超えない範囲又は管理温度を超えない範囲で、警報を発するとともに自動的に熱源を切る圧力異常高又は内温度異常高による加熱停止のインターロック及び圧力異常高により冷却運転に切り替えるインターロックを設ける(表5-1-5)。	○	第35条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)に規定している。
		5-80 (付着ウラン回収設備) 機器及び配管内のUF6、IF5及びIF7の圧力は大気圧以下とする。機器及び配管は、溶接等により漏えいのない構造とし、リークテストにより漏れのないことを確認する。	○	第37条(漏えい管理)に規定している。
		5-80 (付着ウラン回収設備) 付着ウラン回収容器への回収時に、付着ウラン回収容器への過充填を防止するため、最大充填量に達する前に警報を発するとともに、自動的に充填を停止するインターロックを設ける(表5-1-5)。	○	第35条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)に規定している。
		5-83 (管理廃水処理設備) 貯槽類は必要に応じて液面が槽上端を超えない範囲で、警報を発するとともに自動的に送液側のポンプ又は供給弁を閉じる受入れ停止による漏えい防止機能(表5-1-5)又は連通管を設ける。	○	第35条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)に規定している。
		5-83 (管理廃水処理設備) ピットには、液面が槽上端を超えない範囲で警報を発する液面計による漏えい防止機能を設ける(表5-1-5)。	○	第35条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)に規定している。
		5-76 (UF6処理設備) 第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5強〜6弱程度(第2類の地震力に相当するおおよそ250Gal程度))を検知して警報を発し、現場の従事者を速やかに退避させるとともに、自動的に発生槽、製品コールドトラップ、廃品コールドトラップ及び一般パージ系コールドトラップの加熱を停止し、UF6を閉じ込める地震発生時の加熱停止のインターロックを設ける(表5-1-2)。	×	地震発生時の加熱停止インターロックの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
		5-76 (UF6 処理設備) 竜巻や森林火災の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF6 を発生槽内の原料シリンダ、製品コールドトラップ、廃品コールドトラップ及び一般パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置を実施するための管理体制、判断基準、対処等に関する手順を定める。さらに、保安規定にて、手順を定めることを明確にする。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
		5-77 (カスケード設備及び高周波電源設備) 第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5強～6弱程度(第2類の地震力に相当するおおよそ250Gal程度))を検知して、警報を発し、現場の従事者を速やかに退避させるとともに、カスケード設備のUF6をカスケード排気系で排気する地震発生時のカスケード排気のインターロックを設ける(表5-1-1)。	×	地震発生時のカスケード排気のインターロックの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
		5-77 (カスケード設備及び高周波電源設備) 竜巻や森林火災の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめカスケード設備のUF6をカスケード排気系で排気する措置を講じる。これらの措置を実施するための管理体制、判断基準、対処等に関する手順を定める。また、保安規定にて、手順を定めることを明確にする。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
		5-79 (均質・ブレンディング設備) 地震発生時の液化の自動停止操作に替えて、第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5強～6弱程度(第2類の地震力に相当するおおよそ250Gal程度))を検知して警報を発し、現場の従事者を速やかに退避させるとともに、自動的に緊急遮断弁(均質槽元弁)及び局所排気系ダクトのダンパを閉じ、均質槽、製品シリンダ槽、原料シリンダ槽、均質パージ系コールドトラップ及びサンプル小分け装置の加熱を停止し、UF6を閉じ込めるインターロックを設ける(表5-1-3)。	×	地震発生時の加熱停止インターロックの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
		5-79 (均質・ブレンディング設備) 竜巻や森林火災の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止しUF6を均質槽、製品シリンダ槽及び原料シリンダ槽内のUF6シリンダ類並びにサンプル小分け装置内のサンプルシリンダ及びサンプルチューブ、均質パージ系コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置を実施するための管理体制、判断基準、対処等に関する手順を定める。さらに、保安規定にて、手順を定めることを明確にする。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
		5-80 (付着ウラン回収設備) 第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5強～6弱程度(第2類の地震力に相当するおおよそ250Gal程度))を検知して警報を発し、現場の従事者を速やかに退避させるとともに、自動的にUF6回収槽及び混合ガスコールドトラップの加熱を停止し、UF6を閉じ込める地震発生時の加熱停止のインターロックを設ける(表5-1-5)。	×	地震発生時の加熱停止インターロックの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文	添付	対応状況	内容		
			5-81	(付着ウラン回収設備) 竜巻や森林火災の発生等、事象の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から本施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合には、あらかじめ加熱を停止し、UF6、IF5 及び IF7 を UF6 回収槽の付着ウラン回収容器、混合ガスコールドトラップ及び IF7 コールドトラップ内に閉じ込める措置を講じる。これらの措置を実施するための管理体制、判断基準、対処等に関する手順を定める。さらに、保安規定にて、手順を定めることを明確にする。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
			5-79	(均質・ブレンディング設備) 均質槽及びサンプル小分け装置の加熱を停止する工程用モニタ HF 濃度高による UF6 漏えい拡大防止のインターロック (表 5-1-3、表 5-1-5) を設け、排気が工程用モニタからダンパに到達する時間は、ダンパの切り替えに要する時間より十分長くなる排気風速とダクト長とすることにより、UF6 を配管カバー及びその排気系統内に閉じ込める設計とする。	×	工程用モニタ HF 濃度高による UF6 漏えい拡大防止のインターロックの設置については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
			5-80	(均質・ブレンディング設備) UF6 の漏えいが発生した際の従事者の避難について、UF6 又は UO2F2 に被ばく又は HF に暴露しにくい場所に避難経路及び一時避難エリアをあらかじめ設定する。これにより、従事者を安全に避難させる。	○	第 97 条 (安全避難通路) に規定する。
			5-80	(均質・ブレンディング設備) 2 号発回均質室の均質槽周りの漏えい状況及び従事者の退避状況を確認するための監視カメラを配備する。	×	監視カメラの設置については、工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
			5-80	(均質・ブレンディング設備) 万一、均質槽から UF6 が漏えいした場合に備え、化学防護服、除染用具、薬品、車輪付き担架等の必要な資機材を配備する。	○	添付 2 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針) 1.3 (資機材の配備) に規定する。
			5-82	(各設備共通の対策) 放射性固体廃棄物は、鋼製ドラム缶等の容器に封入し、放射性物質が漏えいしない設計とする。	○	第 59 条の 2 (放射性固体廃棄物) に規定している。
			4-6	別-6	地震等の本施設へ影響を及ぼす可能性がある自然現象が発生又は発生が予測される場合は、運転を停止する設計とする。	5-82
			5-82	第 1 種管理区域の気圧は、排気設備により、管理区域のうち、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域 (以下「第 2 種管理区域」という。)、非管理区域及び建屋外より負圧に維持し、第 1 種管理区域の空気が排気設備を通らずに外部へ漏えいすることを防ぐ設計とし、第 1 種管理区域が正圧とならない範囲で、警報を発する設計とする。	○	第 37 条 (漏えい管理) に規定している。
			5-82	第 1 種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、起動時には排風機が送風機より先に起動し、停止時には送風機が排風機より先に停止する第 1 種管理区域の排気機能維持を設ける (表 5-1-5)。	○	第 35 条 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) に規定している。
			5-82	排風機の故障時には、予備の排風機を起動し、排気設備の運転を継続する。	○	第 35 条 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) に規定している。

第五条 (火災等による損傷の防止)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文		添付	対応状況	内容	
5-1	別-6	分析室等でアセトン等を使用するが、取扱量を制限することから本施設の安全性に影響を与えるような爆発が発生することは考えられない。これらのことから、本施設では、潤滑油、電気・計装系の火災を想定し、対策を講じる。	5-84	分析室等で使用するアセトン等は、取扱量を制限する。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.4 (文書の整備) に規定する。
			5-84	潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器に封入する設計とし、使用済みの潤滑油は、金属製の容器に封入して保管する。第1種管理区域内で発生した潤滑油及び保管廃棄した機械油は、吸着剤を添加し、固化化することにより、固体廃棄物として保管廃棄する。	○	第60条の3 (機械油) に規定している。
			5-84	管理区域内は火気の使用を制限する手順を定める。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.4 (文書の整備) に規定する。
			5-84	火災につながる異常を早期に発見できるように、日常の巡視点検及び監視を行う。	○	第83条 (火災の早期発見のための巡視体制) に規定している。
5-2	別-7	本施設は、火災の拡大を防止するために、消防法に従い適切な火災感知設備及び消火設備を設ける設計とする。	5-84	本施設内には、自動火災報知設備を設置し、中央制御室に警報を発する設計とする。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.4 (文書の整備) に規定する。
			5-85	既許可申請において火災感知設備を設置していなかったウラン貯蔵・廃棄物建屋及びウラン濃縮廃棄物建屋に火災感知設備を設置する。	×	火災感知設備の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
5-3	別-7	火災感知設備の設置に当たり、コールドトラップ及び均質槽の周辺には、近接して可燃性の機械油を内包する機器があることから、火災を早期に感知するため、感知方法の異なる種類の火災感知設備及び温度センサを組み合わせて多様化を図る設計とする。	5-85	コールドトラップ及び均質槽には、近接して可燃性の機械油を内包する機器があることから、火災を早期に感知するため、火災感知設備及び温度センサを組み合わせて多様化を図る設計とする。	×	火災感知設備及び温度センサの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
5-4	別-7	コールドトラップ及び均質槽の周辺には、遠隔消火設備を設置する。	5-85	コールドトラップ及び均質槽には、従事者が火災の発生している室に立ち入らずに、早期にかつ確実に消火できるよう遠隔操作により消火を行う設備 (以下「遠隔消火設備」という。)を設置する。 遠隔消火設備は固定式とし、遠隔消火設備に用いる消火剤及び遠隔消火設備の起動スイッチの設置場所は、火災区域 (UF6を内包する機器を設置する防火区画) 外とする。 また、遠隔消火設備による消火は、ハロン消火剤によって消火するものとし、万一、ハロン消火剤による遠隔消火ができなかった場合を考慮し、二酸化炭素消火剤を併設する。	×	遠隔消火設備の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
5-5	別-8	本施設内の消防法に基づき設定する防火区画のうち、UF6を内包する設備及び機器を設置する防火区画を火災区域として設定する。	5-86	消防法に基づき設定する本施設内の防火区画のうち、UF6を内包する機器を設置する防火区画を火災区域として設定する。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.4 (文書の整備) に規定する。
5-6	別-8	火災発生時の本施設の消火活動を行うため、通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員を常駐させ、火災発生時には自衛消防隊を編成する体制の整備を行う。	5-85	本施設内には、火災の消火に必要な容量を有する消火器等の消火設備を設置する設計とし、警報又は現場にて火災を確認した者は、通報・連絡を行うとともに現場にて、初期消火を行う。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.4 (文書の整備) に規定する。
			5-87	火災発生時の本施設の消火活動等を行うため、通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員を常駐させ、火災発生時には自衛消防隊を編成する体制の整備を行う。 なお、自衛消防隊については、本部、実施組織及び支援組織を設けるとともに必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確にする。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.1 (要員の配置) に規定する。
5-7	別-8	本施設を対象とした消火活動を実施するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 (平成25年6月19日 原規技発第1306195号 原子力規制委員会決定)」を参考に、火災防護計画を策定し、計画を実施するために必要な手順、安全機能を防護するための防火管理、感知・消火及び影響軽減対策に係る事項、自衛消防隊に係る事項等を定める。	5-85	二酸化炭素消火剤を使用する際は、遠隔消火設備を設置した室からの人の退避が完了した後に使用する。	×	遠隔消火設備の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
			5-85	火災の早期感知・消火ができない状態において火災が発生した場合に、UF6漏えいが発生するおそれのあるときは、コールドトラップの運転は12基以下に制限する。	○	第30条 (加工施設の使用) に規定する。
			5-85	火災発生時に従事者が消火活動を実施する際、消火活動を円滑に実施するため、防火服及び空気呼吸器を配備する。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.3 (資機材の配備) に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映		
	本文	添付	対応状況	内容	
		5-86	火災によって UF6 を内包する設備及び機器の閉じ込めが担保できない状態が想定される場合には、生産運転停止操作として、均質槽の液化運転等の設備の加熱を停止するとともに、カスケード設備は UF6 を排気回収する。また、状況に応じて送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。	○	添付 1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.4 (文書の整備) に規定する。
		5-86	火災発生時に現場へ急行するために必要な経路 (アクセスルート) 上には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しない設計とする。	○	添付 1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.4 (文書の整備) に規定する。
		5-86	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関して、措置を講じる。	○	添付 1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1. (火災) に規定する。
		5-87	本施設を対象とした消火活動等を実施するため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 (原規技発第 1306195 号 平成 25 年 6 月 19 日 原子力規制委員会決定)」を参考に、火災防護計画を策定し、計画を実施するために必要な手順、安全機能を防護するための防火管理、感知、消火及び影響軽減対策に係る事項、自衛消防隊に係る事項等を定める。 また、保安規定にて、火災防護計画を定めることを明確にする。	○	添付 1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1. (火災) に規定する。
		5-87	火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法を定める。 また、可燃物の管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物による火災の発生防止のため、可燃物の数量及び保管方法を定める。	○	添付 1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.4 (文書の整備) に規定する。
		5-88	火災の早期感知を行うため、火災感知設備の多様化等の対応方針を定める。 また、火災発見時の消火活動における初動対応を定める。さらに、管理区域内で火災が発生し、消火活動のために管理区域内へ立ち入る場合の装備、出入管理方法について定める他、管理区域から避難する場合の対応、負傷者の搬出について定める。 本施設内の火災に対して、二酸化炭素消火剤等の薬剤を用いた消火等の方法について定める。	○	添付 1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.4 (文書の整備) に規定する。
		5-88	火災が発生し、本施設へ影響を与えると判断した場合において実施する均質・プレndering 設備の均質槽の液化運転停止、各設備の槽類の加熱停止、カスケード設備の UF6 の排気回収、状況に応じて実施する送排風機停止・ダンパ閉止の措置に係る事項を定める。 また、火災影響評価の概要を記載するとともに、再評価を行う必要がある場合の条件を定める。	○	添付 1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.4 (文書の整備) に規定する。
		5-88	防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項を定める。 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項を定める。	○	添付 1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1.4 (文書の整備) に規定する。
				×	火災感知設備の多様化等については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。

第六条 (安全機能を有する施設の地盤)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
-	-	-	-	-

第七条 (地震による損傷の防止)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容				保安規定への反映	
	本文		添付		対応状況	内容
-	-	-	-	-	-	-

第八条 (津波による損傷の防止)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容				保安規定への反映	
	本文		添付		対応状況	内容
-	-	-	-	-	-	-

第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容				保安規定への反映	
	本文		添付		対応状況	内容
9-1	別-12	(竜巻) 飛来物となり得る資機材のうち、竜巻防護対策によって防護できない可能性のあるものは、固縛、退避、撤去の必要な措置をすることで設計飛来物としない。また、敷地内の車両については、退避又は固縛の措置を講ずることにより、設計飛来物としない。	5-47	(竜巻) 竜巻影響評価ガイドを参考にプラントワークダウンによる敷地全体を俯瞰した調査及び検討を行い、敷地内の資機材等の設置状況を踏まえ、竜巻防護施設に衝突する可能性のある飛来物を抽出する。抽出した飛来物に竜巻影響評価ガイドに例示される飛来物を加え、それぞれの寸法、質量及び形状から飛来の有無を判断し、運動エネルギー及び貫通力を考慮して、竜巻防護対策によって防護が出来ない可能性があるものは、固縛、建屋内収納又は撤去により飛来物とならないようにする。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
9-2	別-12	(竜巻) 「建屋により防護する施設」については、建屋が設計荷重による影響を受けない設計とする。具体的には、建屋が設計荷重に対して主架構の構造健全性が維持されるとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護施設が閉じ込め機能を損なわない設計とする。設計飛来物の衝突に対しては、貫通が防止でき、かつ、衝撃荷重に対して健全性が確保できる堅固な建物・構築物で保護する設計とする。	5-45	(竜巻) 竜巻防護施設のうち、損傷時の漏えいによる影響度の大きい均質槽は建屋(2号発回均質棟)による防護を基本とし、「建屋により防護する施設」と分類する。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
			5-50	(竜巻) 建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟の開口部(扉、シャッター)のうち、設計飛来物の進入により均質槽の安全機能に影響を与え得るおそれのある開口部(扉、シャッター)には、防護板等により設計飛来物の進入を防止する設計とする。	×	防護板等の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
9-3	別-13	(竜巻) 「設備又は運用により防護する施設」については、建屋への設計飛来物の衝突により安全機能を損なうおそれがある場合には、竜巻の襲来が予想される際にUF6を排気回収する等の設備又は運用による竜巻防護対策を実施することにより安全機能を損なわない設計とする。	5-46	(竜巻) 設計飛来物に対し、防護が期待できない建屋(中央操作棟、2号カスケード棟、Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫、ウラン貯蔵・廃棄物庫、1号発回均質棟、1号カスケード棟、Aウラン濃縮廃棄物建屋、Bウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋)に収納される竜巻防護施設は、UF6を固体状態あるいは大気圧以下の状態で取り扱う施設又は固体廃棄物を取り扱う施設であり、損傷時の影響度が小さいことから、設備又は運用による竜巻防護対策を実施することとし、「設備又は運用により防護する施設」と分類する。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
			5-46	(竜巻) 2号発回均質棟に収納する機器のうち、均質槽以外の竜巻防護施設は、建屋の開口部から進入する設計飛来物に対し、建屋による防護が期待できない可能性があるが、損傷時の影響度は小さいことから「設備又は運用により防護する施設」とする。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容	
		5-51 (竜巻) 2号カスケード棟のカスケード設備内のUF6は、竜巻の襲来が予想される場合には、2号発回均質棟のケミカルトラップに排気回収する。	○	添付1(火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針)2.4(文書の整備)に規定する。	
		5-51 (竜巻) 廃棄施設において保管廃棄した固体廃棄物のドラム缶等については、固縛により飛散を防止する。	×	ドラム缶等の固縛については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。	
9-4	別-13 (竜巻) 本施設の北側近傍に公道があることから、公道車両の飛来距離範囲にある損傷時の漏えいによる影響度の大きい均質・ブレンディング設備の均質槽を収納する2号発回均質棟については、均質槽の閉じ込め機能に影響を与えないよう対策を講じる。	5-52 (竜巻) 本施設の北側近傍に公道があることから、竜巻が襲来した場合に公道車両が飛来し、損傷時の漏えいによる影響度の大きい均質槽を収納する2号発回均質棟に衝突する可能性がある。このため、公道の車両が設計飛来物になる可能性を考慮し、飛来が想定される車両により均質槽の閉じ込め機能が影響を受けない設計とする。	×	均質槽の閉じ込め機能に影響を与えない対策(防護板等の設置)については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。	
9-5	別-13 (竜巻) 竜巻対策として、資機材等の設置状況を踏まえ、飛来物となる可能性のあるもので、飛来した場合の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物よりも大きなものに対する固縛、建屋内への収納又は敷地内からの撤去を実施することを手順に定める。	5-52 (竜巻) 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じて固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去を実施することを手順に定める。	○	添付1(火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針)2.4(文書の整備)に規定する。	
9-6	別-13 (竜巻) 敷地構内の車両については、入構を管理するとともに、飛来対策区域を設定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は退避を実施することを手順に定める。	5-47 (竜巻) 敷地内の車両については、入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域(以下「飛来対策区域」という。)を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外へ退避することにより、飛来物とならないよう管理を行うことから、設計飛来物として考慮しない。	○	添付1(火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針)2.4(文書の整備)に規定する。	
		5-52 (竜巻) 車両に対しては、敷地内への入構管理を行うとともに、停車場に応じた退避又は固縛の措置を手順書に定める。	○	添付1(火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針)2.4(文書の整備)に規定する。	
9-7	別-13 (竜巻) 飛来対策区域は、車両の最大飛来距離を算出した結果に保守性を考慮し設定する。	5-52 (竜巻) 飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟と車両との間に取るべき離隔距離を考慮して設定する。	○	添付1(火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針)2.4(文書の整備)に規定する。	
9-8	別-14 (竜巻) 竜巻の襲来が予想される場合には、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止するとともに、カスケード設備は、UF6を排気回収する手順を定める。	5-52 (竜巻) 気象庁から発表される雷注意報等により、竜巻の発生のおそれが予想される場合には、事前の生産運転停止により設備内のUF6を固体化するものとし、これらの操作を実施する時期の判断基準を手順書に定める。	○	添付1(火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針)2.4(文書の整備)に規定する。	
9-9	—	5-52 (竜巻) 竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、教育・訓練を定期的実施する。	○	添付1(火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針)2.2(教育・訓練の実施)に規定する。	
9-10	別-15 (外部火災) 発火点から防火帯までの火炎到達時間を算出し、消火活動による延焼防止の手順を定めることで、防護対象安全機能を損なわない設計とする。	5-54 (外部火災) 敷地内に消防自動車等の消火設備を配備するとともに、通報連絡者及び初期消火活動のため自衛消防隊を本施設内に常駐させる。	○	添付1(火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針)2.3(資機材の配備)、2.4(文書の整備)に規定する。	
			×	消防専門隊の常駐、消防自動車の配備については、配備が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。	

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
		5-54 (外部火災) 火災発生時の対応については、火災防護計画を定める方針とする。火災防護計画の具体的な内容としては、散水により防火帯外側、建屋外壁等へ熱影響を緩和する等の措置を講じる方針とする。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
		5-54 (外部火災) 航空機燃料からの有毒ガス、輻射熱を考慮し、防火服等の装備品を整備する。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.3 (資機材の配備) に規定する。
		5-62 (外部火災) 外部火災発生時には、本施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動を実施する。また、外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び消火班等の初期消火活動に必要な要員は、本施設に常駐することとし、外部火災発生時には、濃縮事業部長等により編成する自衛消防隊を設置する。	○ ×	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.3 (資機材の配備)、2.4 (文書の整備) に規定する。 初期消火活動に必要な要員 (消火専門隊) の常駐については、配備が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
		5-63 (外部火災) 外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理を適切に実施するための対策を火災防護計画等に定める。また、保安規定にて、火災防護計画を定めることを明確にする。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 1. (火災) に規定する。
		5-63 (外部火災) a. 防火帯の維持及び管理においては、手順を整備する。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
		5-63 (外部火災) b. 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設的设计変更に当たっては、外部火災によって、防護対象安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する手順を整備する。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
		5-63 (外部火災) c. 敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動については、消防自動車 (化学消防自動車) 等の消防資機材を用いて実施する手順を整備する。また、航空機墜落火災による有毒ガスや輻射熱等を考慮し、消火活動に必要な資機材を整備する。なお、敷地内外の外部火災発生時に実施する消火活動には、建屋外壁への散水活動を含む。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.3 (資機材の配備)、2.4 (文書の整備) に規定する。
		5-63 (外部火災) d. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順に関する教育並びに総合的な訓練を定期的に行う手順を整備する。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.2 (教育・訓練の実施)、2.4 (文書の整備) に規定する。
		5-63 (外部火災) e. 本施設敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する手順を整備する。また、FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析等を実施する手順を定める。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
		5-63 (外部火災) f. 上記 b. 及び e. に記載する事項以外に外部火災の評価の条件等に変更があった場合においても、防護対象安全機能への影響評価を実施する手順を定める。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
		5-63 (外部火災) g. 外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、本施設のリスク低減を目的に運転を停止し、必要に応じて消火活動等の支援を行うように手順等を整備する。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文		添付	対応状況	内容	
9-11	別-16	(外部火災) 濃縮工場の特徴から安全を確保する上で常時機能維持が必要な動的機能はなく、UF6を鋼製の容器等に密閉して取扱っており、ばい煙等が本施設へ影響を与えるおそれがある場合においても、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止し、送排風機の停止・ダンパを閉止するとともに、カスケード設備はUF6を排気回収することにより、防護対象安全機能が損なわれないことから、ばい煙等の外部火災による二次的影響に対する防護設計は不要である。	5-62	(外部火災) 濃縮工場の特徴から安全を確保する上で常時機能維持が必要な動的機器はなく、UF6を鋼製の容器等に密閉して取り扱っており、ばい煙等が本施設へ影響を与えるおそれがある場合においても、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止し、送排風機の停止・ダンパを閉止するとともに、カスケード設備はUF6を排気回収することにより、防護対象安全機能が損なわれないことから、ばい煙等の外部火災による二次的影響に対する防護設計は不要である。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
9-12	別-18	(火山の影響) UF6を内包する設備及び機器のうち2号カスケード棟のカスケード設備は、火山事象が予想される場合に、内部のUF6の排気回収を行い、建屋により防護を行う2号発回均質棟のケミカルトラップに回収するとともに、送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。	5-67	(火山の影響) UF6を内包する設備及び機器のうち2号カスケード棟のカスケード設備は、火山事象が予想される場合に、内部のUF6の排気回収を行い、建屋により防護を行う2号発回均質棟のケミカルトラップに回収するとともに、送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
9-13	別-18	(火山の影響) 降下火砕物の堆積が確認された場合は除去作業を行うとともに、防護対象施設への影響を確認するため点検を実施するものとし、その手順書を整備する。	5-67	(火山の影響) 降下火砕物の堆積が確認された場合は除去作業を行うとともに、防護対象施設への影響を確認するため点検を実施するものとし、その手順書を整備する。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。

第十条 (加工施設への人の不法な侵入等の防止)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映	
	本文		添付	対応状況	内容
-	-	-	-	-	-

第十一条 (溢水による損傷の防止)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文		添付	対応状況	内容	
11-1	別-22	機器等への被水による短絡火災等が発生しないように、不燃性の防護板を配管架構部等に設置することで機器等が被水しない設計とする。	5-92	被水した設備及び機器から短絡火災及びプラントの監視機能の喪失が発生しないよう、不燃性の防護板を配管架構部等に設置することで設備及び機器が被水しない設計とする。防護板の設置イメージを図5-11に示す。	×	不燃性防護板の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
11-2	別-22	被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合は、計装盤・監視操作盤等の電源を断とする。	5-93	被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合は、計装盤等の電源を断とする。	○	添付1 (火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針) 2.4 (文書の整備) に規定する。
11-3	別-23	溢水が事故時の作業の妨げにならないよう遮断弁を設置することで溢水量を低減する設計とする。 なお、遮断弁はフェイルクローズとし、動力源を喪失した場合は自動で閉となる設計とする。	5-92	管理区域内での溢水量を低減するため、管理区域に隣接する室に遮断弁を設置する設計とする。また、遮断弁は、動力源を喪失した場合にも自動で閉となるようフェイルクローズとする。遮断弁設置箇所の概略を図5-12に示す。	×	遮断弁の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
11-4	別-23	第1種管理区域内の溢水が、所定の放出経路を通らずに建屋外へ漏えいしないよう扉部に堰等を設置する設計とする。 なお、堰の高さについては、水面の変動を考慮した溢水高さを確保する設計とする。	5-92	第1種管理区域内で溢水した水が所定の経路を通らずに建屋外へ漏えいしないよう、扉部に堰等を設置する。堰の高さについては、算出した溢水高さに溢水時の水面の変動を考慮し、十分な裕度を確保した高さとする。堰の設置箇所概略を図5-13に示す。	×	扉部への堰等の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
11-5	別-23	管理廃水処理設備の貯槽類においては、放射性物質を含む液体の漏えい及び汚染の拡大を防止するため、堰、水位検出器、インターロック等を設置する。	5-93	管理廃水処理設備の貯槽類においては、放射性物質を含む液体の漏えい及び汚染の拡大を防止するため、堰、水位検出器、インターロック等を設置する。	○	第35条 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) に規定している。
11-6	別-23	2号中間室、付着ウラン回収廃棄物室の扉については、没水高さを極力軽減するために水が流出し易い扉にする。	5-93	2号中間室、付着ウラン回収廃棄物室の扉については、没水高さを軽減するために水が流出し易い扉にする。	×	2号中間室、付着ウラン回収廃棄物室扉の変更については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。

第十二条 (誤操作の防止)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容				保安規定への反映	
	本文		添付		対応状況	内容
12-1	別-23	運転員の誤操作を防止するため、監視操作盤等の配置、区画、色分け、系統及び機器の識別表示、機器及び弁等の施錠等の措置を講じる。	5-93	本施設は、運転員の誤操作を防止するため、監視操作盤等の配置、区画、色分け、系統及び機器の識別表示、機器及び弁等の施錠等の措置を講じる。	○	第33条(操作上の一般事項)に規定する。
12-2	別-24	機器及び弁類は、運転員が機器及び弁類の運転状態を把握するために開閉状態等の機器の状態をタグ等によって表示を行う。また、不必要な操作を防止するため施錠等を行う。	5-93	機器及び弁類は、運転員が機器及び弁類の運転状態を把握するために開閉状態等の機器の状態をタグ等によって表示を行う。また、不必要な操作を防止するため施錠等を行う。	○	第33条(操作上の一般事項)に規定する。

第十三条 (安全避難通路等)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容				保安規定への反映	
	本文		添付		対応状況	内容
13-1	別-24	建屋の人の立ち入る区域から出口までの通路、階段を安全避難通路として設定し、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。	5-94	建屋の人の立ち入る区域から出口までの通路、階段を安全避難通路として設定し、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。	○	第97条(安全避難通路)に規定する。
13-2	別-24	誘導灯及び非常用照明を設ける設計とする。誘導灯及び非常用照明は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。	5-94	誘導灯及び非常用照明を設ける設計とする。誘導灯及び非常用照明は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。	○	第97条(安全避難通路)に規定する。
13-3	別-24	対処に必要な時間余裕等も踏まえた上で、設計基準事故の対応に必要な可搬式照明を配備する。	5-94	対処に必要な時間余裕等も踏まえた上で、設計基準事故の対応に必要な可搬式照明を配備する。	○	第97条(安全避難通路)に規定する。
13-4	別-24	UF6の漏えいが発生した場合、管理区域内の従事者はモニタエリアに退避する。均質槽からの漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合は、一時退避エリアの予備室又は搬入室へ一時退避する。屋外へ退避可能な場合は、非常扉から屋外へ退避する。	5-94	UF6の漏えいが発生した場合、管理区域内の従事者はモニタエリアに退避する。均質槽からの漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合は、一時退避エリアの予備室又は搬入室へ一時退避する。屋外へ退避可能な場合は、非常扉から屋外へ退避する。	○	第97条(安全避難通路)に規定する。
13-5	—	—	5-98	設計基準事故時等において用いる携帯用照明器具、照明装置、発電機等は、予備機を含めて必要な数量を用意し、事故時の活動に必要な場所で使用できるように配備する。	○	第96条(非常時用機材の整備)に規定する。

第十四条 (安全機能を有する施設)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容				保安規定への反映	
	本文		添付		対応状況	内容
14-1	別-31 ～ 別-74	各設備の表等	5-104 ～ 5-112	インターロック機能一覧表	×	安全機能を有する施設については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。

第十五条 (設計基準事故の拡大の防止)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容				保安規定への反映	
	本文		添付		対応状況	内容
—	—	—	—	—	—	—

第十六条 (核燃料物質の貯蔵施設)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容				保安規定への反映	
	本文		添付		対応状況	内容
16-1	別-47	最大貯蔵能力の表	-	-	○	第47条(核燃料物質の貯蔵)に規定している。
					×	付着ウラン回収容器の貯蔵能力の変更については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。

第十七条 (廃棄施設)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容				保安規定への反映	
	本文		添付		対応状況	内容
17-1	別-124	(気体廃棄物) 排気口から放出する排気中の放射性物質濃度は、排気用モニタにより連続的に監視するとともに、線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を十分下回ることを確認する。	6-11	(気体廃棄物) 排気口から排出される排気中の放射性物質濃度は、排気用モニタにより連続的に監視するとともに、線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を十分下回ることを確認する。	○	第61条(放射性気体廃棄物)に規定している。
17-2	別-52	第1種管理区域の気体廃棄物の廃棄設備は、第1種管理区域を第2種管理区域、非管理区域及び建屋外より負圧に維持し、かつ気体廃棄物の周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できる能力を有するものとし、その処理能力は、次表に示すとおりである。	6-11	(気体廃棄物) プレフィルタ及び高性能エアフィルタの前後の差圧を測定することにより、フィルタの目詰まりを監視する。また、高性能エアフィルタは交換後に捕集効率の測定を行う。	○	第37条(漏えい管理)に規定している。
17-3	-	-	6-11	(気体廃棄物) 濃縮ウランを生産する各工程から排気系へ移行するウランを捕集するケミカルトラップ(NaF)は、出口にウラン検出器を設け、ケミカルトラップ(NaF)の性能に異常のないことを確認する。	○	第37条(漏えい管理)に規定する。
17-4	別-51	(気体廃棄物) カスケード設備の付着ウラン回収に伴い発生する再利用しない未反応七ふっ化ヨウ素(IF7)は、専用の容器に入れて付着ウラン回収廃棄物室にIF5とともに保管廃棄する。	6-14	(その他の気体廃棄物) カスケード設備の付着ウラン回収に伴い発生する再利用しない未反応IF7を保管廃棄する場合は、専用の容器に入れて、ウラン濃縮建屋の付着ウラン回収廃棄物室にIF5とともに保管廃棄する。	○	第61条の2(IF7)に規定している。
17-5	別-125	(液体廃棄物) 液体廃棄物の放出に当たっては、処理水ピットにて試料の採取を行い、放射能測定装置により、放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度の1/10以下であることを確認するとともに、年間廃水量を管理し放出する。	6-15	(液体廃棄物) 液体廃棄物の放出は、処理水ピットにて試料の採取を行い、放射能測定装置により、放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の水中の濃度限度の10分の1以下であることを確認した後、放出する。	○	第60条(放射性液体廃棄物)に規定している。
17-6	別-58	管理廃水処理設備は、液体廃棄物の周辺監視区域境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる能力を有するものとし、その処理能力は、約3000m ³ /yである。	6-15	(液体廃棄物) 排水量を1300m ³ /yに制限する。	○	第60条(放射性液体廃棄物)に規定している。
17-7	別-57	(液体廃棄物) 第1種管理区域内の機器の点検に伴い発生する機械油及び保管廃棄した機械油の固化処理を管理廃水処理室にて行う。処理を行った機械油は、次項(ハ)に示す固体廃棄物の廃棄設備で保管廃棄する。	6-17	(その他の液体廃棄物) 第1種管理区域内の機器の点検に伴い発生した機械油及び保管廃棄した機械油は、ウラン濃縮建屋の管理廃水処理室にて固化処理し、固体廃棄物として保管廃棄する。	○	第60条の3(機械油)に規定している。
17-8	別-57	(液体廃棄物) 固化処理にあたり、処理前の機械油を管理廃水処理室内に一時的に保管する。	6-17	(その他の液体廃棄物) 固化処理にあたり処理前の機械油を管理廃水処理室内に一時的に保管する。	○	第60条の3(機械油)に規定している。
17-9	別-58	(液体廃棄物) カスケード設備の付着ウラン回収に伴い発生するIF5を保管廃棄するため、付着ウラン回収廃棄物室に区画を設定する。	6-17	(その他の液体廃棄物) カスケード設備から回収したIF5は、ケミカルトラップ(NaF)によりUF6を除外したうえで、ウラン濃縮建屋の付着ウラン回収廃棄物室に保管廃棄する。	○	第60条の4(IF5)に規定している。
17-10	別-58	(液体廃棄物) 分析作業に伴い発生する有機溶剤を保管廃棄するため、管理廃水処理室に区画を設定する。	6-17	(その他の液体廃棄物) 分析処理に伴い発生する有機溶剤は、プラスチックを内張りしたドラム缶(鋼製ドラム(液体用)準拠)に封入して、ウラン濃縮建屋内の堰等の機能を有する管理廃水処理室に保管廃棄する。	○	第60条の2(有機溶剤)に規定している。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映	
	本文	添付		対応状況	内容
17-11	別-58	(液体廃棄物) 管理廃水処理室の保管廃棄能力は、約 160 本 (20L ドラム缶換算) である。	—	—	○ 第 60 条の 2 (有機溶剤)、第 60 条の 3 (機械油) に規定している。
17-12	別-58	(液体廃棄物) 付着ウラン回収廃棄物室の保管廃棄能力は、約 430 本 (80kg ボンベ換算) である。	—	—	○ 第 60 条の 4 (IF5)、第 61 条の 2 (IF7) に規定している。 × 保管廃棄能力の変更については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
17-13	別-59	(固体廃棄物) 第 1 種管理区域内で発生した放射性固体廃棄物及び 2 号カスケード棟のカスケード設備の更新に伴い発生する使用済濃心機を受入れて保管廃棄するため、以下の建屋・室に区画を設定する。	—	—	× 区画設定については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
17-14	別-59	(固体廃棄物) 固体廃棄物の分別等を行い、保管廃棄するまでの間、一時的に保管するため、ウラン濃縮建屋内に廃棄物前処理室を設ける。	—	—	○ 第 59 条の 2 (放射性固体廃棄物) に規定している。
17-15	別-59	(固体廃棄物) 使用を廃止する 1 号カスケード室及び 1 号中間室内に設置したカスケード設備、1 号発生回収室、1 号中間室及び 1 号均質室内に設置した UF6 処理設備、1 号均質室内に設置した均質・ブレンディング設備、1 号発生回収室、1 号中間室及び除染室内に設置した管理廃水処理設備、1 号 Q マス室内に設置した分析設備及びその他付帯設備を存置の状態に保管廃棄するため、これらの室に区画 ²¹ を設定する。	—	—	× 1 号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。
17-16	別-59	(固体廃棄物) 1 号カスケード室のカスケード設備内部の付着ウラン回収等が完了した後に使用を廃止する付着ウラン回収設備を存置の状態に保管廃棄するため、当該機器の設置されている室 (エリア) に区画 ²¹ を設定する。	—	—	× 1 号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。
17-17	別-59	(固体廃棄物) 注 1 : 当該室に本施設の運転に必要な資機材を保管する場合は、保管廃棄するための区画と区別する等の必要な措置を講じる。	—	—	× 1 号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。
17-18	別-58	(固体廃棄物) 固体廃棄物の取扱として、管理廃水処理設備から発生したスラッジを保管廃棄するまでの間、管理廃水処理室内に一時的に保管する。	—	—	○ 第 59 条の 3 (スラッジ) に規定している。
17-19	別-60	(固体廃棄物) 回収した付着ウランは付着ウラン回収容器に充填し、核燃料物質として貯蔵施設に貯蔵する。	—	—	○ 第 47 条 (核燃料物質の貯蔵) に規定している。
17-20	別-65	(固体廃棄物) 廃棄物前処理室には、固体廃棄物を保管廃棄するまでの間、一時的に保管するため約 70 本 (200L ドラム缶換算) の保管場所を設ける。	—	—	○ 第 59 条の 2 (放射性固体廃棄物) に規定している。
17-21	別-65	(固体廃棄物) 固体廃棄物の廃棄設備の最大保管廃棄能力は、次表に示すとおりである。	6-18	(固体廃棄物) 固体廃棄物の最大保管廃棄能力は、次表に示すとおりであり、現在の保管量並びに前述の年間発生予想量及びカスケード設備の更新等による発生予想量に対し十分な保管能力を有している。	○ 第 59 条 (仕掛品)、第 59 条の 2 (放射性固体廃棄物)、第 59 条の 3 (スラッジ) に規定している。 × 保管廃棄能力の変更については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。
17-22	別-125	(固体廃棄物) 本施設においては、ウラン濃縮工程中から定期的に発生する固体廃棄物はないが、施設の運転に伴う付帯作業及び設備及び機器の保守点検等に伴い固体廃棄物が発生する。これらの固体廃棄物は、放射性物質が飛散しないように、ドラム缶等の容器に封入する等の処置を講じて保管廃棄する。	6-17	(固体廃棄物) 本施設においては、ウラン濃縮工程中から定期的に発生する固体廃棄物はない。UF6 シリンダの交換作業、ケミカルトラップの NaF 交換等の施設の運転に伴う付帯作業及び設備・機器の保守点検等に伴い発生するウエス、ゴム手袋、難燃性シート、使用済 NaF 等を固体廃棄物として保管廃棄する。	○ 第 59 条 (仕掛品)、第 59 条の 2 (放射性固体廃棄物) に規定している。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
		6-17 (固体廃棄物) このうちドラム缶等の容器に収納可能なもの(固形化処理した機械油を含む)は、放射性物質が飛散しないように、可燃性及び不燃性の固体廃棄物に区別して難燃性の袋等に梱包し、鋼製のドラム缶等の容器(使用済みの活性炭及び樹脂については、プラスチック容器を装填した鋼製のドラム缶)に封入し、放射性物質が漏えいしない設計とする。なお、これらの分別等の前処理、鋼製のドラム缶等の容器への封入は廃棄物前処理室にて実施する。	○	第59条(仕掛品)、第59条の2(放射性固体廃棄物)に規定している。
		6-17 (固体廃棄物) ドラム缶等の容器に収納不可能な大型のものは、開口部の溶接等による閉止あるいは難燃性シートの二重包装等により放射性物質が飛散しない状態とし、保管廃棄する。	○	第59条(仕掛品)、第59条の2(放射性固体廃棄物)に規定している。
		6-17 (固体廃棄物) 撤去した金属胴遠心機は、配管との切離し部分を溶接等により密封し、有姿で保管廃棄する。 撤去した金属胴遠心機については、使用済遠心機保管室にのみ保管廃棄する。	○ ×	第59条(仕掛品)、第59条の2(放射性固体廃棄物)に規定している。 使用済遠心機保管室のみでの保管廃棄については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
		6-17 (固体廃棄物) スラッジは、難燃性の袋に梱包し、プラスチックを内張りしたドラム缶(鋼製ドラム(液体用)準拠)に封入して保管廃棄する。	○	第36条(臨界安全管理)、第59条の3(スラッジ)に規定している。
		6-17 (固体廃棄物) スラッジは、保管廃棄するまでの間、管理廃水処理室内に保管場所を設定して一時的に保管する。	○	第59条の3(スラッジ)に規定している。
		6-18 (固体廃棄物) スラッジ、使用済NaF及び分析沈殿物については、建屋の遮蔽効果が期待できるBウラン濃縮廃棄物室にのみ保管廃棄する。	×	使用済NaF及びスラッジの保管場所の変更については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
		6-18 (固体廃棄物) スラッジ、使用済NaF及び分析沈殿物以外の固体廃棄物は表面及び表面から1mの距離における線量当量率の値が低く、公衆の実効線量への寄与は無視できるほど小さいため、建屋の遮蔽効果を期待しないA、C、D、E又はFウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。	×	使用済NaF及びスラッジの保管場所の変更については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。 廃棄物室の増設については、設工認の工事が完了後に、保安規定に規定する。
		6-18 (固体廃棄物) 万一、公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の廃棄物が発生した場合は、他のドラム缶等の廃棄物による遮蔽効果を期待できる又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄若しくは建屋の遮蔽効果が高いBウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。	○	第59条の2(放射性固体廃棄物)に規定している。
		6-18 (固体廃棄物) 廃棄物の種類、当該廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法を記録する。	○	第59条の2(放射性固体廃棄物)に規定している。
		6-18 (固体廃棄物) 放射性廃棄物を示す標識を付け、記録と照合できる整理番号を付して管理する。	○	第59条の2(放射性固体廃棄物)に規定している。
		6-18 (固体廃棄物) 保管廃棄施設(室・エリア)には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示するとともに、施設により人の近接を防止する。	○	第59条の2(放射性固体廃棄物)に規定している。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容	
		6-18 (固体廃棄物) ウランによって汚染され又は汚染のおそれのある固体廃棄物は、可燃性及び不燃性の固体廃棄物に区別して処理する。	○	第59条の2(放射性固体廃棄物)に規定している。	
17-23 別 -125	(固体廃棄物) 使用を廃止するカスケード設備、UF6処理設備、均質・ブレンディング設備、分析設備及びその他付帯設備の機器を存置の状態では保管廃棄する。	6-20 (固体廃棄物(ケミカルトラップの廃棄処理)) ケミカルトラップ(NaF)内のウランを吸着したNaFを取出し、ドラム缶に封入(25kg以下)し、ウラン貯蔵・廃棄物建屋内のBウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。	○	第36条(臨界安全管理)に規定している。	
		6-20 (固体廃棄物(系統の切離し及び保管廃棄)) UF6に暴露された機器は、内部を真空排気し、配管を閉止して隔離・密封し(系統切離し)、各機器のある室に存置の状態以下の措置を講じて保管廃棄する。	×	使用済NaF及びスラッジの保管場所の変更については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。	
		6-20 (固体廃棄物(系統の切離し及び保管廃棄)) UF6に暴露された機器は、内部を真空排気し、配管を閉止して隔離・密封し(系統切離し)、各機器のある室に存置の状態以下の措置を講じて保管廃棄する。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
		6-20 (固体廃棄物(系統の切離し及び保管廃棄)) ・廃棄物の種類、当該廃棄物に含まれる放射性物質の量を記録する。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
		6-20 (固体廃棄物(系統の切離し及び保管廃棄)) ・保管廃棄する機器は、放射性廃棄物を示す標識を付け、記録と照合できる整理番号を付して管理する。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
		6-20 (固体廃棄物(系統の切離し及び保管廃棄)) ・保管廃棄施設(室・エリア)には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示するとともに、施錠若しくは保管廃棄する機器のある周囲を仕切板で囲み人の近接を防止する。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
		6-20 (固体廃棄物(系統の切離し及び保管廃棄(カスケード設備・UF6処理設備))) 配管を閉止して隔離・密封(系統切離し)した後のカスケード設備・UF6処理設備の機器は、存置の状態では保管廃棄する。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
		6-20 (固体廃棄物(系統の切離し及び保管廃棄(カスケード設備・UF6処理設備))) 燃焼物である機械油は、機器から排出して保管廃棄する。保管廃棄機器は鋼製であり、機械油以外に燃焼物はないため、火災に対する考慮は不要となる。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
		6-20 (固体廃棄物(系統の切離し及び保管廃棄(均質・ブレンディング設備))) バッチ系統の均質・ブレンディング設備は、各槽類ごとに配管を閉止して密封し、存置の状態では保管廃棄する。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
		6-20 (固体廃棄物(系統の切離し及び保管廃棄(均質・ブレンディング設備))) 燃焼物である機械油は、機器から排出して保管廃棄する。保管廃棄機器は鋼製であり、機械油以外に燃焼物はないため、火災に対する考慮は不要となる。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
		6-20 (固体廃棄物(系統の切離し及び保管廃棄(保管廃棄する機器))) 保管廃棄する機器を次表に示す。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
		6-24 (固体廃棄物(管理区域内の電気設備等の保管廃棄)) 管理区域内にある電気設備、計測制御設備、ユーティリティ設備の付帯設備については、遮断器の撤去、二次側配線の解線等を行った後、UF6に暴露された機器と同様に、存置の状態では保管廃棄する。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
		6-24 (固体廃棄物(管理区域内の電気設備等の保管廃棄(電気設備・計測制御設備))) 第1種管理区域内にある付帯設備の電気設備、計測制御設備については、遮断器の撤去、二次側配線を解線し、放射性廃棄物としてUF6に暴露された機器と同様に存置の状態では保管廃棄する。ケーブルは存置の状態では保管廃棄するが、難燃性であり、電源の遮断により電気火災の発生を防止する。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容	
		6-24 (固体廃棄物 (管理区域内の電気設備等の保管廃棄 (ユーティリティ設備))) UF6 に暴露されている機器を存置廃棄する室にある水系配管は、内部の水抜き、配管の切断等により溢水の発生が起きないようにして存置の状態で保管廃棄する。 6-24 (固体廃棄物 (管理区域内の電気設備等の保管廃棄 (保管廃棄する機器))) 保管廃棄する機器を次表に示す。 6-27 (固体廃棄物 (非管理区域に設置した設備の処分)) 非管理区域に設置されている高周波電源設備 (遠心分離機の駆動電源) については、適切に処分する。 6-27 (固体廃棄物 (非管理区域に設置した設備の処分)) 処分する機器を次表に示す。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
17-24	別-125 (固体廃棄物) なお、付着ウラン回収設備にて、カスケード設備へ IF7 を供給し、カスケード設備の内部に付着しているウランを UF6 と IF5 に変えて回収する。	6-19 (固体廃棄物 (カスケード設備の廃棄処理)) カスケード設備に繋がる一部の配管を閉止し、生産機能を停止する。その後、カスケード設備内の付着ウランを回収する。付着ウランの回収については、既設の付着ウラン回収設備 (濃縮施設から廃棄施設に施設区分変更) とカスケード設備を配管で接続してカスケードへ IF7 ガスを供給し、付着ウラン (UF4 : 固体) を UF6 (気体) と IF5 (気体) にして付着ウラン回収設備で回収する。 6-19 (固体廃棄物 (カスケード設備の廃棄処理)) 付着ウランの回収作業には所要の期間を要するため、この間は、濃縮ウランの生産運転をするカスケード設備と同様に、大規模な自然現象等に対して状況に応じて運転停止等の措置を講じる (UF6 をコールドトラップ・ケミカルトラップ (NaF) 等に固体にして回収)。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
17-25	別-125 (固体廃棄物) カスケード設備内部の付着ウラン回収等が完了した後は、付着ウラン回収設備の使用を廃止し、存置の状態で保管廃棄する。	6-19 (固体廃棄物 (カスケード設備の廃棄処理)) その後、付着ウラン回収設備と接続している配管を取外して閉止する。 6-19 (固体廃棄物 (カスケード設備の廃棄処理)) カスケード設備から回収した付着ウランは核燃料物質として管理する。	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	
			○	第47条 (核燃料物質の貯蔵) に規定している。	
			×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後に、保安規定に規定する。	

第十八条 (放射線管理施設)

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容	
18-1	別-25 放射線から従事者を防護するため、放射線管理施設を設ける設計とする。放射線管理施設には、放射線被ばくを監視及び管理するため、従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設を設ける。	5-95 従事者及び従事者以外の者であって管理区域に一時的に立ち入る者 (以下「一時立入者」という。) に対する放射線防護のため、管理区域への出入管理、第1種管理区域からの退出時の汚染の管理及び汚染発生時の除染を行うための出入管理関係設備を設ける設計とする。	○	第68条 (管理区域への出入管理) に規定している。	
18-2	別-66 本施設内の第1種管理区域の作業環境を監視するため、排気用 HF モニタ、換気用モニタ及びエアスニッフアを設ける他、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンプラ、可搬式 HF 検知警報装置及び HF センサを備える。	5-95 本施設内の管理区域における外部放射線に係る線量当量率及び線量当量、空気中の放射線物質濃度、床・壁等の放射性物質の表面密度及び HF 濃度を監視するため、サーベイメータ、積算線量計、エアスニッフア、ダストサンプラ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ及び可搬式 HF 検知警報装置を備える他、作業環境の放射線管理用試料の測定を行うため、放射能測定装置を備える設計とする。	○	第73条 (線量当量等の測定)、第37条 (漏えい管理) に規定している。	
			×	HF センサの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。	
18-3	別-66 均質・ブレンディング設備の工程用モニタにおいて、UF6 の漏えいを監視する。	—	○	第37条 (漏えい管理) に規定している。	

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文		添付	対応状況	内容	
18-4	別-66	排気用 HF モニタ、換気用モニタ及び工程用モニタの測定値は、中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、あらかじめ設定した値を超えたときは中央制御室において警報を発する。	5-95	放射線監視・測定設備の排気用 HF モニタ及び換気用モニタは、その測定値を中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、第1種管理区域内のUF6の漏えいを検知するための警報を設定し、中央制御室において警報を発する設計とする。	○	第33条（操作上の一般事項）に規定している。
18-5	別-66	管理区域内の線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する設計とする。	5-95	従事者及び一時立入者が頻繁に立ち入る箇所における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床・壁等の放射性物質の表面密度を、管理区域入口付近に表示する設計とする。	○	第73条（線量当量等の測定）に規定する。
18-6	別-66	従事者及び一時立入者の個人被ばく管理のため、外部被ばくによる線量当量を測定する個人線量計と内部被ばくによる線量を評価するための機器を備える。	5-95	従事者及び一時立入者の外部被ばくに係る線量当量を測定する個人線量計及び内部被ばくによる線量の評価に用いる放射能測定装置を備える設計とする。	○	第70条（線量の評価及び通知）に規定している。
18-7	別-66	本施設の管理区域への出入は、原則としてゲートを設けた所定の出入口を通る設計とする。	6-4	管理区域への立入りは、あらかじめ指定された者で、かつ、必要な場合に限るものとする。	○	第68条（管理区域への出入管理）に規定している。
			6-4	本施設の管理区域への出入りは、原則としてゲートを設けた所定の出入口を通る設計とし、ここで従事者及び一時立入者の出入管理を行う。	○	第68条（管理区域への出入管理）に規定している。
18-8	別-67	汚染のおそれのある区域から退出する際の汚染管理を行うための退出モニタ及びサーベイメータを備えるとともに、除染を行うためにモニタエリア（シャワー室）にシャワーを備える。	6-4	第1種管理区域から退出する者には、退出モニタ又はサーベイメータによって表面の放射性物質の密度の検査を行わせる。	○	第68条（管理区域への出入管理）に規定している。
18-9	別-67	従事者及び一時立入者の放射線防護のため、放射線防護具類を備える。	6-4	管理区域に立ち入る者には、個人線量計の他、必要に応じて放射線防護具類を着用させる。	○	第68条（管理区域への出入管理）に規定している。
18-10	別-121	放射線被ばくの管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本施設に起因する放射線被ばくから従事者及び一時立入者並びに本施設周辺の公衆を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。	6-1	放射線被ばくの管理に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守するとともに、放射線障害の防止を図るため、以下の管理を行い、従事者及び従事者以外の者であって管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）の立入場所における線量並びに六ヶ所ウラン濃縮工場加工施設（以下「本施設」という。）に起因する公衆の線量を合理的に達成できる限り低くすることとする。 (イ) 従事者の個人被ばく管理 (ロ) 施設放射線管理 (ハ) 周辺環境における放射線監視 (ニ) 放射性廃棄物管理	○	第57条（放射性廃棄物管理に係る基本方針、計画及び実施）、第62条（放射線管理に係る基本方針、計画及び実施）に規定する。
18-11	別-121	本施設における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた値を超えるか、又は超えるおそれのある区域は、すべて管理区域とする。実際には、室、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜も考慮して、ウラン濃縮建屋、ウラン貯蔵・廃棄物建屋、ウラン濃縮廃棄物建屋及び使用済遠心機保管建屋に管理区域を設定する。	6-2	本施設においては、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた値を超えるか、又は超えるおそれのある区域は、管理区域とする。	○	第64条（管理区域）に規定している。
18-12	別-121	本施設の管理区域は、第1種管理区域と第2種管理区域に区分して管理する。	6-2	本施設の管理区域は、汚染の発生するおそれのない区域（以下「第2種管理区域」という。）とそうでない区域（以下「第1種管理区域」という。）とに区分して管理する。	○	第65条（管理区域の区域区分）に規定している。
18-13	別-121	管理区域の外において一時的に上記管理区域に係る基準を超えるか、又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時的な管理区域とする。	6-2	管理区域の外において一時的に上記管理区域に係る基準を超えるか、又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時的な管理区域とする。	○	第64条（管理区域）に規定している。
18-14	別-121	管理区域の周辺の区域であって、外部放射線に係る線量及び空気中若しくは水中の放射性物質の濃度が、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。	6-5	管理区域の周辺の区域であって、外部放射線に係る線量及び空気中若しくは水中の放射性物質の濃度が、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。	○	第69条（周辺監視区域）に規定している。
18-15	別-121	実際には、管理上の便宜も考慮して周辺監視区域を設定する。				

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映	
		本文	添付	対応状況	内容
18-16	別-122	壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じる。	6-2 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じる。	○	第64条（管理区域）に規定している。
18-17	別-122	第1種管理区域においては、床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度を超えないようにする。	6-2 第1種管理区域においては、床、壁その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度を超えないようにする。	○	第64条（管理区域）に規定している。
18-18	別-122	放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。	6-2 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する。	○	第67条（飲食及び喫煙の禁止）に規定している。
18-19	別-122	第1種管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体、衣服等 身体に着用している物及びその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が b. の表面密度限度の 1/10 を超えないようにする。	6-3 第1種管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体、衣服、履物等身体に着用している物及びその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が、線量告示に定められた表面密度限度の 1/10 を超えないようにする。	○	第68条（管理区域への出入管理）、第75条（物品の移動）に規定している。
			6-4 本施設の管理区域への物品の持込み及び持出しは、原則として所定の場所で行い、ここで物品の搬出入管理を行う。	○	第75条（物品の移動）に規定している。
			6-4 第1種管理区域から物品を持ち出そうとする場合には、サーベイメータ又は放射能測定装置によって持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度の検査を行う。	○	第75条（物品の移動）に規定している。
18-20	別-122	管理区域は、外部放射線に係る線量当量率、放射性物質による汚染の有無により、区域管理及び作業管理を行う。 また、管理区域は、外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度の程度に応じて区分し、区域管理及び作業管理を行う。 なお、第2種管理区域は、外部放射線に係る線量のみを管理を行う。	6-3 管理区域においては、従事者及び一時立入者の立入頻度及び被ばくの可能性を考慮し、必要な箇所については、定期的及び必要の都度、サーベイメータ、積算線量計による外部放射線に係る線量当量率及び線量当量の測定を行う。	○	第73条（線量当量等の測定）に規定している。
			6-3 第1種管理区域においては、空気中の放射性物質の濃度を把握するため、従事者及び一時立入者の立入頻度と汚染のおそれを考慮し、必要な箇所について、定期的及び必要の都度、エアスニッフア及びダストサンブラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により測定を行う。	○	第73条（線量当量等の測定）に規定している。
			6-3 測定前に前処理が必要な場合は分析室のスクラバ付ドラフトチェンバを使用する。	○	第71条（作業に伴う放射線管理）に規定する。
			6-3 第1種管理区域においては、従事者及び一時立入者が頻繁に立ち入る箇所について、定期的及び必要の都度スマア法又は直接法により、床、壁及びその他人の触れるおそれのある物の表面の放射性物質の密度を放射能測定装置又はサーベイメータにより測定を行う。	○	第73条（線量当量等の測定）に規定している。
			6-3 管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。	○	第73条（線量当量等の測定）に規定する。
			6-3 事前に作業環境に応じて放射線防護具類の着用、時間制限、局所排気装置の使用等必要な条件を定め、従事者の個人被ばく歴を考慮して合理的な作業計画を立てる。	○	第71条（作業に伴う放射線管理）に規定している。
			6-3 必要に応じて事前に作業訓練を行う。	○	第71条（作業に伴う放射線管理）に規定する。
			6-4 作業中に適宜、外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を測定し、必要な場合には、遮蔽物の使用、除染等を行い、作業環境の保全に努める。	○	第71条（作業に伴う放射線管理）、第72条（床、壁等の除染）に規定している。
18-21	別-122	従事者及び一時立入者を放射線被ばくから防護するため、遮蔽及び閉じ込めの管理を行うとともに、線量の管理が、容易かつ確実に行えるようにするため、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンブラ、エアスニッフア及び放射能測定装置により、管理区域の放射線レベル及び放射能レベルの状況を把握する。	6-3 従事者及び一時立入者の線量の管理が、確実に行えるようにするため、エアスニッフア、サーベイメータ、積算線量計、ダストサンブラ及び放射能測定装置により、管理区域の放射線レベル又は放射能レベルの状況を把握する。	○	第73条（線量当量等の測定）に規定している。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映	
	本文		添付	対応状況	内容
18-22	—	—	6-4 本施設の核燃料物質等を濃縮・埋設事業所（以下「事業所」という。）内において運搬する場合は、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」に定める運搬に関する措置を講じる。また、事業所外へ運搬する場合は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置が講じられることを確認する。	○	第76条（事業所内の運搬）、第77条（事業所外への運搬）に規定している。
18-23	—	—	6-4 核燃料物質等を管理区域外へ移動する場合は、表面の放射性物質の密度及び外部放射線に係る線量当量率の検査を行う。	○	第76条（事業所内の運搬）、第77条（事業所外への運搬）に規定している。
18-24	別-122	「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。	6-5 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。	○	第69条（周辺監視区域）に規定している。
18-25	別-123	周辺監視区域の境界においては、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度以下に保つ。	6-5 周辺監視区域の境界においては、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度以下に保つことはもとより、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するものとし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力委員会決定）」において定める線量目標値（50μSv/y）を十分下回る線量とする。	○	第57条（放射性廃棄物管理に係る基本方針、計画及び実施）に規定する。
			6-5 これらを満足していることを確認するために、周辺監視区域境界付近において、ダストサンプラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。また、外部放射線に係る線量当量については、積算線量計により定期的に測定するとともに、空間線量率についてモニタリングポストで監視、測定する。	○	第73条（線量当量等の測定）に規定している。
			6-5 平常時及び事故時に放射性物質の濃度及び空間線量率を監視する。そのため、周辺監視区域境界付近には、本施設周辺の人の居住状況等を考慮し、東方向に平常時及び事故時に放射性物質の濃度の監視ができる検出器を備えたダストサンプラを設置し、北西、北、南東方向に、平常時及び事故時に線量の監視ができる検出器を備えたモニタリングポストを設置する。	○	第73条（線量当量等の測定）に規定する。
			6-5 周辺監視区域内において、風向、風速、温度、雨量、日射量、放射収量を観測し、記録するものとする。	○	第73条（線量当量等の測定）、第112条（記録）に規定する。
18-26	別-123	従事者の個人被ばく管理は、外部被ばくによる線量当量の測定、作業環境の空気中の放射性物質濃度の測定等により、線量の評価を行うとともに、定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行う。なお、一時立入者については、外部被ばくに係る測定等により管理する。	6-1 (イ) 管理区域立入り前の措置 従事者に対しては、あらかじめ次のような措置を講じる。 (1) 放射線防護に関する教育を行う。 (2) 被ばく歴及び健康診断結果を調査し、問題のないことを確認する。	○	第68条（管理区域への出入管理）に規定している。
			6-1 (ロ) 従事者の線量限度 従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないようにする。	○	第70条（線量の評価及び通知）に規定している。
			6-1 (1) 外部被ばくによる線量の管理 ① 従事者には、管理区域内において個人線量計を着用させ、外部被ばくによる線量当量を測定し、定期的に線量を評価することにより行う。	○	第68条（管理区域への出入管理）、第70条（線量の評価及び通知）に規定している。
			6-1 なお、一時立入者に関しては、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。	○	第68条（管理区域への出入管理）に規定している。
			6-1 ② 特殊な作業に従事する者に対しては、その作業に応じて適切な個人線量計を着用させ、外部被ばくによる線量当量の測定を行う。	○	第70条（線量の評価及び通知）に規定する。 第68条（管理区域への出入管理）に規定している。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文	添付	対応状況	内容		
		6-1 ② 内部被ばくによる線量の管理 内部被ばくによる線量の管理は、作業環境の空気中の放射性物質濃度を測定し、定期的に線量を評価することにより行う。	○	第70条（線量の評価及び通知）に規定している。		
		6-2 ③ 線量評価結果の通知及び記録 線量の評価結果は定期的に記録し、従事者本人に通知するとともに、以後の放射線管理及び健康管理に反映させる。	○	第70条（線量の評価及び通知）に規定している。		
		6-2 (ホ) 放射線防護教育 従事者に対して必要な項目について、放射線防護教育を定期的に行う。	○	第107条（保安教育）に規定している。		
18-27	別-123	周辺監視区域外における放射線監視として、土壌及び湖沼水並びに空気中に含まれる放射性物質濃度を定期的に測定する。	6-5	土壌及び湖沼水を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。また、ダストサンブラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。	○ ○	土壌及び湖沼水については、第73条（線量当量等の測定）に規定する。 空気中の放射性物質については、第73条（線量当量等の測定）、第74条（放射線測定器類の管理）に規定している。
18-28	別-123	設計基準事故時には、本施設内外の適切な場所において空気中の放射性物質濃度、外部放射線に係る線量当量率を監視及び測定し、必要な情報を緊急時対策所（事業部対策本部室）等に表示する。	6-4	設計基準事故時には、本施設内外の適切な場所において空気中の放射性物質濃度、外部放射線に係る線量当量率を監視及び測定し、必要な情報を緊急時対策所（事業部対策本部室）等に表示する。	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.1（体制の整備）に規定する。

第十九条（監視設備）

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文	添付	対応状況	内容		
19-1	別-25	また、通常時及び設計基準事故時等において、周辺監視区域境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視・測定するための設備を設ける設計とするとともに、設計基準事故時等に周辺監視区域境界付近における HF 濃度を監視・測定するための機器を備える。	5-95 5-96 5-96 5-96	本施設の通常時及び設計基準事故時等において、施設から放出される放射性物質の濃度や、周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量、空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、放射線監視・測定設備を設けるとともに、試料分析関係設備、放出管理分析設備及びその他設備として気象観測機器、放射能観測車を備える設計とする。 設計基準事故時等に迅速な対策が行えるよう、空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するとともに HF の放出状況を把握するため、工程用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、モニタリングポスト、ダストサンブラ、気象観測機器及び放射能観測車を備えるとともに、サーベイメータ、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）等の資機材を備える設計とする。 事故時対応を確実に実行できるように、第1種管理区域の2号発回均質室、2号中間室、1号均質室、搬送通路の各所及び第2種管理区域の2号カスケード棟、ウラン貯蔵・廃棄物庫、A ウラン貯蔵庫、B ウラン貯蔵庫の室入口付近に HF センサを備える。 工程用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、モニタリングポストの測定値及び気象観測機器の観測値は、設計基準事故時における迅速な対応のため、中央制御室において表示及び記録し、工程用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ、排気用モニタ及びモニタリングポストの測定値が通常時を超える異常な値を検知した場合に警報を発する設計とする。	○ ○ ○ ○ × ○	第73条（線量当量等の測定）に規定している。 気象観測機器については、第74条（放射線測定器類の管理）に規定する。 放射能観測車については、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.3（資機材の配備）に規定する。 第73条（線量当量等の測定）に規定している。 気象観測機器については、第74条（放射線測定器類の管理）に規定する。 放射能観測車、半導体材料ガス検知器については、添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.3（資機材の配備）に規定する。 HF センサの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。 第33条（操作上の一般事項）に規定している。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文		添付	対応状況	内容	
19-2	別-67	本施設から周辺環境へ放出される放射性気体廃棄物の濃度の測定及び放射能レベルの監視を行うため排気用モニタを設けるとともに、排気用 HF モニタにより HF の放出状況を把握する。	5-96	放射性気体廃棄物の放出経路となる排気口には、放出される放射性物質の濃度を監視及び測定するため、放射線監視・測定設備として排気用モニタを設け、排気中の放射性物質濃度が法令に定める周辺監視区域外における濃度限度を超えないよう監視するとともに、排気用 HF モニタにより HF の放出状況を把握する。	○	第 61 条（放射性気体廃棄物）に規定している。
19-3	別-68	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析、放射能測定を行うため、放射能測定装置を備える。	5-96	採取した試料の放射能測定を行うため、放出管理分析設備を備える設計とする。	○	第 60 条（放射性液体廃棄物）、第 61 条（放射性気体廃棄物）に規定している。
19-4	別-67	周辺監視区域境界付近に外部放射線に係る線量当量、空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定のために積算線量計、モニタリングポスト、ダストサンプラを設ける。	6-5	周辺監視区域境界付近において、ダストサンプラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。また、外部放射線に係る線量当量については、積算線量計により定期的に測定するとともに、空間線量率についてモニタリングポストで監視、測定する。	○	第 73 条（線量当量等の測定）に規定する。
19-5	別-68	排気用モニタ、排気用 HF モニタ及びモニタリングポストの測定値は、中央制御室において表示し、監視及び記録するとともに、あらかじめ設定した値を超えたときは中央制御室において警報を発する。	—	—	○	第 33 条（操作上の一般事項）に規定する。
19-6	別-68	本施設外の放射線管理用試料の測定を行うため、放射能測定装置を備える。	6-5	土壌及び湖沼水を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。また、ダストサンプラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。	○	土壌及び湖沼水については、第 73 条（線量当量等の測定）に規定する。
					○	空気中の放射性物質については、第 73 条（線量当量等の測定）、第 74 条（放射線測定器類の管理）に規定している。
19-7	別-68	気象観測機器の観測値は、中央制御室及び緊急時対策所（事業部対策本部室）において表示する。	—	—	○	添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.1（体制の整備）に規定する。
19-8	別-68	敷地周辺の空間線量率及び空気中の放射性物質濃度を測定するため放射能観測車を備える。	—	—	○	添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.3（資機材の配備）に規定する。
19-9	別-68	屋外管理用の主要な設備の種類は、次表に示すとおりである。			○	第 74 条（放射線測定器類の管理）に規定する。
19-10	別-121	管理区域の周辺の区域であって、外部放射線に係る線量及び空気中若しくは水中の放射性物質の濃度が、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。実際には、管理上の便宜も考慮して周辺監視区域を設定する。	6-5	管理区域の周辺の区域であって、外部放射線に係る線量及び空気中若しくは水中の放射性物質の濃度が、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度を超えるおそれのある区域を周辺監視区域とする。	○	第 69 条（周辺監視区域）に規定している。
19-11	別-122	「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。	6-5	「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の規定に基づき、周辺監視区域は、人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。	○	第 69 条（周辺監視区域）に規定している。
19-12	別-123	周辺監視区域の境界においては、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度以下に保つ。	6-5	周辺監視区域の境界においては、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度又は周辺監視区域外の濃度限度以下に保つことはもとより、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するものとし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和 50 年 5 月 13 日原子力委員会決定）」において定める線量目標値（50 μ Sv/y）を十分下回る線量とする。	○	第 57 条（放射性廃棄物管理に係る基本方針、計画及び実施）に規定する。
19-13	別-123	周辺監視区域における放射線監視として、周辺監視区域境界付近において、空気中の放射性物質の濃度の定期的な測定及び外部放射線に係る線量当量の測定・監視をするとともに、必要な気象を観測する。	6-5	これらを満足していることを確認するために、周辺監視区域境界付近において、ダストサンプラにより空気中の放射性物質を採取し、放射能測定装置により定期的に測定する。また、外部放射線に係る線量当量については、積算線量計により定期的に測定するとともに、空間線量率についてモニタリングポストで監視、測定する。	○	第 73 条（線量当量等の測定）に規定している。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
		6-5 平常時及び事故時に放射性物質の濃度及び空間線量率を監視する。そのため、周辺監視区域境界付近には、本施設周辺の人の居住状況等を考慮し、東方向に平常時及び事故時に放射性物質の濃度の監視ができる検出器を備えたダストサンプラを設置し、北西、北、南東方向に、平常時及び事故時に線量の監視ができる検出器を備えたモニタリングポストを設置する。	○	第73条（線量当量等の測定）に規定する。
		6-5 周辺監視区域内において、風向、風速、温度、雨量、日射量、放射収支量を観測し、記録するものとする。	○	第73条（線量当量等の測定）、第112条（記録）に規定する。

第二十条（非常用電源設備）

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
20-1	別-69 ディーゼル発電機は、必要な容量の発電機を2基設置する設計とする。	5-97 非常用電源設備は、十分な容量のディーゼル発電機（2基）、直流電源設備及び無停電電源装置で構成し、図5-14及び次表（非常用電源設備の主要な機器及び非常用電源設備の負荷）に示す。	○	第34条（保安上特に管理を必要とする設備）に規定している。
20-2	別-69 この他に、自動火災報知設備、温度センサ、消火器、消火設備、屋外消火栓設備、遠隔消火設備、防火扉、防火シャッタを設けるとともに非常用照明及び誘導灯を設置する。		×	温度センサ、遠隔消火設備、防火扉、防火シャッタについては、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
20-3	別-69 また、設計基準事故時等の対応に必要な可搬式照明を配備する。	-	○	第97条（安全避難通路）に規定する。

第二十一条（通信連絡設備）

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
21-1	別-74 ② 主要な設備 a. 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・業務用無線設備（アナログ式） ・業務用無線設備（デジタル式） b. 所外通信連絡設備 ・緊急時電話回線 ・ファクシミリ装置 ・携帯電話 ・衛星電話	5-98 通信連絡設備の一覧表を次表に示す。	×	通信連絡設備の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
21-2	別-75 (6) 緊急時対策所 ② 主要な設備及び機器の種類 a. 所内通信連絡設備（通信連絡設備と兼用） b. 所外通信連絡設備（通信連絡設備と兼用）			

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文		添付	対応状況	内容	
21-3			5-101	(2) 中央制御室において異常を確認した場合、監視操作盤等により必要な操作を実施するとともに、所内通信連絡設備を用いて現場の作業員に対して必要な対策指示を行う。また、現場の作業員が異常を確認した場合は所内通信連絡設備を用いて中央制御室に対して連絡を行う。必要な操作、必要な対策指示を以下に示す。 ① インターロックの機能確認 ② 大規模な自然災害の発生や本施設内外の大きな事故に伴う運転停止の措置 ③ 遠隔消火設備の操作 ④ 現場の作業員に対する退避の指示	×	通信連絡設備の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
21-4			5-101	(3) 中央制御室には所外通信連絡設備を設置し、本施設の状態を事業所外の必要箇所に通信連絡が行える設計とする。	×	通信連絡設備の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。

第二十二条（重大事故等の拡大の防止等）

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映	
	本文		添付	対応状況	内容
22-1 別 -131	(UF6 漏えい) UF6 の漏えい又はそのおそれを確認した場合は、送排風機の停止・ダンパの閉止操作を行い、中央制御室でインターロックの作動状況を確認するとともに、生産運転停止等の処置を講じる。インターロックの不作動時には、中央制御室からの遠隔手動操作又は電源設備において電源断操作を実施する。 また、2号発回均質室内に気体状のUF6等を閉じ込めるため、必要な装備を準備して現場に向い、2号発回均質室シャッタのカーテンを封鎖するとともに、工場等周辺への気体状のUF6等の拡散を抑制するため、建屋周囲への放水を実施する。	7-18	事故の状況把握に関して、プロセスデータ、工程用モニタ及び排気用モニタに加えて、これら監視機能が作動できなかった場合においても、事故の状況を推定するために有効な情報を把握できるようHFセンサを均質槽付近等に設置する。	×	HFセンサの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
		7-18	HFセンサによるUF6の漏えい検知は、中央制御室に加え、モニタエリア及び2号発回均質室入口付近においても監視可能とする。	×	HFセンサの設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
		7-18	現場における対策活動を行う際には、可搬式の半導体材料ガス検知器(HF検知器)を携行して現場の状況を確認する。	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.3（資機材の配備）に規定する。
		7-18	中央制御室の監視操作盤にて手動により送排風機の停止・ダンパの閉止操作を実施する。これが不可の場合は、中央制御室に隣接している電源室の電気盤で電源断操作を実施する。	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.4（文書の整備）に規定する。
		7-18	インターロックは、フェールセーフ機構となっているが、作動が確認できない場合、これら操作を中央制御室において手動により操作する。さらに、手動操作が失敗した場合においては、中央制御室に隣接している電源室において、電源断の措置を講じる。	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.4（文書の整備）に規定する。
		7-18	中央制御室の監視操作盤にて運転停止（カスケードのUF6排気回収及び加熱機器の運転停止）の手動操作を実施する。通常（ソフト）操作が不可の場合は、ハード操作を実施する。	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.4（文書の整備）に規定する。
		7-19	屋外への漏えいがないことが確実な場合以外（状況が不明な場合）は、工場等周辺への気体状のUF6等の拡散を抑制するため、消防自動車による散水及び屋上の放水装置による散水を実施し、工場等周辺への気体状のUF6等の拡散を抑制する。	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.4（文書の整備）に規定する。
		7-19	非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で漏えい発生箇所における閉止処置等の設備応急活動を実施する。	×	屋上放水装置の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
22-2 別 -132	(火災) 火災の発生を確認した場合は、現場の状況を確認し、中央制御室で起動スイッチを操作し遠隔消火を実施する。 中央制御室で遠隔消火を失敗した場合は、2号発回均質室入口付近、1号均質室入	7-19	火災の感知については、煙感知器に加えて、UF6を内包するコールドトラップ及び均質槽付近に感知方法の異なる種類の火災感知設備及び温度センサを組み合わせることで多様化を図る設計とする。温度センサによる火災感知は、中央制御室に加え、モニタエリア及び2号発回均質室入口付近においても監視可能とする。	×	感知器の多様化、温度センサによる火災監視については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
	<p>口付近で起動スイッチを操作し遠隔消火を実施する。 中央制御室、2号発回均質室入口付近及び1号均質室入口付近での遠隔操作による消火に失敗した場合並びに遠隔消火設備を設けていない場所での火災の場合は、必要な装備を準備して火災の発現場でUF6を内包する機器に近い場所から優先的に消火を実施する。 火災のみの場合は、現場での消火活動上、排風機は運転を継続し排煙を行う。</p>	<p>7-20 火災が発生した場合は、中央制御室で遠隔消火設備の起動スイッチを操作する。散布剤はハロン消火剤、二酸化炭素消火剤の順に散布する。なお、二酸化炭素消火剤は入室者のいないことを確認後に散布を行う。中央制御室で遠隔消火を失敗した場合は、2号発回均質室入口付近又は1号均質室入口付近で起動スイッチを操作し遠隔消火を実施する。 火災が発生した場合は、遠隔消火ができるよう設計しているが、これが失敗した場合、対応要員の安全が確保できることを確認し、防火服を装着した対応要員によって現場に配備された二酸化炭素消火器により、消火活動を行う。</p>	×	遠隔消火設備の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
		<p>7-20 中央制御室、2号発回均質室入口付近及び1号均質室入口付近での遠隔操作による消火に失敗した場合並びに遠隔消火設備を設けていない場所での火災の場合は、防火服及び呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを装着し、火災の発現場でUF6を内包する機器に近い場所から優先して、室内で現場配備の消火器（最初に小型消火器を用い、次に大型の移動式消火器を用いる）により消火を実施する。火災のみの場合は、現場での消火活動上、排風機は運転を継続して排煙を行う。</p>	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.4（文書の整備）に規定する。
		<p>7-20 非常時対策組織の要員・体制が整い次第、対応要員の安全を確保できる範囲で火災発生箇所において消火器による本格消火を実施する。</p>	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.4（文書の整備）に規定する。
22-3	<p>別 -132 (UF6漏えいと火災の重疊) UF6の漏えいと火災が同時に発生していることを確認した場合は、気体状のUF6等の工場等周辺への拡散の抑制を優先的に実施し、更に必要に応じて火災の消火活動を実施する。</p>	<p>7-20 UF6の漏えいに対しては、中央制御室の監視操作盤及び中央制御室に隣接している電源室の電気盤における操作及び対応要員の安全を確保できる範囲で現場処置（化学防護服（簡易型）及び呼吸用ボンベ付一体型防護マスク装着による2号発回均質室前カーテン封鎖まで）を行い、並行して消防自動車及び屋上放水装置による放水を実施して気体状のUF6等の工場等周辺への拡散を抑制する。</p>	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.4（文書の整備）に規定する。
		<p>7-20 火災に対しては、中央制御室で起動スイッチを操作し遠隔消火を実施する。散布剤はハロン消火剤、二酸化炭素消火剤の順に散布するが、二酸化炭素消火剤は入室者のいないことを確認後に散布を行う。中央制御室で遠隔消火を失敗した場合は、2号発回均質室入口付近又は1号均質室入口付近で起動スイッチを操作し遠隔消火を実施する。</p>	×	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.4（文書の整備）に規定する。
		<p>7-20 遠隔消火失敗及び遠隔消火設備を設けていない場所での火災の場合は、対応要員の安全を確保できる範囲で火災の発生している室内に入室して現場に配備された二酸化炭素消火器により、消火活動を行うとともに、漏えい箇所を冷却して漏えいを収束させる。</p>	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.4（文書の整備）に規定する。
		<p>7-21 重大事故に至るおそれがある事故が予測できる場合又は発生した場合には、安全を最優先に以下に示す生産運転停止等の措置を講じる。これらの措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）の内容は、保安規定に規定する。</p>	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.4（文書の整備）に規定する。
22-4	<p>別 -133 (生産運転停止等の対処) 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には安全を最優先に生産運転停止等の措置を講じ、これに必要な管理体制、判断基準及び対処（操作）の内容をあらかじめ定める。</p>	<p>7-21 ・カスケード設備は、UF6を排気し、UF6シリンダ類、コールドトラップ及びベキミカルトラップに回収する。 ・均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱を停止し、UF6を固体状態で機器内に閉じ込める操作を実施する。 ・万一、UF6が機器から漏えいした場合又はそのおそれがある場合は、建屋内に気体状のUF6等を閉じ込めるため、送排風機の停止・ダンパを閉止する。</p>	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.4（文書の整備）に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映		
	本文	添付	対応状況	内容	
22-5 別 -133	<p>(資機材等)</p> <p>本施設では、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等を整備するものとし、UF6の漏えいに伴う化学的影響を考慮したものとす。資機材等については、対策活動に必要な保有数・容量を考慮するとともに、事故時に確実に使用することができるよう保管場所及び保管中の機能維持について考慮し、作業環境を踏まえた機能を有するものを配備する。また、アクセスルートを適切に考慮して事故時において確実に対策が実施できるようにする。</p>	7-21	事故の対処に必要な資機材として、消防自動車、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具等を整備する。また、対処に必要な量の貯水槽を整備する。これらの資機材は、必要な個数及び容量を整備する。	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.3（資機材の配備）に規定する。
				×	消防自動車の配備については、配備が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
				×	貯水槽の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
		7-21	さらに、大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響により使用不可能とならないよう複数箇所に分散配置、隔離配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所に保管する。	×	資機材の分散配置等については、資機材保管庫の設置が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
		7-21	本施設が大規模損壊に至る場合であっても、本施設専用の消防自動車により建屋及び建屋周辺に放水することで対処する。	×	消防自動車の配備については、配備が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
	7-21	重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等を表7-1、屋内の主要資機材置場を図7-1-1、屋外の主要資機材置場を図7-1-2に示す。	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.3（資機材の配備）に規定する。	
	7-21	<p>（保有数・容量に対する考慮）</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するための活動が確実に実行できるようにするため、以下の基本的考え方に基づき必要な数量を確保する。</p> <p>基準Ⅰ：化学防護服等の対策活動要員の人数分や活動単位毎に必要な資機材等は、資機材等の保管場所の地震等による損傷可能性、保管場所の数等を考慮した上で必要数を確保する。</p> <p>基準Ⅱ：ページング装置等の使用上各所に配備する資機材等は、故障等により使用できない場合でもいずれかの場所に配備した資機材等を代用して使用できるように必要数を確保する。</p> <p>基準Ⅲ：チェンジングルーム等の他の代替方法で同様の要求機能が満足できるものは、代替方法も含めて必要数を確保する。</p> <p>基準Ⅳ：初期対応等で運転管理班員、消火班員、指揮者等の対応者が直ちに使用する必要があり、特定の場所に配備する資機材等は、対応者の人数・使用方法に応じた必要数を確保する。</p> <p>また、建屋周囲の放水活動に使用する貯水槽は、液体UF6の漏えい事故発生時に自然放熱によりUF6が固体となるまでの時間に相当する12～13時間、消防自動車及び屋上放水装置により放水することが可能な量として設計する。</p>	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.3（資機材の配備）に規定する。	
			×	貯水槽、屋上放水装置の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。	
			×	消防自動車の配備については、配備が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。	

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
		<p>7-22 (保管場所に対する考慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資機材等は大地震等の自然現象、航空機落下等の人為事象の影響により使用不可能とならないよう複数箇所に分散配置、隔離配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所に保管する。 屋内保管の資機材等は、保管容器への収納又は保管棚へ保管し、地震による転倒・飛散防止対策を講じるとともに、内部飛来物の影響を受けないようにする。 屋外の保管庫は、損傷しても内部の資機材等を取出し可能な構造とする。 屋外の保管庫は、除雪及び除灰により資機材等の取出しに支障のないようにする。 屋外の保管庫は、排水溝を有する敷地内への設置等により浸水して資機材等が使用不可能とならないようにする。 屋外の保管庫は、自然現象等による外力により、万一、損傷した場合でも、収納する資機材等が飛来物とならないように固縛等の対策を実施する。 屋外の保管庫は、防火帯の内部に設置し、オイルヤード等の火災発生の可能性がある場所から離して設置する。 屋外の保管庫は、航空機落下による損傷を避けるため、UF6 を内包する機器を収納する建屋から 100m 以上離して設置する。 	○	添付 2 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針) 1.3 (資機材の配備) に規定する。
			×	資機材の分散配置等については、資機材保管庫の設置が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
		<p>7-22 (機能維持に対する考慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資機材等は、設計を上回る地震等の自然現象及び航空機落下等の人為事象による外力で損傷することを可能な限り防止する、又は汎用品の使用等により交換・修理が容易な設計とする。 資機材等は、定期的に保守・点検を行い、その機能を常に発揮できるようにする。 貯水槽は、鉄筋コンクリート造とし、1G の静的地震力を受けた場合でも漏水が発生しない構造とする。 	○	添付 2 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針) 1.3 (資機材の配備) に規定する。
			×	貯水槽の設置については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。
		<p>7-22 (作業環境に対する考慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故発生時の現場環境 (気体状の UF6 等への暴露) 及び悪天候等の条件を踏まえた資機材等を整備する。 停電、夜間等にも現場状況を把握可能な検知手段を整備し、検知手段の多重化・多様化を図る。 想定される高温状態でも使用可能な仕様の資機材等を配備する。 防護服装着時の熱中症対策として、保冷ベスト等を配備する。 想定される低温状態でも使用可能な仕様の資機材等を配備する。 放水活動に支障をきたすことのないように、貯水槽は地下に埋設して凍結を防止する。 放水活動 (消防自動車・対応要員のアクセス) に支障をきたすことのないように、建屋の周囲は除雪・除灰する。強風時は建屋近傍に気体状の UF6 等が滞留することなく近接可能であることから、安全距離を確保 (地震によるコンクリート壁の剥落等を考慮) して可能な限り建屋に近接して放水活動を行う。 化学防護服は、HF が生地の表面に付着すると時間とともに浸透して生地を通過 (破過) するため、破過までの時間余裕が十分ある仕様の化学防護服を配備する。 チェンジングルームは、HF 濃度が 1ppm 未満、かつ溢水のない場所に設置する。 	○	添付 2 (重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針) 1.3 (資機材の配備)、1.4 (文書の整備) に規定する。
			×	貯水槽の設置については、設工認の工事が完了する 2021 年上期に、保安規定に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
		7-23 (アクセスルートに対する考慮) アクセスルートは、十分な広さを有し、落下物等の障害物のないルートを確認し、屋内の通路から事故発生現場へアクセスすることが困難な場合は、非常扉から屋内へアクセスする等の複数のルートを確認する。また、停電時の対処のために可搬式の照明・非常用発電機を配備する。屋内アクセスルート図を図7-2-1、屋外アクセスルート図を図7-2-2に示す。	○	添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針)1.4(文書の整備)に規定する。
22-6	別 -133 (手順書の整備) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、対策活動を行う実施組織及び支援組織用の手順書を策定する。 手順書には、必要な情報の種類、入手方法、判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位、手順書間の相互関係等を明確にする。	7-23 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、実施組織及び支援組織の活動に必要な「図7-3 事故対処フロー図」に示す内容について、事象の進展及び対策活動に応じた手順書を作成し、体系的に整備する。 手順書には、活動に必要な現場の作業環境の測定データ等の情報を明確にし、これに基づき対策の実施を判断する基準をあらかじめ定める。 ・重大事故に至るおそれがある事故として、液化中の均質槽(中間製品容器)からの漏えいと火災による大気圧未滴でUF6を取り扱う機器からの漏えいが同時発生することを想定するとともに、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定するとともに、全交流電源喪失及び中央制御室の監視機能の喪失を考慮した手順書並びに建屋の周囲で実施する放水等の事故対処の手順書を整備する。手順書には、現場の作業環境等の必要な情報の種類(プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無等)、入手方法(検知器等)及び判断基準(警報設定値等)を定める。 ・UF6の漏えいと火災の重畳時には、工場等周辺への気体状のUF6等の拡散を抑制することを最優先にし、事故対処の優先順位を決定するための判断基準を規定する。 ・大規模な自然災害が発生した場合、本施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合には、生産運転停止等の措置を講じるものとし、安全を最優先に対応するものとし、あらかじめ対処の手順書を定める。	○	添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針)1.4(文書の整備)に規定する。
22-7	別 -133 (訓練の実施) 重大事故に至るおそれがある事故の対策活動の知識・技能向上を図るため、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練等の教育・訓練を定期的に行う。 訓練では、放射線物質や化学物質等の影響、夜間や悪天候下等の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材等を用いた訓練を実施する。	7-24 重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生並びにこれらの重畳を想定し、UF6の特性及びUF6の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化を含む重大事故に至るおそれがある事故発生時の本施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を実施する。また、非常時対策組織の活動に係る机上教育を実施するとともに、各班の活動に応じた個別訓練及び非常時対策組織全体で連携した総合訓練を実施する。 ・各班の個別訓練等を通じて、事故対処に使用する資機材、装備品の繰り返しの取扱い訓練による技能の習熟を図るとともに、汎用機器の予備品交換等の経験などを積み、事故対処の資機材、装備品を熟知する。 ・訓練は、気体状のUF6等の化学的影響下での活動、夜間の視界不良、悪天候下等の厳しい環境を考慮して実施する。 ・事故の対策に必要な資機材、装備品及び手順書を明確にし、いつでも使用可能なように維持管理するとともに、教育・訓練により資機材、装備品を使用し、技能の習熟を図る。 ① 総合訓練(年1回以上) 重大事故に至るおそれがある事故を想定し、非常時対策組織全体で連携した対策活動に係る訓練を実施する。 ② 非常時対策組織各班による個別訓練(年1回以上)	○	添付2(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針)1.2(教育・訓練の実施)に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映	
	本文	添付	対応状況	内容
22-8 別 -133	<p>(体制の整備)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。</p> <p>非常時対策組織には、本部、実施組織として運転管理班、設備応急班、消火班、総務班及び放射線管理班を設置し、支援組織として本部事務局、技術支援班、救護班、厚生班、資材班及び広報班を設置するとともに必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確にする。</p> <p>また、他の原子力事業者等から要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。</p>	<p>7-24</p> <p>① 非常時対策組織</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の対策活動を行うため、非常時対策組織を設置する。</p> <p>非常時対策組織には、実施組織及び支援組織を設置し、その役割、責任者（本部長、班長及び代理人）を定めるとともに、必要な要員数を確保する。</p> <p>また、対策活動の指揮命令を行う本部を設置し、指揮者となる本部長には濃縮事業部長がその任に当たるとともに、その代行者を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施組織及び支援組織の各班の機能をあらかじめ明確にするとともに、各班に責任者として班長及び副班長を配置する。 ・実施組織として、本施設の状態監視、運転操作、初期対応を行う運転管理班、漏えい箇所での閉止処置等の応急措置を行う設備応急班、消火活動及び気体状のUF6等の工場等周辺への拡散抑制のための放水活動を行う消火班、避難誘導や被災者の救助等を行う総務班及び施設周辺の環境測定、被ばく管理等を行う放射線管理班を設置する。実施組織体制表を表7-2に示す。 ・実施組織には、複数機器の同時損傷及び火災の複数同時発生時において、工場等周辺への気体状のUF6等の拡散を抑制することを最優先に施設内外での活動が実施できる要員数を確保する。 ・技術支援組織として、技術的検討や資料作成を行う技術支援班を設置するとともに、運営支援組織として情報の収集・整理、本部決定事項の指示・伝達等を行う本部事務局、社外への広報活動を行う広報班、被災者の救護活動を行う救護班、必要な応急資機材の調達を行う資材班及び活動期間中に必要な食料の手配等を行う厚生班を設置する。 ・非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた場所（緊急時対策所）を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備え、常に使用可能な状態に点検・整備する。 ・重大事故等が発生した場合には、連絡責任者による召集等により必要な要員が参集し、非常時対策組織（実施組織及び支援組織）を立ち上げる。 <p>また、迅速かつ的確な情報連絡・要員召集を実施するために、通常勤務時間帯及び夜間・休日の連絡責任者が必要な要員を召集できるように資機材、装備品を整備するとともに、定期的に要員の召集訓練を実施する。</p> <p>② 自衛消防隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防隊は、航空機墜落火災を含む敷地内の火災発生時に対応する実施組織及び支援組織を設置し、それらの責任の所在を明確にする。 ・自衛消防隊の長（管理権原者）は、「濃縮事業部長」とする。 <p>③ 防火・防災管理組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災時及び地震時における出火に備え、日常の防火・防災管理をするための防火・防災管理組織を設置する。 ・防火・防災管理組織の長（管理権原者）は、「濃縮事業部長」とする。 <p>④ 他の原子力事業者等による支援</p> <p>本施設において原子力災害が発生した場合に備えて、他の原子力事業者から要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を得られる体制を整備する。また、当社の他事業部門においても、同様の対応を図る。</p>	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）1.1（体制の整備）、1.2（教育・訓練の実施）に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文		添付	対応状況	内容	
22-9	別 -134	<p>(大規模損壊)</p> <p>想定を上回る自然現象等による外力により、本施設が大規模な損壊に至ることがあった場合でも、大規模な火災が発生したときには、消火活動に当たり、建屋が大規模な損壊に至った場合には、建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF6等の拡散を抑制し、事故の進展防止、影響緩和を図るが、濃縮事業部単独での対処が困難なときは、他事業部及び他事業者へ協力要請を行う。</p> <p>また、これらの対策活動に必要な手順書、体制および資機材等を整備するとともに、対策活動の知識・技能向上を図るため、教育・訓練を定期的に行う。</p>	7-25	<p>想定を上回る自然現象等による外力により、本施設が大規模な損壊に至る場合でも、以下の対応を図ることにより、事故の進展防止、影響緩和を図る。また、これらの対策活動に必要な手順書、必要な資機材、装備品及び体制を整備するとともに、教育・訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合には、化学消防自動車により消火活動に当たる。 ・建屋が大規模な損壊に至った場合には、消防自動車による建屋周囲への放水及び漏えい発生箇所周辺へ直接放水することにより、工場等周辺への気体状のUF6等の拡散を抑制する。 ・工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器（HF 検知器）、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、装備品を整備する。 ・濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、装備品の提供を受けて対策活動に当たる。 ・大規模損壊が発生した場合の対策活動にかかる知識及び技能の維持・向上のため、総合訓練、非常時対策組織各班による個別訓練及び大規模損壊における本施設の挙動に関する教育を年1回以上実施する。 	○	添付2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針）2（大規模損壊への対応）に規定する。

その他

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映		
	本文		添付	対応状況	内容	
そ-1	-	-	5-240	<p>(分離作業能力の削減及びそれに伴う RE-1 設備の廃棄物化)</p> <p>RE-1 設備 (分離作業能力 600tSWU/y) を廃止し、既許可申請における濃縮施設の分離作業能力を減じて 450tSWU/y に変更し、最大処理能力を 1890tU/y から減じて 790tU/y に変更する。</p>	×	分離作業能力の削減については、設工認の工事完了後、保安規定に規定する。
			5-240	<p>(分離作業能力の削減及びそれに伴う RE-1 設備の廃棄物化)</p> <p>また、これに伴い、RE-1 設備について、密閉等の処置により核燃料物質の取り扱いができないよう措置し、設備及び機器を存置のまま保管廃棄することとし、RE-1 設備を設置している 1号カスケード室、1号発生回収室、1号中間室及び1号均質室を固体廃棄物の廃棄施設に変更後、カスケード設備の付着ウランを回収する。</p>	×	1号の存置廃棄については、設工認の工事完了後、保安規定に規定する。
そ-2	-	-	5-240	<p>(廃棄物建屋の増設)</p> <p>放射性固体廃棄物の保管廃棄能力の増強のため、B ウラン濃縮廃棄物建屋を増設する。</p> <p>増設する B ウラン濃縮廃棄物建屋には、放射線量が十分小さい放射性固体廃棄物を保管廃棄するものとし、廃棄物のうちウエス、ゴム手袋、難燃性シート等については、鋼製ドラム缶に封入する。</p> <p>また、大型機器の固体廃棄物は、切断部等の開口部を塞ぐための溶接あるいは難燃性シートによる二重梱包等により放射性物質が飛散しないよう措置し、保管廃棄する。</p> <p>建屋は、鉄骨造平屋建て（準耐火建築物、耐震重要度分類第2類）で、N 値 50 以上を有する地盤に支持する。また、建屋には、防火区画を定め、火災感知設備、二酸化炭素消火器及び消火栓を設置する。</p>	×	B ウラン濃縮廃棄物建屋の増設については、設工認の工事完了後、保安規定に規定する。
					○	第59条の2（放射性固体廃棄物）に規定している。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容			保安規定への反映	
	本文		添付	対応状況	内容
そ-3	-	-	5-240 (貯蔵施設の変更) ウラン貯蔵・廃棄物建屋内のA ウラン貯蔵室及びB ウラン貯蔵室の製品シリンダ置場における製品シリンダの貯蔵能力を12本分減らし、同置場に、1号カスケード室及び2号カスケード室内のカスケード設備から回収したウランを封入した付着ウラン回収容器12本を貯蔵する。	×	付着ウラン回収容器の貯蔵能力の変更については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
そ-4	-	-	5-241 (廃棄の方法及び廃棄施設の変更) ・使用済NaF及びスラッジの保管場所の変更 A ウラン濃縮廃棄物室に保管している使用済NaF及びスラッジを全て、B ウラン濃縮廃棄物室に移動し、A ウラン濃縮廃棄物室には、ウエス等の線量の低い固体廃棄物を保管する。 使用済NaF及びスラッジをB ウラン濃縮廃棄物室に移動し、保管廃棄することについて、B ウラン濃縮廃棄物室は、約4400本(200ℓドラム缶換算)の保管廃棄能力を有し、A ウラン濃縮廃棄物室よりも遮蔽性能が高く、使用済NaF及びスラッジが満量で保管廃棄されたとしても、本施設周辺の公衆に与える線量は十分小さい。 A ウラン濃縮廃棄物室には、使用済NaF及びスラッジより低線量のウエス等の固体廃棄物を保管廃棄する。	×	使用済NaF及びスラッジの保管場所の変更については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。
			5-241 (廃棄の方法及び廃棄施設の変更) ・保守室の廃棄施設への変更 最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの(廃棄物の仕掛品)の管理について、専用の廃棄施設で実施することが適切であることから、保守室を廃棄施設に変更し、廃棄物の仕掛品をドラム缶へ封入する等の措置を講じる。	○	第59条(仕掛品)に規定している。
			5-241 (廃棄の方法及び廃棄施設の変更) ・廃油の廃棄方法の変更 第1種管理区域から発生した線量の低い廃油等を一時的な管理区域を設定して、建屋外の危険物・薬品貯蔵庫に保管する。廃油等を適切に処理・処分するため、管理廃水処理室内に一時保管した上で、これら固形化処理を行い、固体廃棄物として保管廃棄する。また、固形化処理できない有機溶剤については、液体専用の容器に封入し、漏えい防止をした上で、管理廃水処理室に保管廃棄する。固形化処理の方法については、容器に吸着剤を投入し、機械油と吸着剤を攪拌して固形化する。固形化後は、難燃性の袋等に封入し、さらに金属製の容器に封入し、固体廃棄物として保管廃棄する。	○	危険物・薬品貯蔵庫に保管していた廃油については、全て固形化が完了したため、今回保安規定から削除する。
そ-5	-	-	5-242 (2号カスケード設備の新型遠心機への更新等) 分離作業能力450tSWU/yの2号カスケード設備のうち、75tSWU/yを既に新型遠心機に更新している。 本申請においては、残りの375tSWU/yについて、金属胴遠心機から新型遠心機に更新する。また、撤去した金属胴遠心機は、使用済遠心機保管建屋に保管廃棄する。今後、Cウラン貯蔵室には、使用済遠心機は保管しない。	×	第60条の2(有機溶剤)、第60条の3(機械油)に規定している。
					分離作業能力375tSWU/yを新型遠心機に更新すること、Cウラン貯蔵室に使用済遠心機を保管しないことについては、設工認の工事完了後、保安規定に規定する。

No.	加工事業変更許可申請書での記載内容		保安規定への反映			
	本文	添付	対応状況	内容		
そ-6	-	-	5-242	<p>(ドライクリーニング装置の撤去)</p> <p>管理区域で着用した被服の洗濯のために設置したドライクリーニング装置について、核燃料物質によって汚染された物の発生はほとんどなく、過去10年間の使用実績がないことから、これを撤去する。</p> <p>装置撤去後における汚染管理については、管理区域からの退出時の被服の汚染チェック等を行い、汚染が認められた場合、これを固体廃棄物として保管廃棄すること等の汚染管理を行う。</p>	<p>×</p> <p>○</p>	<p>ドライクリーニング装置の撤去については、設工認の工事完了後、保安規定に規定する。</p> <p>第68条（管理区域への出入管理）に規定する。</p>
			5-242	<p>(ドライクリーニング装置の撤去)</p> <p>また、放射性物質が飛散するような作業は、局所排気装置を設置した除染ハウス又はクリーンハウスにて行い、室外への汚染拡大を防止する、また、保温材のない配管部へのカバー等の設置、工事区域と運転区域の区分管理をする等の汚染防止対策を講じ、これら保安上の措置について保安規定で明確にする。</p>	<p>○</p> <p>×</p>	<p>第37条（漏えい管理）、第71条（作業に伴う放射線管理）に規定する。</p> <p>配管部へのカバー等の設置については、設工認の工事が完了する2021年上期に、保安規定に規定する。</p>